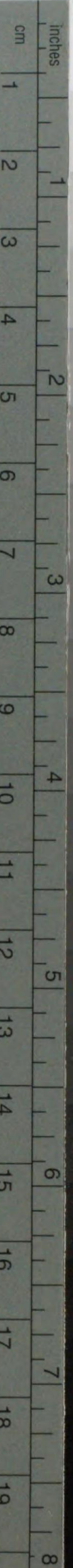


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

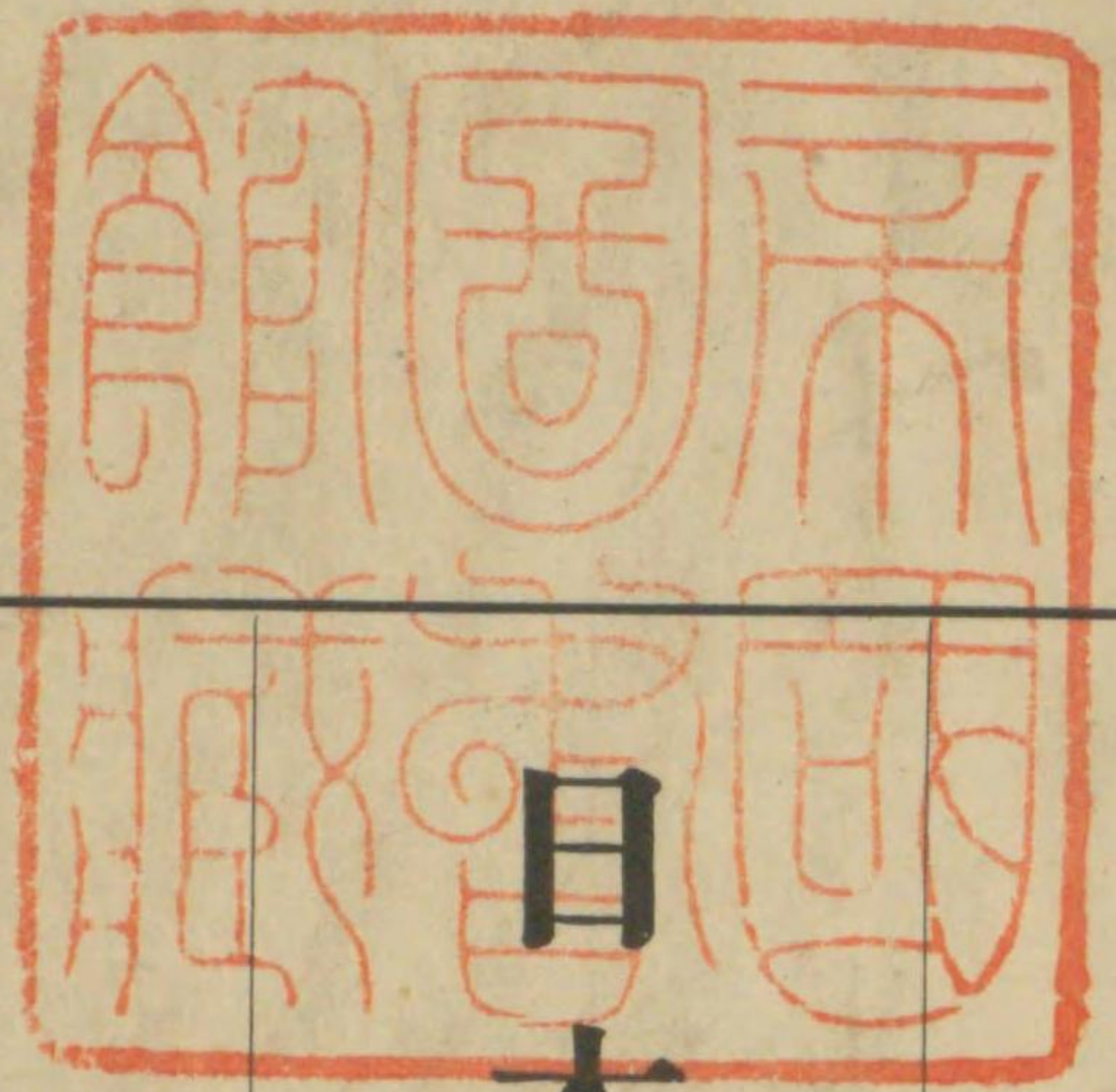


複製写

398
7

398-97
1200501466151

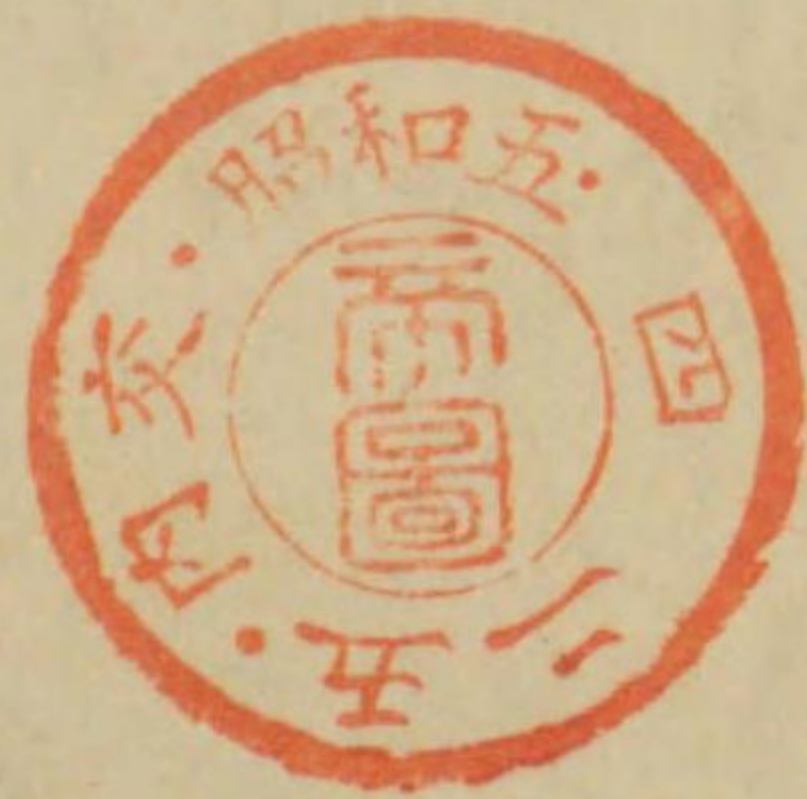
25 2 4



三浦周行著

日本史の研究 第二輯

岩波書店刊行



398-97

自序

本書の前編『日本史の研究』の自序に於て、私は近世國史學の發達についての卑見を述べたから、本編には、更に其後の新傾向を補説して序文に代へんかとも思つたが、本編に收めた「日本史學史概説」の終りに略これを書き盡してゐるから、こゝには本編の成る迄の經過を叙述して聊か記念の意を寓したい。

大正十二年九月、關東地方を見舞つた稀有の大震災は、多くの典籍を焦土に歸せしめたが、當時東京神田の岩波書店の倉庫に納められた前編一千三百七十餘頁の紙型も亦其さゝやかなる犠牲の一つとなつた。發行後早くも一年餘にして此不運に廻り合せた前著に、縣々の思を寄せ乍ら、只管再版の機を覘つて早くも六年を過ぎたが、近き將來に實現の困難なる事情を看取した私は、姑くこれを他日の機會に譲つて、更に第二の論文集の出版を思立つた。

大學の私の研究室で、日夕几を並べつゝある前京都帝國大學文學部副手大學院

學生藤直幹、現副手同寺尾宏二の兩文學士に此意圖を語つて助力を求めたのは昨年七月の初であつた。兩學士は立ちどころに快諾して、先づ材料の蒐集に着手され、私の氣附かなかつたもの迄も漏れなく採撫された。前編に收めた論文の範圍は大正十一年一月迄の業績に止めたから、本編には主として其以後の既發表及び未發表の日本史に關する諸論文を收め、偶一二の前編の採録に漏れたものをも加ふることにした。編纂の組織は略前編に准じたが、其前後に依つて異なる主要の點は、「皇室」を編首に掲げたこと、前編の「歴史地理」を「都市及び港灣」に改めたことである。

次に本編に收むべき諸論文の選擇については、私自身、前編のそれらと略同一水準に置かるべきものに限らんとして、幾度か其取捨に考慮を重ねた。編外に取除けたものでも、優に一部の論文集を編み得る程の量とはなつたもの、私の學的良心は猶ほ慊らないで、更に取殘された諸編に向つても斧鉞を加へんと試みた。併し前編が絶版の憂目に遭つてゐる今日、我れ乍ら覺えず裁斷の手が鈍らざるを得なかつた事を告白して大方の諒察を仰ぐ次第である。又取り殘した諸編は、輕き研究、通俗的な記述、講演の速記杯であるが、それらは他日別に纏めて刊行すべき機會もあらう。

私が本編の編纂を終へて原稿全部を岩波書店に交付したのは昨年九月の初であつた。豫ねて別に拙著『續法制史の研究』の續編をも世に問はんと思ひ乍ら、其適當な書名に窮してゐる私は、本編に對して『續日本史の研究』と命名したくはなかつたから、『日本史の研究第二輯』と題した。昨年十月の初に校正刷が出初めてから、藤、寺尾兩學士の援助に依つて校正を進め、本文全部を校了したのが去る二月十七日である。此間兩學士が長期に亙つて交々嚴密なる校讐に異常の努力を續けられたのは、私の中心感謝するところである。寺尾學士は更に本編の名辭を拔萃し、藤學士及び大學院學生文學士小葉田淳氏の協力を得て索引の編纂を遂げられた。本書の利用者はこれに依つて多大の便益を得らるゝであらう。

顧みれば私が前編の發行を企てたのは、世界大戰後に於ける歐米の學界視察の

門出が其動機であつたが、本編の印刷中、私は支那廣東の嶺南大學及び中山大學に於て、日本史殊に明治維新の政治史及び法制史の講義の爲め、近く渡支するに内定し、其出發前に校正を完了せんものと取急いだから、本編も亦偶然乍ら私の外遊に機縁を有つことゝなつた。其後私の渡支は此秋に延びたが、私は其機會に試みんとする支那各地の日支關係の史蹟及び史料の調査が、何程か本書第三輯の資料を提供すべき契機ともならんことを念じて筆を擱く。

昭和五年三月

三 浦 周 行

日本史の研究 第二輯

目 次

第一編 皇室

第一章 皇位及び皇統

- 第一 長慶天皇御在位決定に至る迄
- 第二 兩統問題の一波瀾
- 第三 南北朝合體條件
- 第四 昭和の御大禮

第二章 皇室と國民

目 次

第一 皇室と難波津 七五

第二 皇室と産業 八五

第二編 文化批判

第一章 中世の文化 九〇

第一 中世の日本文明 九〇

第二 鎌倉時代 九〇

第三 鎌倉より室町へ 一七三

第四 織田豊臣時代の文化 二〇一

第二章 近世の文化 二二七

第一 近世史概説 二二七

第二章 明治大正の文化 二六九

第一 明治史の暗黒面 二八九

第二 明治維新成功の要素 三二六

第三 明治史の光明面 三三三

第四 大正時代 三四三

第四章 思想及び信仰 三五三

第一 中世の庶民生活と信仰 三五三

第二 住吉神社 三七一

第三 大依羅神社 三八二

第四 東大寺大廬舎那佛造立考 三六六

第五 臨濟禪と中世文明 三九三

第五章 學問及び藝術 四〇四

第一 日本史學史概説 四〇四

第二 徳川光圀の修史事業

四
五二五

- 一 大日本史の史料探訪……………五二五
- 二 徳川光圀と其修史事業……………五三五
- 三 大日本史の舊稿本の附箋の筆者及び其准勅撰説……………五五九
- 四 大日本史稿本の立稿者……………五七三

第三 平安朝の藝術

五七八

第四 撰者のなやみ

五八四

第六章 社會及び政治

五九四

- 第一 日本社會史——殊に過渡期の社會……………五九四
- 第二 日本商人史觀……………六三三
- 第三 女性史上の黄金時代……………六四一
- 第四 古代の社會階級……………六五八
- 第五 古代社會の經濟生活……………六六八

- 第六 源頼朝の經濟政策……………六六六
- 第七 御家人生活……………六九七
- 第八 天平時代の政治……………七二〇
- 第九 建武中興の政治史的社會史的觀察……………七三六
- 第十 足利義政の政治と女性……………七五三

第三編 人物批判

七六七

第一章 概論

七六七

第一 文化記念と人物尊重

七六七

第二章 各説

八〇二

- 第一 聖徳太子の御精神……………八〇二
- 第二 菅原道眞……………八一七

第三 人間としての法然……………八二六

×第四 楠木正成……………八三三

第五 木村重成……………八四二

第六 近世の生んだ二大史家……………八四八

第七 新日本の大恩人ゼネラル、グラント……………八六四

第八 栗田寛先生……………九〇九

第四編 對外關係……………九二九

第一章 日明關係……………九二九

第一 日明貿易の發展……………九二九

第二 足利義滿の對明外交……………九五三

第三 足利義持の對明外交……………九七四

第二章 日鮮關係……………九八三

第一 古代日鮮關係史……………九八三

第二 足利時代日本人の居留地たりし朝鮮三浦……………一〇三三

第三 新井白石と復號問題……………一〇五三

第四 日鮮離合の跡を顧みて……………一〇七一

第三章 外寇と外征……………一〇八六

第一 應永外寇の真相……………一〇八六

第二 朝鮮役……………一一三三

第五編 都市及び港灣……………一二四七

✓第一章 都市の發達……………一二四七

第一 信長秀吉の都市政策……………一二四七

第二 中世の大阪……………一二六三

第三 遷都の今昔感……………二八一

第二章 港灣の發達……………一九四

第一 港灣の研究……………一九四

一 古代の港……………一九四

二 中世の港……………二〇七

三 足利時代の通商貿易……………二一六

四 近世の港……………二二三

五 近世貿易の趨勢……………二四〇

六 横濱及び神戸の開港事情……………二五〇

第二 開國文化より見たる堺……………二六一

第六編 史料研究……………二八七

第一章 記録及び文書……………二八七

第一 北野社記録……………二八七

第二 正倉院文書……………三〇〇

第三 桑原氏所藏文書……………三〇六

第二章 圖書……………三二二

第一 東京帝國大學圖書館の思出……………三二二

第二 鳩翁遺稿……………三三一

第三 島根縣史……………三三四

第三章 史料探訪……………三三〇

第一 青森巖手兩縣の史料……………三三〇

第二 福井縣の史料……………三三四

目次終

日本史の研究 第二輯

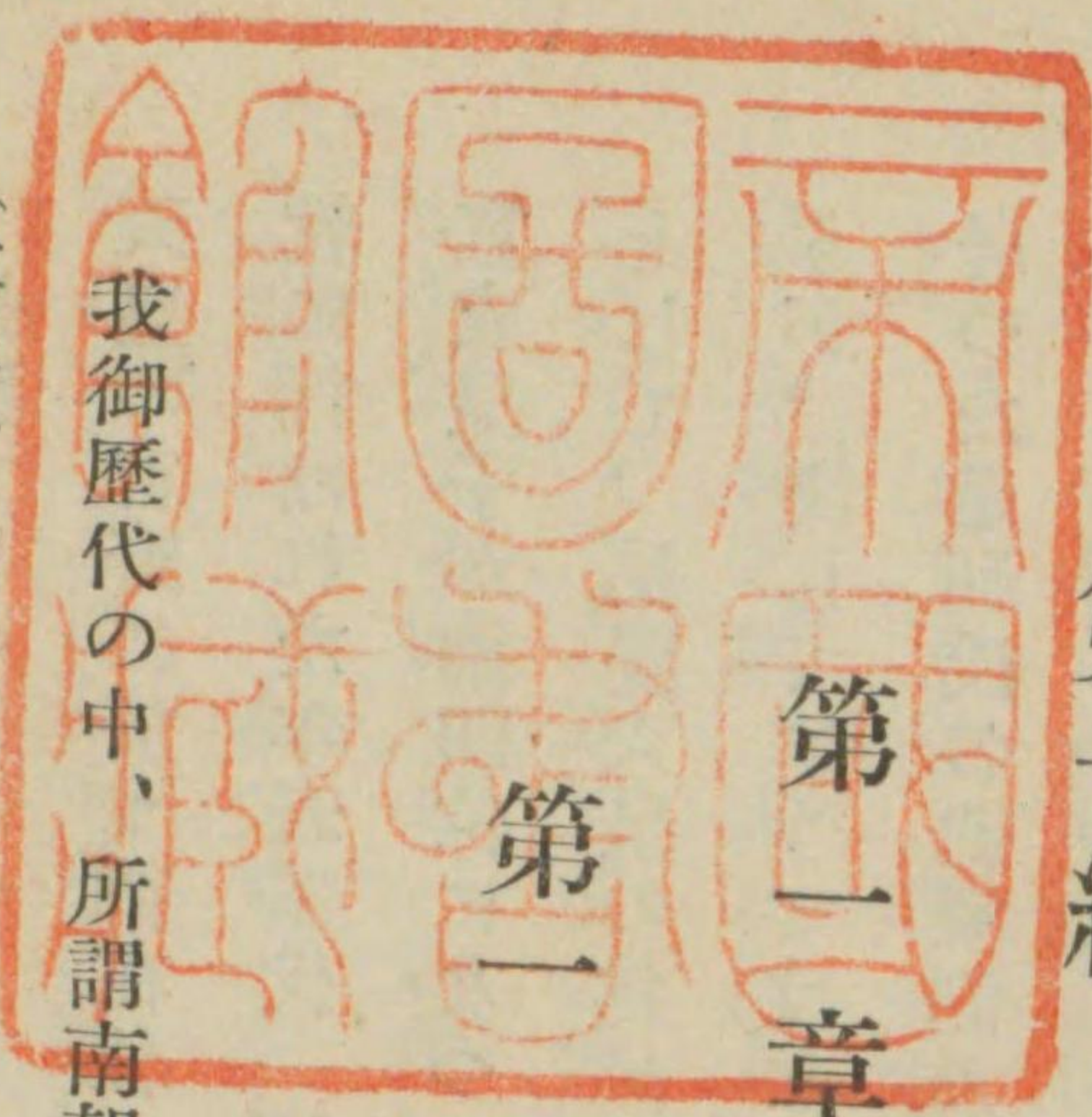
文學博士 三浦周行 著

第一編 皇室

第一章 皇位及び皇統

長慶天皇御在位決定に至る迄

一 緒言



我御歴代の中、所謂南朝は是迄後醍醐天皇、後村上天皇及び後龜山天皇の御三代となつて居たのを、本年（大正一五）十月、新たに後村上天皇の次に長慶天皇の御一代を加へられて、皇祖皇宗の神靈に御奉告の嚴儀のあつたことは、國民の記憶に新たなるところである。當時當局より長慶天皇を皇代に列せらるゝに至つた経過についての概略の發表はあつたけれども、もとより詳細に互つて居なかつたから、一般には未だ悉くささい點があらうと思はれる。私は先年來臨時御歴代史實考查委員會委員として、歴朝の御事蹟中疑問の諸點の

長慶天皇御在位決定に至る迄

調査に參與した關係より、本問題の決定に至る迄の經過についても預り知るところがあるから、此機會に稍詳しく其經過を述べて大方の諒解に資したいと思ふ。

二 御在位肯定と否定

長慶天皇の御在位を認めたる事は、敢て今日に始つた譯ではなく、足利時代の皇室の御系圖杯に、既に長慶天皇の吉野に於て御在位になつて居た事を載せて居り、近世徳川時代になつてからも、其初期に出來て、一般に行はれた年表王代一覽でも、同じく林家で編纂した歴史續本朝通鑑でも、後村上天皇の崩御の後には寛成皇子が御即位になつて長慶院と號せられたことを明記して居り、別して大日本史の如きは、南朝を正統として、長慶天皇の爲めに一紀を立て、居る程である。それでは問題は既に解決して居るかと思はれもしやうが、決してさうではない。南北朝時代の記録で後世に傳はつて居るものは、大抵北朝及びこれを擁立して居つた足利氏の武家側のものであつて、南朝側のものとは殆どなく、偶あつても、稗史小説が、つたものか、後世の編纂物であるから、充分に信を置くことが出來かねる。徳川光圀は大日本史を編纂して大義名分を明らかにするの意を寓せんと、所謂三大特筆なるものを試みたが、就中南朝を正統と立てたのは其隨一とするところであつた。同書の編纂に當つて、史臣を諸國に派遣して史料を採訪させた光圀は、彼等に向つて特に南朝に關するものは斷簡零墨と雖ども細大漏らさず採訪するやうにとの特別命令を與へ、史臣も其意を體して極力蒐集に努めたけれども、其得るところはもとより寥々たるものであつた。

斯様に乏しい材料を通して南朝の事蹟を窺ふは、さながら雲霧を隔て、物を見るが如き感がある。正平二十三年後村上天皇が住吉殿で崩御になつたといふ事も、文中二年長慶天皇が皇太弟後龜山天皇に位を譲られたといふ事も、皆武家側の記録たる花營三代記に據つたものであるが、それはもとより京都にあつて南方の風聞を書き留めたものに過ぎぬ。故に其確實性の疑はるゝも亦餘儀なき次第であつて、長慶天皇の御在位を否定する學説も起るに至つた譯である。

長慶天皇御在位否定説中の最も有力なるものは塙保己一の説である。彼れは花咲松なる一書を著はして、後村上天皇の皇嫡子を後龜山天皇であらせられるとし、長慶天皇は其皇太弟におはすも、御即位はなさらないで、太上天皇とならせられたものであると論じた。これから後贊否の説が相次いで出で、明治時代に至る迄、甲論乙駁、未だ何人も首肯すべき定説が成立つに至らなかつた。可笑しいのは、史料は一つであるのに拘らず、それが見様に依つて、肯定説の根據ともなれば、否定説の根據ともなつた事であらう。一方御在位を肯定する側でも、御在位の期間について説が五つもあつたり、又長慶天皇の御諱寛成は後龜山天皇の御諱熙成と同一であつて、全く同一人であらせられるから、南朝は三代であるとするものがあつたり、長慶、後龜山兩天皇の御兄弟の順位の如きも、長慶天皇が皇兄で、後龜山天皇が皇太弟であらせられたとするもあれば、それと反對に、後龜山天皇が皇兄で、長慶天皇が皇太弟であらせられたとするもあつたり、甚だしきに至ると、長慶天皇は天資英邁で武を好み給ふと見るもあれば、其反對に、柔弱で和を欲し給ふとするもある杯、諸説紛々として決するところがなかつた。今一々其論旨をこゝに紹介するは煩しくもあり、専門家以外には興味を惹かぬことでもあるから、一切省略することにするが、斯く同一の材料を取扱ひ乍ら、斯様に異

説を生じて來たのは、全く史料の闕乏を補ふに各自の想像を以てした爲めに外ならぬ。

三 御在位確定の經過

然るに近年に至つて、二三の最も有力なる新材料が世に出で、さしも久しく結んで解けなかつた此史疑を解くの關鍵となつた。去る大正四年故文學博士八代國治氏は、それらの新材料を利用して、從來の長慶天皇の御在位説の集大成を試みられたが、それが大正九年に一部の長慶天皇御即位の研究となつて單行されてから漸く世間の注意を惹き出した。是より先き、去る明治四十四年國定教科書に南北朝を兩立として取扱はれたことから物議を生じて政治問題となり、世論の沸騰した際に、明治天皇の勅裁を仰いだ末、長慶天皇については御在位の確證を得る迄、姑く皇代に加へ奉らざることと決定されたが、大正五年、時の宮内省圖書頭山口銳之助氏から新たに世に出でた畊雲千首の奥書が端緒となつて、長慶天皇御在位の確證を得たから、皇統譜に關する他の諸問題と併せて、特別なる審査機關に附議して決定されたいとの意見書が提出され、それが具體化されて、去る大正十三年、臨時御歴代史實考查委員會が宮内省に設けられ、此問題についても慎重審議を重ねた結果、長慶天皇は皇代に列し奉るを至當とすとの答申案を上り、宮内省より内閣の諒解を得た上、樞密院に御諮詢になり、同院に於ては精査委員を設けて鄭重熟議の末、御在位を認めて本會議に移し、滿場一致でこれを可決したと漏聞して居る。是に於て長慶天皇の御在位は確定され、皇統譜に於て新たに第九十八代の天皇として登録させられ給うたのは周知の事實である。これ長慶天皇の御在位確定を見るに至つた迄の經過の梗概である。

四 立證の方法

若し學者として一家言を述べる丈ならば、少しでも自家に有利な材料のある場合、多少其價値に疑點のあるものでも、取つて以て其立證の助とすることもあり勝で、それが又見方に依つて非難の的ともなつて、却て全體の論旨に罅隙を生ずることになる場合もある。是故に本問題の決定の如き重大なる事件の調査に當つては、力めて斯る危険な方法を避けて、何人にも異論のないところの安全第一の方法を取らなければならぬ。それが最も苦心を要するところであつて、從來は殆ど其望がなかつた。幸ひに近來偶然にも略、時を同じうして現れた新しい材料を取つて、從來一般に知られて居つた諸種の材料と併せ考へると、別段左様な危険を冒さずとも、長慶天皇の南朝に於て御在位あらせられたといふ事實を、何人にも首肯させることが出来るやうになつた。私はこれから人に依つて見方を異にするやうな材料や、後世になつて出來たもの、以前はあつても現在は原本のなきもの杯は一切採らぬこととして、少數乍ら最も確實なるもの丈を擧げて、長慶天皇を皇代に列し奉るの至當なることを證明しよう。

五 兩説の根據

南朝第二代の天皇后村上天皇の住吉行宮に於て崩御にならせられたのは正平二十三年三月十一日の事であつた。言ふ迄もなく、先帝が崩御にならせらるれば、皇太子が直に踐祚なさるのが普通の場合である。それについて、後村上天皇の女御であらせられた嘉喜門院の御歌集に嘉喜門院集といふのがある。同書には、正平二十三年諒闇と申して、先帝の御大喪の爲め、上下の喪に服して居た頃、春に移し植ゑられた花の散つた

枝に附けて、内の御方から御製を御母の女院に奉られ、女院から其御返歌のあつた趣が見えて居る。所謂内の御方とは天皇を指し奉る語であるから、後村上天皇の崩御後を承けられて南朝に於て新天子の御立ちになつたこと丈は明白である。

次に又同書に、同じ年の八月の常よりも哀れであつた或る日の夕暮に、東宮から同じ女院と御哀傷の御歌の御贈答のあつたことが見える。これは定めて先帝の崩御の御思出と拜せられる。さすれば其頃早くも東宮の御定りになつて居たことも窺はれる。猶ほ天授二年の夏の末頃にも、内、春宮の千首和歌會の御催のあつた事が宗良親王千首の跋に見える。

此天皇及び東宮が何方であらせられたかは姑く措いて、天皇が南朝に於ては第三代の御方にましゝたことが、又後醍醐天皇の皇子で、其頃御存生であらせられた宗良親王御撰の南朝君臣の歌集で、南朝では弘和元年十月十日の繪旨に依つて勅撰集に准ぜられ、同年十二月三日に奏覽されたところの新葉和歌集の親王の御序文に據つて知ることが出来る。此御序文に、元弘の始めから弘和の今迄「世は三つぎ、としはいそとせの間、かりの宮に従ひつかうまつりて」云々と御記しになつて居るのがそれであつて、これを見ると、後醍醐天皇から弘和元年御在位の天皇に至る迄、御三代に及んだものである。先づ第一代は後醍醐天皇、第二代は後村上天皇におはしますとすれば、第三代は何方であらせられたらうか。

從來此新葉和歌集を以て南朝最後の天皇後龜山天皇の時に撰ばれたものと見た爲めに、此「世は三つぎ」の中に長慶天皇を御入れ申す餘地がなく、此序文が同天皇の御在位否認の有力なる論據となつて居たものである。然るに高野山文書に、元中二年九月十日太上天皇寛成と御親署になつたところの有名な御願文が載つて居る。これは上皇が丹生社に戰捷を御祈りになつたものである。後龜山天皇の御諱は熙成であらせらるから、此太上天皇の御諱寛成とは相違する上に、後龜山天皇は元中二年から七年後の元中九年に南北朝の御講和が出来て、吉野から京都へ行幸になり、南朝に傳つて居た三種の神器を北朝の後小松天皇に御傳へになる迄は、南朝で御在位あらせられたのであるから、もとより元中二年に太上天皇と仰せらるべき筈がなく、或は新葉和歌集の「世は三つぎ」に附會しようとして、寛成、熙成は同訓であるから、共に御一方が二つの御諱を有たせられて居たものと解く説もあるが、それは取るに足らぬこと云ふ迄もない。又此寛成の御諱は長慶天皇の御諱であらせられること、足利時代に出来た皇室の御系圖（例へば本朝皇胤紹運録の如き）に見えて居る。併し太上天皇とは仰せられても、皇位に御即きになつたのではあるまい、太上天皇が古來單なる御尊號に止つて居た例は他にもあるからといつて、御在位を否定するの説もあれば、又これに反して御在位を肯定する説も、花營三代記に「應安六年^{○文中}八月二日、南方奉讓位於御舍弟宮之間、相副三種神器、没落吉野云々」とある記事を證據に取つて、文中二年長慶天皇から後龜山天皇に御讓位になつたのであるともいひ、後龜山天皇の時に出来た新葉和歌集に長慶天皇の御在位を認めないのは何等か事情のある爲めであらうといつて居るものもあるが、畢竟皆新葉和歌集の序文の「世は三つぎ」に合せようとした臆説に過ぎない。新葉和歌集の序文は、同書の出来た弘和元年迄に、南朝は御三代であらせられたといふことを意味する丈であつて、敢て南朝の御最後迄御三代であつたことを意味して居らぬ。故に當時長慶天皇が御在位であらせら

れて、後醍醐天皇から御三代に當らせられ、後龜山天皇が第四代の天皇であらせられたとしても、毫も新葉和歌集の「世は三つぎ」の文意を妨げないのである。且つや花營三代記は前にも述べた如く、京都で南方の風説を聞き書したものであるから、多少の疑を容るべき餘地もあらう。斯様に考へると、肯定、否定何れの説も未だ何人からも信を取る丈の明確さが無い。故に長慶天皇の御在位を決定するには、更に他のより有力なる史料に根據を置かなくてはならなくなつた。

六 御在位説の確證

第一は新葉和歌集の奥書である。是迄とて此奥書のあることは知られて居たのであるが、京都富岡謙藏氏の所藏本で更に確められた。此奥書は應永三十年及び同三十二年に、竺源惠梵の書かれたものである。竺源惠梵とは後村上天皇の皇子師成親王の御法名であつて、新葉和歌集の撰者宗良親王は其御叔父に當らせられ、親王御自身も新葉和歌集の作名の御一人であらせられるから、充分に信憑すべき記録であるが、それに據ると、此集が南朝慶壽院法皇御在位の時に御叔父宗良親王に詔して撰ばせられたものであるとの事であつて、應永三十年には此集の作者で生存して居るものが僅に三四人であると書かれて居るのに、同三十二年になると、更に減じて二三人となつたと見える。さすれば弘和元年の頃、南朝に慶壽院法皇と仰せられた御方が御在位であらせられたのである。南朝には長慶院こそおはしましたけれども、慶壽院と申す御方の事は餘り知られて居ぬから、今度は其御方を知るの必要が生ずる。然るに伏見宮家御所藏の建内記嘉吉三年五月九日條に、海門和尚の示寂したことを載せて、此和尚は後醍醐天皇の曾孫、後村上天皇の孫、慶壽院の御子である

が、今日嵯峨の慶壽院に赴いてから入滅されたとの記事が見えて居つて、こゝにも亦慶壽院の御名が出て、來る。後醍醐天皇の曾孫、後村上天皇の孫といへば、長慶天皇の皇子にも當れば、又後龜山天皇の皇子にも當る譯である。次に猶ほ此海門和尚と申す御方を、他の記録で調べて見ると、和尚は帝國圖書館本の康富記原本嘉吉三年五月十四日條に、相國寺鹿苑院主であつて、承朝和尚とも申したが、去十日の曉に、七十餘歳の高齡で入滅されたと見えて居る。建内記には九日とあるが、九日の夜も十日の曉も當時の日記では區別し難いから、それとこれとはもとより同一事であらう。然るに河内國觀心寺文書には、又此承朝和尚が應永十四年四月十七日の消息で、觀心寺の座主職を長慶院の御遺命に任せて、内山光賢僧正に申附けたから、寺家は其旨承知するようにと達せられて居る。此文中長慶院の御遺命に任せてとあるところが注意すべき主眼である。即ち承朝の海門和尚は長慶天皇の皇子であつて、其頃天皇には既に崩御になつて居たけれども、御遺命に任せて觀心寺の座主職を任命されたものであると察せられる。さすれば承朝の海門和尚が後醍醐天皇の曾孫、後村上天皇の孫であつて、慶壽院即ち長慶天皇の皇子であるといふ記録と符節を合せた如く一致するのである。斯くて長慶天皇の御在位は正に動かすべからざる確の事實となつた。長慶天皇、後龜山天皇は共に後村上天皇の皇子で、御兄弟であらせられるが、其御順位については是迄異説がないではない。それについても、河内國金剛寺所藏の印信祕抄の奥書が現れて、長慶天皇が大覺寺仙洞の御兄に當らせられると明記されて居る。所謂大覺寺仙洞とは後龜山天皇が京都に行幸後、嵯峨の大覺寺におはしましたところから、大覺寺法皇と申上げたものであつて、長慶天皇は後村上天皇の皇嫡子であらせられ、後龜山天皇は皇太弟であらせられ

ることもそれに據つて判明した。

斯く判明して見ると、新葉和歌集は長慶天皇の時に宗良親王が撰ばれたものであつて、其勅撰集に准ぜられたのも、天皇の勅に依つたこと更に疑を容れぬ。若し従来一部の人々に信ぜられて居た如く、後龜山天皇の時の撰であるとするならば、新葉和歌集の奥書に、其頃御在世であつた後龜山天皇の御事を生存した作者の數に載せぬ筈はなからう。只こゝに一つ新葉和歌集が後龜山天皇の時のものであるとする證左として有力なのは、同書に收められた

春はまた我すむかたにかへるなり蘆屋のあまの衣かりかね

御 製

の一首が、新續古今和歌集に後龜山天皇の御製として採られて居る一事であるが、斯様な作者の誤記は他の勅撰集にもよく見掛けるところであるから、それ丈では到底以上の明確なる根據を覆すは思ひも寄らぬ事である。

今一つ新たに世に出でた材料で長慶天皇の御在位を肯定する有力なものは、文學博士佐佐木信綱氏所藏の畊雲千首の奥書である。此書は畊雲即ち花山院長親が元中六年南朝に仕へて内大臣であつた頃、其以前天授二年に千首和歌詠進の詔のあつた時の事を書いたものであるが、それに記されて居る事實は前に擧げた宗良親王千首に、親王が同じ事を記されて居るのと全然相一致して居る。只親王は畊雲と違つて其當時に記されたものであるから、「内春宮二御かた千首御歌あそばさるべし」として關白などを初として面面おなじ題にて歌奉るべきよし仰ごと有しかども、いさゝかさばる事はべりてのがれ申はべりき」とあるのを、それから十三年

も後に書かれた畊雲千首には、「仙洞并當今以此題令詠御」云々と見えて居る。これは其間に皇位の繼承が行はれたからである。但前記仙洞の文字の傍に長乘院殿と註し、當今の傍に大覺寺殿と註してある。大覺寺殿は後龜山天皇を申し上げたものであるが、長乘院殿とは何方であらうといふに、宗良親王千首と併せて看れば、長乘院は時の主上即ち長慶院であらせられること言ふ迄もない。元來此畊雲千首は轉寫を重ねた爲め誤字の多い本であるから、恐らく慶の字の草體が乘の字に似て居るところから斯様に寫し誤られたものに相違あるまじ。

最後に今一つの新しい史料としては、前田侯爵所藏の實爲集がある。此書は前に擧げた嘉喜門院集の事であつて、足利時代中頃の古寫本であるが、それには天授三年七月十三日に、中務卿の宮即ち宗良親王から新葉和歌集に收めらるべき嘉喜門院の御歌の事を申越された時の袖書と和歌とがあつて、其袖書の一つに、「内の御方より」とある横に長慶院法皇との傍註の見えるのがある。これ亦天授三年の頃、長慶天皇が御在位であらせられた事を物語るものである。

七 踐祚と崩御

以上述べたところを約めて言うと、長慶天皇には正平二十三年三月十一日、後村上天皇の住吉行宮に於て崩御遊ばした後やがて踐祚あらせられ、程なく又立太子の事もあつた。それが後の後龜山天皇であらせられる。然らば長慶天皇は何時御讓位あらせられたかといふに、元中元年閏九月八日に紀伊國利生護國寺に朝用分の上納を停止して、御祈禱料所として同寺の長老に知行させられた院宣があるから、同年以前に讓位の行は

れた事は明白である。然るに其前年即ち弘和三年十月二十七日の綸旨がある。それには攝津國志宜森の内小堤村朝國分を御祈禱料所として同寺長老に知行させられて居る。これを前記翌年閏九月八日の院宣に、朝用免除の事は去年仰せられたのを重ねて上納したのは最も神妙であるが、自今以後は一向停止せられると仰せられたのに参照すると、去年仰せられたとあるのは即ち弘和三年十月二十七日の綸旨を指されたものと見える。八代博士は新葉和歌集が長慶天皇御代の撰集であつて、弘和元年十二月に奏覽されて居るから、これを此院宣に結び附けて、天皇の御讓位は弘和元年十二月以後元中元年閏九月以前の間にあつたらうと言はれたが、(尤も氏みづからいはるゝ「薄弱」なる一證と臆測とで弘和三年か元中元年の中と推論するを得べしともいはれて居るが)それは弘和三年の綸旨の事を失念されたものである。此綸旨に據つて弘和三年十月二十七日迄は長慶天皇は確かに御在位あらせられたのであるから、天皇の御讓位は今のところ、それより後元中元年閏九月八日迄の間に行はれたものと推定すべきであつて、天皇は御踐祚以來約十五六年の間御在位あらせられた事になるのである。

最後に崩御の年については、只大乘院日記目錄應永元年條に「八月一日大覺寺法皇崩 五十二號長慶院」と見える丈である。繰返して言ふ迄もなく、大覺寺法皇は普通後龜山天皇を申上げるのであつて、長慶天皇を大覺寺法皇と申上げた例は此他に見當らぬのである。且つ同書には長慶天皇と後龜山天皇とを混同したり、大覺寺法皇崩御の事が二箇所に重ねて出で、居たり、種々錯誤があつて、此記事は最も信憑力の薄弱なものであるから、これに據つて決定するには躊躇するのであるが、崩御の時が判明せないでは取扱上困難を感ずる事情がある事でもあり、且つは是時の崩御とする事は、長慶天皇の御著になつた仙源抄の古寫本に、應永三年二月十七日先皇の御草本を以て清書したとの意味の奥書があつて、應永三年には崩御になつて居るとの記録とも矛盾せないから、假りに應永元年八月一日の崩御と定めて置いてもよからうと思はれる。山陵の御所在地に至つては、遺憾乍ら今日は未だ推定だになすべき時期に達して居ない。左に長慶天皇御在位の年表を收めよう。

年表

正平二十三年	三月十一日後村上天皇住吉行宮にて崩御。 長慶天皇踐祚、皇弟源成親王を皇太弟に立つ。
同 二十四年	正月二日楠木正儀足利義滿に降る。 是春吉野行幸。
建徳 元年	
同 二年	八月十三日内大臣四條隆俊をして正儀を討ぜしむ。細川頼之、頼基をして正儀を援けしむ。
文中 元年	
同 二年	八月二日天皇金剛寺におはして足利氏の軍と決戦し給はんとし、皇太弟を吉野に赴かしめ給ふ。 同月十日正儀、細川氏春等と天野行宮を犯す、官軍利あらず、隆俊等戦死し天皇吉野に幸し給ふ。
同 三年	
天授 元年	

長慶天皇御在位決定に至る迄

同 二年

六月天皇皇太弟と共に千首和歌を詠じ給ふ。
宗良親王關白二條教頼、東宮大夫藤原師兼、檢非違使別當平經高、花山院長親に勅して同じく千首を詠せしむ。是
春宗良親王千首和歌を上つらる。

同 三年

同 四年

同 五年

同 六年

弘和 元年

十月十日宗良親王新葉和歌集を奏覽す、勅撰集に准ぜしむ。
十二月三日宗良親王新葉和歌集を奏覽す。
是歳天皇仙源抄を著し給ふ。

同 二年

閏正月先きに歸順せる楠木正儀北軍山名氏清と河内に戦ふ。

同 三年

十月二十七日攝津國志宜森内小堤村朝用分を紀伊國利生護國寺に寄す。
是歳天皇讓位、後龜山天皇踐祚。(假定)

元中 元年

閏九月八日院宣を下して利生護國寺に朝用を免す。

同 二年

九月十日願文を紀伊國丹生神社に納めて戦捷を祈り給ふ。
同二十一日院宣を下して紀伊國天野刀禰職を丹生神社に寄す。

同 三年

四月五日院宣を下して二見越後守に紀伊國靜川莊領家職を安堵せしむ。

同 四年

同	五年
同	六年
同	七年
同	八年
同	九年
明德	四年
應永	元年

八月一日天皇崩す。(假定)

八 天皇の御性格

これで長慶天皇の御在位に關する考證は終つたが、最後に聊か天皇の御性格について私の一家言を説いて
此小編を結ばう。天皇は戦陣の間にあつても、和歌に御堪能であらせられ、國文にも御造詣の深くあらせら
れた事は、源氏物語の字引とも申すべき仙源抄の御著述のあらせられた一事でも窺はれる。而かも天資御英
邁であらせられたのは、御製の中に、

治まらぬ世の人ごとのしげければ櫻かざして暮らす日もなし

と國事に御勵精の御様子の窺はれるのがあつたり、

何とかくにごりゆく世ぞ石清水人の國とは神も思はじ

と時勢を慨かせられたのがあつたり、又未だ皇子にましくし世の御歌ながら

長慶天皇御在位決定に至る迄

久方の天の岩戸をいでし日やかはらぬかげに世をてらすらんと早くも行末に御望をかけさせられたのも拜される。

天皇が天野の行宮におはしました頃、押寄せて参つた北軍と御決戦あらせられんとして、皇太弟に御位を譲らせられ、吉野へ落し給うた後、御自身御踏留まらせられたといふ事は、武家側の記録花營三代記に見えて居る丈であつて、其後も長慶天皇には依然として御在位になつて居たから、これを京都の誤聞と一蹴するものもあるが、非常時に際しては、先に延元元年後醍醐天皇が権りに恒良親王に御讓位あらせられた例を思ひ合せて、一概に虚聞とは申されまい。天皇の御進退について一の注意すべき事は、楠木正儀との關係である。正儀は言ふ迄もなく南朝奉仕の武將であるが、南北講和が其持論であつたらしく、屢南朝と足利との間に立つて講和を斡旋して居た。然るに前掲年表にも示した如く、天皇が御踐祚になると、其翌年早々正儀は足利氏に走つて居り、又天皇が皇太弟後龜山天皇に御讓位になつたと思はれる弘和三年の前年同二年に正儀は歸順して、間もなく參議に拔擢されたらしい。斯く正儀が登用される頃には、長慶天皇は御位を御退きになり、其御後を承けて御踐祚になつた後龜山天皇の時に南北の講和が成立して、後龜山天皇は京都へ行幸になつた。不思議な事には其行幸には御同列の南朝の皇族の御名の記録に明記されて居る中に、長慶天皇の御名が皆目御見受け申されぬ。これは何かの暗示ではなからうか。長慶天皇の又の御名慶壽院は京都嵯峨の一寺であつたから、長慶天皇はそこに御出でになつて居たやうに考へる説もあるが、これは恐らく天皇の皇子海門和尚が父帝の御菩提の爲めに設けられたものであらう。

且つや南朝の御歴代は、後醍醐天皇には王朝の黄金時代とも申すべき醍醐天皇を御私淑になつて、其御諡號の如きも御生前既に御定めになつて居たといはれる。後村上天皇も醍醐天皇と共に延喜天曆の治といはれた村上天皇を御諡號に取られて居る。後龜山天皇の御諡號も南朝の皇統たる大覺寺統の御先代の龜山天皇から御取りになつて居るが、獨り長慶天皇の御名は御諡號としては頗る異例に屬して居るばかりでなく、別に慶壽院なる御名もあらせられた。それについては私見もないではないが、問題外に互るから、こゝには差控へよう。

斯様に、十五六年間も御在位の事實があり乍ら、久しく埋れさせ給うて、御登祚の有無さへ疑はれて御出でになつたのは、頗る畏い事であつて、眞に御不遇の御方と申上げねばならぬ。それが三百年來幾多前人の研鑽の勞が酬いられて、大正の昭代に始めて皇代に列せられ給ひ、皇統連綿たる我歴朝に新たに此御一代を御加へにならせられたのは、返すくも難有き事の極みであつて、國民の中心慶祝して措かないところである。(昭和元、一二)

第二 兩統問題の一波瀾

一 研究の經過

大覺寺持明院兩皇統間の皇位繼承が兩統迭立に依つて其順位を決定されてから、兩統間の爭議で残るは只

讓位受禪の時期の問題丈となつた爲め、從來に比して少からず形勢が緩和さるゝに至つたが、測らずも龜山法皇の遺詔から、大覺寺統側に内訌を生じ、延いては持明院統側にも動搖を來たした一波瀾が捲起された。私は此問題について嘗て史學會で數回の講演を續けたことがあつたけれども、故あつて發表の機會を逸したが、昨春（大正一一、五）出版の拙著『日本史の研究』に收めて始めて世に問ふことゝした。然るにこれと前後して本研究に取つて喫緊な新史料の發表があつて、幸ひにも私の舊説を裏書することゝなつたから、これを機會として本問題に關する私の研究の過去を辿り乍ら、其歸趨を明らかにしようと思ふ。

二 龜山法皇宸翰に對する舊説の批判

研究の對象は先づ龜山院御凶事記に見えた龜山法皇宸翰の字句から始まる。嘉永三年（中には七月二十日のも二十六日のも八月二十八日のもある）法皇が崩御に先きだつて（崩御は同年九月十五日である）後二條天皇其他上皇、親王、女院等に數通御讓狀を遣し給ふと共に、前右大臣西園寺公衡に賜はつた二通の宸翰御消息があつて、其一通には

五句已後、面々御讓狀等、守銘或持參、或可分進、太王不讓泰伯、而意在季歷、泰伯三讓季歷、意在太王、思之々々、

嘉元三年七月廿六日 御判

と見える。これは法皇の崩御後五十日を経過してから、是等の御讓狀をそれ〴〵名宛を御認めになつた銘書に任せて、或はこれを持參し、或は届けるやうにと公衡に御依頼になつたものであるが、其文を承けて一種の暗示を含んだ四句の意味が問題となつて來る。それについては從來學者の間に二つの異つた見解が行はれてゐる。一つは栗田博士の説であつて、一つは星野博士の説である。それを説く前に、今一つ次の如き遺詔を擧げよう。

一文永故院御讓狀、一向以愚僧爲總領歟、深草院雖爲兄、一事一言不及訴訟、是併被重孝道故歟、且爲

先例、非余新儀、所領配分依多少、不慮嗷々出來事、可耻々々、可哀々々、

これは前の遺詔を承けて、一旦五句已後分進を仰せられたけれども、重ねて御閉眼後速に分進するやうにと仰せられたから其通りに取計らつたとの公衡の手記の後に載つて居るのを見ても、此重ねての仰出と同時に賜つたものであらうと察せられる。

これについて栗田博士は、故院即ち後嵯峨院が文永の御讓狀に於て、皇兄後深草院をさし措かれて、龜山院を惣領として御領を譲り給うたに拘らず、後深草院が少しも御争にならなかつた先例があるから龜山院もこれに倣はせられて、後二條天皇には譲られずに、皇弟尊治親王に譲り給うたとの思召を、支那の故事を引いて諷示されたものと解された。後醍醐天皇は正安四年に御年十五で親王に立てられ給ひ、其翌嘉元元年に御元服あらせられ、同日三品に敍せられ給うて居る。親王が龜山法皇の御鍾愛を受けられたことは、神皇正統記に、法皇が親王を御鞠養になつて皇位に即けようと思召され、八幡宮に告文を納めて御祈りになつたことが見えて居るのでも知れる。併し乍ら此法皇の御讓狀中には、直接親王に賜はつたものは一通もなく、只親王の御生母西殿准后（高倉殿といふ、即ち後の談天門院である）に賜はつたものが一通あつて、其中に

「後には尊治の親王にまいらせられ候へく候」と御認めになつて居る丈である。即ち准後の死後は尊治親王に譲らるべしとの條件を附せられて三箇所の莊園を御譲りになつて居る丈である。然るに後二條天皇には直接に御讓狀を賜はつて居り、莊園の数も五つに及んで居る。然らば單にこれ丈では、法皇が後二條天皇に譲り給はずして、後醍醐天皇に譲り給ふべしとの思召があつたものと認めることは出来かねる。

次に星野博士は後嵯峨天皇の御讓狀に於て、御領の御分配の外、皇位繼承の事迄も御記載のあつたものと看做され、龜山法皇の遺詔の太王は後嵯峨院に、泰伯は後深草院に、季歴は龜山院御自身に擬せられたものであつて、從つて宸翰に「且爲先例」と見え先例も、弟が兄の後を承くる先例であつて、允恭帝以降其例枚舉に違がないと説かれた。併し乍ら承久戰役以來、皇位の繼承は全く幕府の意向に依つて決せられたから、幕府に擁立され給うた後嵯峨天皇には猶更、皇位の繼承は全然幕府の裁量に任されて、只幕府の干渉を敢てせなかつた御領の處分についてのみ御讓狀を遣されたものであることは毫も疑を容るゝの餘地がない。現に龜山法皇の遺詔にも「文永故院御讓狀一向以愚僧爲惣領歟」云々の下文に、「所領配分依多少、不慮嗷々出來事、可耻々々、可哀々々」と仰せられて、所領配分の事丈の見えるのは、正さしく前文と相照應するものである。これに反して、皇位繼承の事は少しも御認めになつて居らぬのは、所謂御讓狀が御領の御處分に止まるといふことを知つて始めて意義明白となるのである。若し假りに皇位繼承を含むものとしたならば、「且爲先例、非余新儀」との二句に續く「所領配分」云々は意味接續せぬこととなつて、不得要領な御述懐となつて仕舞ふであらう。

三 余 の 解 釋

是等の二説を共に首肯し難きものであると思つた私は、他に適當の解釋を得る爲めに、仔細に法皇の御讓狀を吟味した結果、法皇が恆明親王に對して特別の思召のあらせられたことを發見した。即ち親王には直接御讓狀を給うて居る上に、親王の皇兄後宇多上皇、及び御生母昭訓門院への御讓狀、さては法皇の皇女昭慶門院へのそれにも、それ〴〵其御得分を後日親王に譲り給ふべき旨を認められて居る。即ち恆明親王には法皇の御所や禪林寺、安樂壽院以下四つの御由緒深き寺院と其莊園とを譲られた上に、他の屋地等を居住者の死後進退するやうにと仰せ遣されて居り、昭訓門院には龜山殿、美濃國、淨金剛院、常磐井殿とこれ亦御由緒深き御殿や寺院を寺領と共に賜つて居るが、猶ほ御讓狀に漏れた所々も悉く御進退あるべしと仰せられ、それには「恆明親王幼少之間、悉可有進退」とか「宮御方御成人之間、每事一向可爲御沙汰」とか仰せられて居つて、此夥しき御領も、恆明親王の御成人迄の御管領に過ぎないから、其後は親王に歸すべき事勿論であつた。又昭慶門院には御領を譲らるべき人もおはしませぬから、毎々仰せられた通り、恆明親王を御子にもなされて、薨御の後は御領をも親王に譲らるゝやうにと申遣されて居り、後宇多院に對しての御讓狀中には、「冷泉殿并文庫、御一期之後、可讓賜恆明、不可有違犯之狀如件」と、これにも崩御後の親王への御處分について嚴令を下されて居る。而して此冷泉殿及び文庫は文永九年正月十五日、後嵯峨院が時の主上龜山天皇に美濃國と共に譲り給はつたところのものである。

斯くて此御讓狀を一貫して居るものは、法皇の昭訓門院及び恆明親王に對する御愛着其者であると謂へる。

此御熱情の前には、最早尊治親王も、其御生母西殿准后も到底及ばるべくもなかつたのである。是時親王は纔に三歳にならせられたばかりであつたが、法皇の親王に遺された御讓狀の中に、「三歳小兒心操雖難知、於事孝行之志不可説々々々」と仰せられて居る通り、法皇には殊の外御鍾愛になつて居た。増鏡(つげの小櫛)にも、法皇崩御の事を、「その(昭訓門院)御腹におとゞしばかり若宮むまれ給へるを、かぎりなくかなしき物におぼされつるに、いますこしだに見たてまつらせ給はずなりぬるをいみじうおぼされけり」と見える。御親子の熱情もあるべきことであらう。而かもこれは法皇の御晩年に召されか妃昭訓門院の御腹に出来た御晩年の皇子であるが爲めであつて、取りも直さず法皇の昭訓門院に對する御愛情の反映と看做すことが出来よう。其結果、法皇の大御心では、御領の相續に於ては、文永の後嵯峨院の御處分に於て、皇兄後深草院を措いて龜山院を惣領と御定めになつた如く、恆明親王を以て惣領となされる思召であつて、御分配の當時は兎も角、將來は親王の御得分が皇兄後宇多上皇よりも多くなるやう御處分になつたものであらう。遺詔はそれを明らかにされて居ないが、「深草院雖爲兄、一事一言不及訴訟、是併被重孝道故歎、且爲先例、非余新儀」と仰せられたのは、斯る御處分に向つて皇兄後宇多院に對する御氣兼から、當時の後宇多院が文永の後深草院の如く、此御處分に御服従を望まれた御諷示であつたらう。彼太王、泰伯、季歴の比喩も、法皇の對恆明親王の特別の思召に對する理解の下に、始めて氷釋し得ることと思はるのである。

四 恆明親王立儲の御内慮

併し乍ら法皇の親王に對する御愛着は、只御領の惣領丈で御満足になつたものであらうか。更に進んで皇

位の繼承に關する思召はなかつたのであらうか。それが又問題である。栗田博士は法皇が尊治親王に未來の皇位を繋げられて居たと主張される。西殿准后は元來後宇多天皇の妃であつたが、増鏡(つげの小櫛)に「院(後宇多)の二の御子(後醍醐)の御母も、近頃は法皇めしとりて、いと時めかせて、准后などきこえつるも思ひなげき給ふべし」と見ゆるが如く、法皇の御愛情も亦厚かつたことで、延いては尊治親王に對する御鍾愛ともなつたのであらう。法皇が傳へらるゝが如く、八幡宮に親王の御登祚を祈られた事實があるとすれば、それは其頃の事ではなければならぬ。併し乍ら御兄弟の御順位より、尊治親王を皇兄後二條天皇より先きに給ふことは叶はなかつたが、其中に法皇は新たに又昭訓門院を召されて、女院の御腹の恆明親王を専ら御鍾愛になる事となつた。昭訓門院と西殿准后と、恆明親王との遺領の御處分の厚薄は、やがて法皇の御晩年に於ける御愛情のバロメーターであらねばならぬ。法皇の御熱愛が恆明親王に向つて御領ばかりでなく、進んで皇位にも御望を繋げらるゝことゝなるべきは寧ろ當然の成行であつて、御讓狀の冷泉殿及び其文庫や美濃國衙の如き、法皇が治世の君として先きに後嵯峨天皇より譲られ給うたものも、其儘親王や昭訓門院に譲られたことにも、其思召はほの見えるのである。併し御領の御處分こそ法皇の御自由であらせられたとはいへ、皇位繼承は一に幕府の意志如何に依つて決せられて大御心に任されなかつたこと、今更言ふ迄もなく、法皇の御在位中、御讓位以後、共に苦き御經驗を幾度か嘗めさせられて居たことであるから、縦ひ法皇が恆明親王に皇位の御望を屬せられて居たとしても、明らかに御公言遊ばさるゝは事情の許さぬところであり、殊に御領の御處分に限らるべき御讓狀中に明記さるべき筋合ではなかつた。

然るに私は後に昭訓門院が恆明親王の爲めに幕府に向つて皇儲の推薦を望まれた形跡があるから、それに關する史實もがなと思つて居る中に、増鏡詳解に後宇多上皇のこれに關した次の如き宸翰が載せてあるのを見た。

恆明親王儲貳間事、當時后宮女院等之間、可備其器之仁無所生之上者、承候之趣、非無謂候歟、今度沙汰之時、以此旨可被仰合關東之由承候了、每事被仰置之趣、不可有相違之條勿論、心安被思食之條、年來孝行所存、可顯此時候歟、恐惶謹言、

嘉元三七月廿八日

世 仁

此宸翰の文章には一點疑ふべき餘地もなく、其文意より推して上皇から法皇に御答へになつた御消息と窺はれるものであるが、研究上當然取るべき手段として、其出所を確める必要があるから、同書の共著者たる和田英松、佐藤球の兩氏に質した結果、其參考とされた大澤清臣氏舊藏の屋代弘賢氏校正本増鏡の書入であつたらしく思はれるので、更に清臣氏の嗣子小源太氏に照會したけれども、要領を得なかつた。

此御消息の日附の嘉元三七月廿八日は法皇が多數の御讓狀を御認めになつた日附から二日の後である。言ふ迄もなく此御消息は單に皇儲の事に關して居る。法皇には后妃中皇儲に備はるべき宮のましまさぬから、恆明親王を儲貳に立てられたい思召である。將來皇儲の議の起つた場合には此事を幕府に仰合はさるゝやうにとの御内意を後宇多上皇に傳へられたのに對して、上皇は一議に及ばれず、仰の趣御尤と御贊同あらせられ、萬事御違背遊ばされぬ故、必ず大御心を安んぜられたい、年來の御孝心是時に顯るゝでありませうと仰

せられて居るのである。此宸翰に據つて、法皇が親王を御鍾愛の餘り、最も多くの御遺領を御處分になつた上にも、猶ほ御成人の後には、皇位にも即けさせられたい思召のあらせられたことが愈明白となつた。

五 西園寺公衡に對する御遺託

法皇の此思召の達成についてはもとより種々の難關が横はつて居た。縱し最後の決定は幕府の意向にあつたとしても、それに先きだつて、幕府の信任が最も厚く、朝廷に於ては幕府の利益を代表しつゝあつた西園寺家の同情を得られなければならなかつた。此點より法皇の深く西園寺公衡を御信任になつて居たことは決して無意味でない。公衡は前太政大臣實兼の第一子である。正安元年右大臣に任ぜられたが、其年幕府の忌諱に觸れて罷められたけれども、西園寺家の家嫡として名望の高い人であつた。彼れが昭訓門院の御兄であつたことは一層法皇の御信任を高めて、恆明親王に對する御領の讓與や未來の皇儲に關する思召についても御諮詢に預つて獻替したことが多かつたらうと思はれる。彼れは破格にも法皇より遠江國濱松莊を譲り賜はつて居るが、御讓狀には畏くも「年來芳志難謝之故也」と仰せられて居る。龜山御凶事記は公衡の手記であつて、其原本は現に神田男爵の所藏である。此書には法皇が御在世中に、御讓狀に御封をなされたものを御納れになつた御手箱を其儘公衡に御預けになつて、初めは五旬以後分進の御沙汰であつたのを、後改めて崩御後速に分進致すことゝ爲された、此御讓狀を同時に御遺しになつた宸翰の中に、無銘の一通があつて、それには遺詔に對して違變のないことを望ませられた三條を御載せになつて居るから、御處分に預られた御方に對する共通の思召と拜されるが、其第三條に

一未分財嫡子半分領之、庶子可相分なと謂事有之歟、分明分讓上、不可有此儀、不慮事出來者、以之可相惣關東、乍臥染筆、尤狼藉體也、恆明親王成人之間、前右大臣可計沙汰、

と見える。未分財とは未處分の遺産の事である。此場合に、嫡子が其半分を相續し、殘餘を庶子に分配すべしとの事は、法曹至要抄(下)の諸子均分事の條に、戶令應分條の「兄弟俱亡、則諸子均分」の義解を引いて、

案之、財主未處分、并嫡庶子不得分死去之時、不論嫡庶子之子、各可得一分也、云々

と見えるに據つて、嫡子庶子各一人の場合に均分すべしとの解釋を意味するのであらう。これを一般の未處分の場合に適用する解釋には、尙ほ研究の餘地があるが、それは姑く措いて、法皇には御遺領全部について、既に一々の御處分があつた上に、此御處分に漏れたところなくについても、昭訓門院への御讓狀中に、

漏御讓狀之所々、悉可有御進退、宮御方御成人之間、每事一向可爲御沙汰、又事々可被仰合前右大臣、と仰せられて居つて、親王御成人の程は、女院の御進退に任されて居るのであるから、決して未處分の御領を餘されぬ譯であつて、未處分財の法を適用さるべき餘地がない。而かも若し此御處分について違變を生じた場合は、御處分帳を證據に、幕府に訴へて其裁量に任せるがよいと仰せられて居るのである。而して其下文に親王の御事を載せられて居るのを見れば、此違變は主として親王に對する御處分に依つて惹起さるべきことを御豫想になつたものかと察せられる。前記の宸翰に前右大臣と見えるのは、何れも公衡を指すのである。これに據ると、法皇は親王を公衡に御遺託になつて、御成人の間は一切の御世話を申上げ、又女院の御

顧問にも備はつて萬事御相談に與ることを望ませられたのである。されば法皇崩御後の御讓狀の分進に當つても、公衡は先づ昭訓門院に御手箱を進めて、公衡みづから女院の御前で法皇の御封を開き、女院の御分の宸翰七通と親王の御分の一通とを差上げた上で、上皇や天皇への御分を分進して居る。彼れは法皇の崩御後彼れの仕打を御不快に思召した後宇多上皇の御勘氣を蒙つたが、それにも拘らず、女院や親王の爲めに力を盡くした上に、後年其女子を親王の御息所に進めたのを見ても、法皇の御遺託に酬い奉らんとした彼れの誠意が認められよう。

六 兩統の御同意

法皇は恆明親王の皇儲についての御内慮の實現について、後宇多上皇に御翰旋の御望があり、猶又親王や昭訓門院の御世話を西園寺公衡にも託されたから、それが問題となつた場合、幕府に對する執成についての少らぬ便宜が期待され得たであらう。併し乍ら皇位の繼承は當時兩統間に互つて居たから、大覺寺統のみでは決せられかねる問題であつた。故にこれ文では未だ法皇の大御心を安んじ給ふに充分であつたとは思はれぬ。然るに文學博士佐々木信綱氏は左の如き龜山法皇の宸翰を所藏されて居つて、昨年五月、東京帝國大學の史料展覽會に陳列され、後其寫眞版が史林聚芳第五輯の中に收められた。

立坊之間事、院竝持明院殿御返事如此、不絶夜鶴之思奔波、以至孝之志可被謝者也、且以此旨必可被仰關東者也、每事前右府候へは、可被仰合也、雖不及成人、如此事宜可被達遠方也、

嘉元三年八月五日

此宸翰は文意に依つて、龜山法皇より恆明親王に賜はつた御消息であることは一見明白である。其日附は凶事記に見える無銘の宸翰の八月二十八日より前であるが、御讓狀の七月二十日若しくは二十六日より後である。而かも是等の御讓狀等は何れも其原本が傳はらぬから、現存の範圍内で、此宸翰は最も御絶筆に近いものと看做してよいであらう。御文中の院とは後宇多上皇で、持明院殿とは伏見上皇であらせられる。立坊に關する後宇多上皇の御返事とは、史林聚芳の解説には見えぬが、余が前に引用した七月二十八日の上皇の御消息に外ならぬ。此法皇の御消息が出て、出處の不確な上皇の御消息の正確さが決定的に裏書さる、ことゝなつたのは、本問題の研究に取つて喜ばしいことである。七月二十八日の御返事に對して八月五日の此御消息は少々日附が後れ過ぎるやうであるけれども、それは恐らく伏見上皇の御返事の後れた爲めではなかつたらうか。法皇は是時後宇多上皇に向はせられて、恆明親王立太子の御望に關する御翰旋を望まれたばかりでなく、同時に伏見上皇に對せられても、同様の御希望を御申出になつたものと見える。これ事件の解決の爲め當然の御用意であつた。兩統の御間柄に御反目を續けられて居る間は、勿論自後の立坊に關する御協定抔思ひも寄らぬことであらうが、さしも久しく結んで解けなかつた兩統の御争も、幕府の提議で、兩統迭立と相定まつて少康を得られてから約七年を経、其間後伏見天皇の後に後二條天皇が立たれ、次の順位に當らせらるゝ持明院統の皇太子としては富仁親王（花園天皇）が嘉元三年より四年前の正安三年に既に立坊があつたけれども、大覺寺統には後二條天皇には未だ皇子がをしまさぬので他日の皇儲に擬せらるべき御方の定らせられぬ頃であつたから、持明院統に於ては富仁親王の皇太子に些の御影響のあらせられざる限り、

大覺寺統で何れの宮様が將來の皇儲に擬せられ給はうと、格別御異議のあらせらるべき筈はなかつた。殊に伏見上皇は法皇の御猶子として辛うじて皇儲に立てられ給うた御方丈に、繋がる御縁もあらせられたから、此度の御處分についても、他統ながらに法皇より播磨國多可莊以下五つの莊園を御讓與になつて居り、且つ御懇懃にも、「輕微之至、頗雖有其憚、爲顯志、不顧恐者也」と御讓狀に御認めになつて居る。されば法皇の御依頼に對しては、伏見上皇にも、後宇多上皇同様御快諾の御返事があらせられたことは、法皇の此御消息に依つても窺はるのであるが、それについては伏見宮家の御所藏になつて居る恆明親王立坊事書案が一層明白にこれを裏書して居る。同書には、

親王立坊事被申置萬里小路殿 ○後宇多上皇 并此御方 ○伏見上皇 被整置兩方御承諾御返事、以之可被仰關東之由、被進置懇懃之御書於親王云々、

と見える。所謂「懇懃之御書」とは前記の兩上皇の御消息に外ならぬ。これに據ると、伏見上皇の御返事の本文は傳はらぬけれども、法皇に對する御承諾の御返事であつたことは一點の疑を挾むべき餘地もない。

七 法皇崩御前後の形勢

此新史料は從來知られた事實と合せ考へて、益法皇の恆明親王の立坊實現に對する御用意の頗る周到であらせられたことを示して居る。即ち法皇は其御希望について大覺寺、持明院兩統の主腦にまします兩上皇の御諒解を得らるゝと共に、幕府と最も親密の關係にあつた西園寺家の公衡を引いて其援助を假られ、然る後機を見て、最後の決定者たる幕府の諒解をも求められんとしたものであつて、當時にあつては、これ以上に

取らるべき手段が残つて居たとは思はれぬ。

而かも是等の中で最も大御心を悩まされたのは、後宇多上皇の御同意を得られる一事の外なかつたらしい。一度皇位に即かれて、今は院政をも御主宰遊ばされて居る上皇を措いて、三歳の御幼弟を總領と遊ばされるさへあるに、未來の皇儲に擬せられようとあつては、縦ひ御父子の間柄といつても、大御心からの御諒解を得らるゝことは決して容易でなかつたであらう。法皇は其御處分が只管文永の先例に依られたもので、決して新儀にあらずと仰せられ、支那の故事をも引用されて御釋明に力められて居るが、一方には上皇が孝道を重んぜられて一言の御不平をも訴へられぬこと、亦後深草院の如くにおはしますやうにと道義に訴へられ乍ら、他方には又此御處分に違變を生じた場合、幕府に訴へて處分せんと嚴命されて居るあたりに、御苦心の跡が歴々として窺はれる。それ丈上皇の御快諾の御返事は、伏見上皇のそれ以上に法皇の御感涙を催されたことであらう。

御父帝の御大漸に際して御快諾の御消息を上られた後宇多上皇も、公衡が法皇の御讓狀を分進した後間もなく(九月二十五日)遊義門院の御奉書を以て、法皇の御讓狀の案文を御一見の爲め書進めらるゝやうにと昭訓門院に御沙汰あらせられた。女院は取敢へず女院御自身と親王とに賜はつた二通の御書を書き進められ、此他にも細々御申置の御書もあれば、御不審もあらば差出させようと申上げられた。其他の御方々へも直接同様の御沙汰があつたものと公衡は察して居る。そこに早くも暗雲が低迷して居るかと思えた。法皇崩御の翌年(徳治元年)には後二條天皇の皇子邦良親王が御誕生になつた。上皇に取つては正しく御嫡孫に當らせ

られる。猶ほ別に後二條天皇の皇弟で上皇の御鍾愛になつて居た尊治親王もあらせらるゝこと言ふ迄もない。上皇は何處迄法皇の御遺託を御遵奉にならせられたらう。斯る局面に昭訓門院は恆明親王の御行末を御案じになつて如何ばかり御心元なく思召したであらう。其邊の經緯については前掲の恆明親王立坊事書案が最も雄辯に物語つて居る。

八 其後の經緯

此書は恆明親王の立坊の事に及ばぬでもないが、それは寧ろ從たるもので、此書の作られた主たる目的からいへば、富仁親王踐祚事書案と申した方が當つて居ること、其劈頭第一に「東宮踐祚事、於今者、尤可有其沙汰歟」と見えるのでも知られる。此書は後二條天皇の徳治二年に、持明院統から幕府へ皇太子の踐祚を促さるゝ爲めに遣された事書案であつて、當時の皇太子は即ち富仁親王であらせられたからである。此書には、龜山法皇の御素意が、法皇一方の御流を立てらるゝことにあらせられたに拘らず、後宇多上皇が、法皇の御存日より孝道に背かせられた爲めに、法皇の御遺跡も遂に上皇に御委附に及ばれずして、昭訓門院に仰せ置かれたから、女院より今度幕府へ御申出に相成つて、上皇が法皇の御素意を御毀破に相成つた次第が、旁露顯するに至つたとの文意を承けて、前に引いた文章があつて、次に

凡御所并御文書以下始終可爲親王御管領之由被仰置歟、然者以親王可爲御正嫡之條、御素意之趣旁以分明歟、此上者、萬里小路殿難被奉用一方之御正流乎、於親王御事者、法皇御存日偏可被扶持申之由懇懇被申置之間、當時即不被奉見放者也、就之彼御生涯之安否自昭訓門院重々有被歎申之旨、且直雖仰被遣

關東、于今無被計申旨之間、已被失御安堵之謀云々、

と見える。所謂法皇の一方の御流と申すは、恆明親王を指したものに外ならぬ。法皇が親王に御所を譲らせられたことは御處分狀にも見えて居ることであつて、親王を御正嫡となさるべき御素意の程は最早疑ふ由もない。此書に據ると、伏見上皇には法皇の御遺託に任せて親王を御擁護遊ばされて居るが、後宇多上皇はさうであらせられぬところから、昭訓門院には御使を鎌倉に遣されて直接に旨を諭されたけれども、幕府は敢て女院の仰に従はうとせなかつたらしい。

然らば持明院統からは何故に此事書に於て恆明親王の事を斯くも丁寧反覆幕府に仰せ遣されたであらう。親王に對する後宇多上皇の冷淡なる御態度に慚らず思召された女院は自然に持明院統に接近されることゝなつた。(それには持明院統の歓迎もあつたらうが)伏見上皇は龜山法皇の慇懃なる御書に對して御同意を表された手前、女院に對しても亦御同情あらせられたが、さりとて幕府に向つて親王の立場を極力支持さるゝが如きことは、持明院統の御立場としてあり得べくも思はれない。此事書案の全文の意味を冷靜に判斷すれば、其眞意の那邊にあつたかを明かにすることが出来よう。

九 事書案の批判

此書は前にも説いた如く、大覺寺統の後二條天皇の御在位中、持明院統の皇太子富仁親王の踐祚の機會を促進する目的を以て幕府に遣された事書の文案であつて、大體三つの趣意から成立つて居る。第一は後伏見天皇讓位に對する持明院統の御不平に基くものである。永仁六年に後伏見天皇が御年十一歳にして踐祚あら

せられ、正安二年に御冠禮を行はせられると其翌三年正月には早くも位を大覺寺統の皇太子邦治親王(後二條天皇)に譲らせられた。在位僅に三年(實は二年半)其間天皇御代始に行はるべき一定の朝儀は未だ御舉行なく、宇佐宮勅使を派遣され乍ら其參宮の期をも待たれずに楚忽に讓位の行はれたこと抔深刻なる御愁鬱の散ぜられ難きことを敍せられて居る。後に元亨元年、後伏見上皇の石清水八幡宮に御奉納あらせられた御願文の中にも、此事に及ばせられて、

胤仁わか神のなかれをうけて、あまつ日つきいまにたへす、そ王のしやうちやくとして、てんしのくらゐをふむ、しかあるを、わつかに三とせのうちにつみなくして位をうはゝれき、うんのつたなきをしりて、これを神にいのらす、としをおくりき、

と仰せられて居る。(廬山寺文書)如何にも非常迅速の讓位であつたに相違ないが、私の研究の結果は、是より先き幕府の方針が兩統迭立に決して、伏見、後伏見と持明院統御二代の連續御登祚を許さなくなつたから、後伏見天皇の短期御退位を奏請するの餘儀なきに至つたもので、申さば兩統迭立案といふ幕府の高等政策の貴い犠牲となられたのであつたものと見る。従つて事書案には後伏見天皇の御在位三年を後二條天皇の七年に比して、今皇太子に皇位を譲られても、決して早しとは申されぬと説いて居らるゝけれども、前後の事情は必ずしも同一であるとも謂へまい。又兩方御治天の年紀即ち治世の君としての兩統の年數を比較して、

抑勘兩方御治天之年紀、龜山院御流前後廿三年自文永九年至弘安十年、於後深草院御流者纔十四年自弘安十年至正安三年、兩御流雖相竝、尤可有嫡庶差別、況於爲玄隔之年紀哉、

と見えて居るが、持明院統が後深草院の御流を正統とも嫡流とも仰せらるゝは、其立場としては當然であつたらうけれども、兩統の歴史から見れば、最初龜山天皇より同上皇迄の御治世は縦し持明院統が後になつて表面より否認さるゝに至つたにもせよ、初は後嵯峨法皇の御素意として幕府の協賛し奉つたものであつて、其間未だ表立つて兩統の御争なるものは存在せなかつたのであるから、兩統御治世年代の比較は宜しく弘安十年即ち後深草上皇の御治世より起算すべきで、文永九年即ち龜山天皇のそれよりするは穩當でない。斯くすれば、持明院統の御治世の方が、大覺寺統のそれに比して、寧ろ五六年長い結果となるのである。

第二は近年天變地妖が打續いて世間の穩かでない、後深草、龜山兩上皇の引續いての崩御に加へて皇族大臣公卿の不幸の重なるは、政道が天意に合はぬ故であらうから、斯時を以て攘災の計を廻らさるべきであると暗に皇太子受禪の期を促されて居る。是等の事實は當時もとよりないではなかつたけれども、これを以て天意を云々するは、當時の思想として當然乍ら、讓位を迫るが爲めには餘りに理由が薄弱であらう。

第三は恆明親王の事より延いては大覺寺統全體に對する持明院統の態度を明かにされたもので、本題とも密接の關係を有つて居る。それに據ると持明院統では、後深草天皇こそ正統長嫡にわたらせられるから後嵯峨法皇も此御一流を立てらるべき御素意であつて、兩統に分けらるべき所見がないにも拘らず、龜山天皇は當時曖昧の御自稱を以て治世の君とならせられたのである。其後幕府は後深草、龜山兩統の御流共に斷絶あるべからざる由を奏聞したが、(兩統の迭立をいふ) 龜山院の御素意は恆明親王を正嫡とせらるべきこと明白であるから、後宇多上皇は最早大覺寺統の御正流と看做されぬ。然るに龜山院の崩御後に於て、上皇が此

顯然たる御素意を破つて毎事御管領あるは如何のものであらう。(上皇の院政をいふ) 龜山院の御存日に仰せ置かれたことを、崩御の後異變するものは御不孝たるべき由御遺書に載せられて居るさうである。不孝の君は争でか天下の事を知食されようといつて、さては

凡不依尊卑、皆以父母之讓爲規模之處、今被破分明之御素意者、向後傍例可爲何様哉。所詮如先々沙汰、兩御流共不可有斷絶之儀者、一方可在彼親王歟、但雖爲法皇之御素意、親王若難被備御正嫡者、龜山院御流爰可斷絶歟、然者就根源尋後嵯峨院御素意、可歸正統長嫡之御一流乎、

と思ひ切つた斷案を下されて居る。今更呶々する迄もなく、此段の目標は大覺寺統の切り崩しであらうが、先づ後嵯峨法皇の御素意が後深草天皇の御一流を立てらるゝにあつたことについては、何等の根據をも示されて居らぬ。兩統に分けらるべき所見もなければ、右の御一流を立てらるべき所見もない筈である。これに反して法皇の御素意が龜山天皇にあらせられたとの大宮院の御證言に對しては、これを支持すべき幾多の證左がある。次に後宇多上皇の御態度に對する辯難攻撃には相當根據のあることを認めない譯に行かぬが、さりとて御父法皇の御存日より孝道に背かれたことは「世以謳歌、都鄙所和也」といふは誣妄の甚しきものであらう。上皇が恆明親王の立場に關する法皇の思召に服従を誓はせられたことは、法皇の御満足遊ばされたところで、遺領の御處分にも預られて居るのは、御存日御不孝の説を打消すに充分である。元來法皇が上皇の皇子で御年も長ぜられ、法皇御自身にも一時は其踐祚を祈られた程の尊治親王がまし／＼乍ら、「當時后宮女院等之間、可備其器之仁無所生」と仰せられて、御幼少の皇子恆明親王の立場を仰せ出だされ、上皇の御

同意を求め給うたのは、真に非常の事と申し上げねばならぬ。法皇御大漸の間際に御同意を表せられた上皇の御態度が、崩御後に鈍り出して、此事書を幕府に下された翌年に、後二條天皇の崩御後皇太子富仁親王が皇位に即かれると、尊治親王の立場を見るに至つた経緯については、上皇の御心中御同情申上ぐべき點がないでもなからう。これを以て上皇が法皇の御素意を破られたといへばいへぬこともなからうが、繰返して言ふ迄もなく、當時皇位繼承の決定権は幕府にあつて上皇になかつた。法皇の御素意は此事書案を埃たずとも、既に昭訓門院より仰せ出だされて、幕府の當路は確かにこれを承つて居たに相違ない。而かもこれに協賛を與へ奉らなかつたことについては、獨り上皇を非難し奉つてよいことであらうか。「御存日被申置之趣崩御以後有相違事者、可爲御不孝之由被載御遺書云々」と事書案にあるのは、嘉元三年八月二十八日の法皇の宸翰に「處分帳中事、雖一事、被仰異儀子細出來、可爲不孝事」と見えるのを指したものであらう。これは言ふ迄もなく、法皇の御自專遊ばさるべき遺領の御處分についてであつて、決して御自專を許されなかつた皇位の事ではなかつた。されば恆明親王立場についての法皇の御素意に違背し奉つたものは幕府である。幕府としては親王の立坊踐祚なきことを以て大覺寺統の御斷絶と看做すが如き強辯に與みたらうとは思はれぬから、此事書が幕府に下された場合にも、幕府の當路を動かして持明院統に傾かせる程の効果を奏したらうと想像するには猶ほ多大の餘地がある。

此事書案はもとより伏見上皇の御旨を奉じたものではあつたらうが、私は主として持明院統隨一の策士であつた京極爲兼が、大覺寺統の内訌を利用して其攪亂を謀ると共に、持明院統の運命開拓を畫策した結果として作製されたもので、爲兼の平生からこれを考へると、彼れ自身の執筆に成つたものか、然らざるも彼れの口吻を其儘筆にうつしたものと看做して大差なからうと思ふ。(大正一一、一二)

第三 南北朝合體條件

一 緒 言

本公會堂(京都市公會堂)の目出度い記念日に當つて、私が今迄に前後二回一場の講演を致すのは、私の光榮とする處である。本日の講演の題目として「南北朝合體條件」を選んだのは、第一に去月十七日(大正一四、五)皇太子殿下の我京都帝國大學に御台臨あらせられた際、大學では、學術上から視て重要な種々の文書器物を陳列して台覽に供し、各關係教授から御説明申上げたのであるが、其中に、私は南北朝合體條件を書いた足利義滿の書狀について申上げた。當日は時間に制限があつたから、私は數分間に極めて簡単に申上げたに過ぎぬ。尤も私は嘗つて一度専門の雜誌に此問題に關する研究を發表した事はあるが、(日本史の研究所收南北合體條件參照)それを見た人は學者と雖も一部の人士に止まつて居つて、世間一般には殆ど没交渉といつてよい。故に今皇室と密接の關係ある此公會堂の建物の記念日に於て、私が殿下の御前で御説明申上げた意味を敷衍して、市民諸君にお話するといふことは寧ろふさはしい事であらうと考へたからである。

二 南北朝合體條件についての舊説

延元元年に後醍醐天皇が足利尊氏の監視の目から遁れ出で給うて、京都の花山院御所より吉野へ御潜幸になつてから、君臣共に南朝北朝と相分れて、五十七年間も争ひ抜いた揚句、南朝の元中九年、北朝の明德三年、即ち今から約五百三十三年前に漸く講和が成立した。それを南北朝の御合體といふのである。夫れ程迄に長く續いた南北朝の間に如何なる條件で講和が成立したかといふことについて、是迄どういふ風に傳へられて居るかといふと、幕末から明治へかけて最も多くの人々に讀まれた頼山陽の日本外史には、大内義弘が足利義滿の意を承けて、南朝に對して、南朝の後龜山天皇が京都へ御還幸になつて、神器を北朝の後小松天皇に御授けになること、自今以後南朝と北朝との皇統が代るべく御立ちになること北條氏の時代の如くにすること、の二條件を提出したところ、後龜山天皇が御許しになつて、京都へ還幸になつた、併し其時義滿は北朝の意を承けて、後龜山天皇の御來降の禮を用ひなざることを望んで居たのに、天皇は禪讓の禮を用ひよとなされたから、ごたふゝが起つた、ところへ義滿の弟で、當時六角家の養子となつて居た滿高といふものが、義滿を諫めて神器のある中は南朝が眞の天皇であらせらるゝのであるから、南朝の天皇の仰のまゝにした方がよからうと申ししたので、義滿もそれに同意して車駕を迎へ奉り、天皇は嵯峨の大覺寺へ御出でになり、やがて後小松天皇が後龜山天皇から神器を御受けになつたと書いてある。それは日本政記や皇朝史略、猶ほ遡つては江戸幕府の本朝通鑑や、又記事の正確を以て許されて居る水戸の大日本史にさへ其の稿本には同様に書かれて居つたものであつて、殆ど通説と申してもよい程である。それでは此説は元來何の本に見えて居るかと申すに、足利治亂記といふ本に載つて居るのを、多少取捨したものである。即ち同書には南朝の

後龜山天皇の京都へ還御の儀式が行幸の儀式と異らぬのを見られて、北朝から抗議を申込まれたから、天皇は北朝の勅使に向はれて、後小松天皇を御養君となされて三種の神器をも渡さるゝ事に定つたればこそ、態、吉野よりこゝ迄行幸になつたのに、今更左様な事を申出さるゝとは何事ぞと仰せられ、和議既に破れるかと思はれたところへ、滿高が現れて、義滿を諫めた爲めに、首尾よく和議は成立したといつて居り、本朝通鑑では、此抗議を義滿の意に出でたものと申して居り、日本外史もこれに従つて居るところが、少々相違の點である。

ところがこの肝腎の足利治亂記といふ種本が徳川時代の元祿年間に死んだ六角兵部事、澤田源内といふ男の僞作であつて、第一、此南北朝の講和を成立させた足利方の元勳ともいふ可き六角滿高といふ人からが、足利や佐々木六角の系圖にとんと見えない人物である。見えないのも道理こそ、これは六角兵部の澤田源内が、自身の祖先の功勞を吹聴せんが爲めに作つた假想人物であるからだとの説がある。併し澤田源内の説とする事については年代の關係杯から、猶ほ疑はしい點もないではないが、徳川時代の僞書である事丈は動かさないところであるから、治亂記に書いて居る南北合體の條件は、到底實録として信用する事が出来ぬ。それ故大日本史も後には稿本の誤を正して、講和の條件杯は一切載せぬ事に改められ、又徳川時代に心あるもの手に成つた南朝の事を書いて居る南山巡狩録とか、南山史とかいふものにも、同様此説を取つて居ないが、却つて明治時代に多くの讀者を引き附けた竹越氏の二千五百年史杯には舊説を其儘取つて書いてあるし、先年南北朝問題が、教科書問題から政治問題化して盛んに論議された際にも、朝野の識者の間に、此舊説が案

外廣く受入れられて居ることを知つて驚いた程である。併し直に南北朝史の權威であつた故田中博士の南北朝時代史には、講和條件の問題に少しも觸れて居られぬのは史料の據るべきものが見出されなかつたからであらう。

要するに今日尙ほ世間の一部に知られて居る南北朝合體の條件は、全く徳川時代に編纂された偽書にしか見當らぬので、學者側からは信用を拂はれぬ譯であつて、其條件が何であつたかといふ事も判らねば、又條件があつたか、それとも無條件であつたかさへも皆目判つて居らない。只歴史事實の示すところでは、後龜山天皇の還御後、後小松天皇に對して神器を傳へられたのであつて、當時北朝の記録、續神皇正統記杯にそれが行幸の儀であつたことを認めて居る。尤も其後は北朝の皇統のみ皇位に即かれて、南朝の皇統は一度も即かれて居らぬ事は事實であるが、併し初めの中は其都度、大和伊勢邊の舊南朝の遺臣共が騒ぎ出して居るから、或は講和の條件の一つとして、鎌倉時代に繰返されたところの兩皇統の迭立があつたではなからうかと想像されぬ事もない。故に(第一)後龜山天皇の還御の際は行幸の儀を用ゐられて、北朝の後小松天皇に神器を御授けになつた事、(第二)兩皇統迭立の御約束のあつた事文は別段さうと書いた記録はなくとも事後の形跡から推して想像する事が出来る。とはいふものゝ、想像はどこ迄も想像であつて、もとより事實として取扱ふには猶ほ餘地がある。南北朝の合體といふが如き我國史上の重要な事實であり、又國體上からいっても、風教上からいつても、大きな關係を持つところの大問題の結末が記録に不明であり、曖昧であるといふ事は、史家としても國民としても、寔に慊焉たる次第ではあるが、歴史は哲學でもなければ、小説でもな

いから、確たる記録のないのに勝手に想像を以て、でつちあげる譯には參らぬ。彼孔子が述而不作といつたのは千古の鐵案であらねばならぬ。

然るに近年近衛公爵家の古文書整理の仕事が進むにつれて、南北朝合體事件の當の責任者の一人であつたところの足利義滿の書狀案が出で、始めて合體條件全部を明らかにすることが出来たのは、近頃快心事である。今度台覽に供した古文書は即ち此新發見に係る義滿の書狀案であるが、今それを説く前に、一應南北朝の争點と其講和の交渉の經過とについて簡単に説明して置く必要がある。

三 南北朝の争點と合體交渉の經過

南北朝の争點は何れにあつたかといへば、先づ鎌倉時代では北條氏の幕府が政治上の實權を執つて居つて、何事も其意の儘に振舞つて居つた。皇位の繼承についても北條氏は任意に廢立を圖つた。後嵯峨天皇の皇統が後深草天皇、龜山天皇御兄弟の御子孫即ち持明院統と、大覺寺統との兩流に分れられた後には、兩皇統が代る／＼御立ちになるといふ兩統迭立の議を定めて、御争の跡を絶つに至つたかと思ふと、又自身それを裏切る杯、往々矛盾した處置を取るを辭せなかつた。それでは主上として一日も皇位に安んじ給ふ事が出来さうにない。さればこそ後醍醐天皇には斷然幕府を廢されて、公家一統の世即ち天皇親政の世に復さうとなされ、正中、元弘二度の御蹉跌のあつた後に、四方勤王の師も起り、殊に源氏の棟梁として全國武士の人望の的であつた足利尊氏が北條氏に背いて、官軍に歸してから、間もなく北條氏は滅ぼされて、建武の中興となつた。併し事が意外に早く成功した爲めに、改革に要する充分の準備期間がなく、新政の失態についての世

上の非難も多かつたから、全國の人心は却つて過去百五十年も打續いた武家政治を慕ひ、野心ある尊氏は彼等を踏臺として兵を擧げ、後醍醐天皇の御代りに反對の御皇統から天皇を擁立した爲めに、南北朝の争亂となつたのである。故に表面は兩朝の御争となつて居るけれども、實は南朝の公家と足利氏の武家との争であつたから、當時にあつても、一般には南朝北朝といふよりも寧ろ公家武家と呼ばれて居り、南北朝の御合體といふ代りに公武御合體とも、君臣の御合體ともいはれて居つた。公とは公家即ち南朝の事であつて、武とは武家即ち足利氏の事であり、又君とは南朝を、臣とは北朝の擁立者たる足利氏を斥して居る。實際に於て北朝は足利氏が、單に自己の朝敵忌避の護符として推戴して居た迄であるから、尊氏の如きは、一時彼れと不和になつて東國に逃げ出した弟の直義を窮迫する爲めに、南朝に降參して北朝の皇族方を京都に置いてきぼりにし奉つたまゝ、出征した。これが爲めに、北朝の天皇も三上皇も皇太子も悉く南朝に御捕はれの憂目に御遭ひなされたといふ悲しむべき出来事さへあつた。以て足利氏の北朝擁立の眞意を知るべきであらう。

然るに此公家武家の争點は、今日の言葉を以てすると、政見の相違に外ならぬ。即ち南朝では大覺寺の御一統が皇統の正統として、現に三種の神器を御保持になつて居られたから、武家は宜しく其手に奪つて居る大權を返上して、天皇御自身天下を御統一なさるやうに致さねばならぬ。大權さへ返上すれば、武家の所領は舊の如く知行させもしようし、又依然として軍職に就かせもしようしと御主張になつたのである。それに反して、武家側では、天皇御一統の建武の中興が、僅々數年々續かなかつた結果から見ても、天下の人心に合致せぬ事は判りきつて居る。それよりも武家に政權を御委任になれば、後醍醐天皇の御子孫が永く絶えない

で、皇祚も無窮に傳へられる事であらうと斯う主張して居る。故に足利方とて決して皇位を否認するやうな不心得者ではなく、皇統の萬世無窮なる事は、もとよりこれを認めて居るのではあるが、只政事は天皇の御親政とされないで、武家に御委任があり、武家自身責任を有たんことを主張したものに外ならぬ。けれども南朝では手強くこれを御はねつけになつて、足利氏は只一個の軍人たる資格に於てのみ其存在を認められんとした。要するに國體問題ではなくて、政治問題である。而かも當時の南朝としては何處々々迄も、公家一統の政治といふ天皇の御理想を強硬に御主張になつたのであるから、武家の主張と妥協の餘地更になく、武家は南朝の前に政權を投出して、降參するの一事あるのみであつた。

これを大義名分の上からして考へ、殊に日本の國體から申したならば、人臣として天子に弓をひくといふ事は絶対に許されない。尊氏が一度敗軍の將となつて、尾羽打枯らし乍ら西國に落ち行く途中、此事に氣づいて後醍醐天皇に御反對の持明院の皇統の光嚴上皇の院宣を申下し、俄に錦旗を押立て、味方を四方に募つた結果、やがて大勢をもち返し、京都を占領するに至つたのは、畢竟此微妙の關係に基くのである。北朝を擁立した後にも、世間では其事情を知つて公家武家の争杯といつたのは、足利方の弱味である。實際名分の上からいへば、南朝は申分のない堂々たるものであることは、南朝の忠臣北畠親房公が、南朝の正統たる宣傳の爲めに書いた一部の神皇正統記を讀んでも判るが、足利方は御都合主義の便宜論であるから、議論の上では到底これに頷頭することが出来ぬのみならず、南朝では北畠、楠木、新田、菊池杯といふ純忠尊皇の士が輩出して、其共鳴者も全國に分布され、悔るべからざる勢力となつて居たから、足利側としても手におへ

ず、どうかして南朝と講和せんと、是迄色々手をかへ人をかへて試みた事が記録の上では五回にも及んで居る。それがいつも積極的に働きかけたものは足利側であつて、南朝でなく、南朝は始終受身にばかり立たれて居る。其間正平六年後村上天皇の時に南朝の統一が一時成立して尊氏も正平といふ南朝の年號を用ゐた事があるが、當時尊氏は元弘の後醍醐天皇の公家一統の初めに違はず、天皇の聖斷を仰ぎ奉ると申上げたから、南朝では其歸順を許された。もとよりこれは足利側の一時的權謀に止まつて誠意から出た事ではなかつたから、間もなく破綻に終つた。其最後に成立したのが、即ち元中九年の南北朝の合體である。

四 合體條件の文書

これから愈近衛家の古文書から發見された足利義滿の書狀を説明することとする。

義滿の書狀は原本ではないが、南北朝の合體は成立しても尙ほ世間では分立の氣分の失せやらぬ頃の古い寫である事は、字體から推しても察せられる。それは其本文の中に當時の朝廷の事を南朝に對して當朝と書いてある事でも知れよう。元來此書狀は南北朝の合體條件を示す爲めに書かれたものではなく、全く別な目的を以て書き殘されたものである、といふのは南北朝時代には天子が南北御二方居らせられたやうに、攝政又は關白も大臣も納言も參議も、皆同じ官名のもが同時に南北雙方にあつた。甚だしきに至ると、京都の東寺の長老といふものが、京都の北朝にあるのは當然として、南朝の吉野にもあつたのだから少々をかしたものである。併しあるにはあつても、お互に他を認めて居らぬから譯はない。是時に當つて、北朝の方で南朝の官位を認められた極めて少數の除外例があつた。それを示すのが此古文書の目的である。其第一は誰であ

つたかと申すに、彼神皇正統記の著者北畠准后親房卿である、其證據には、神皇正統記に北朝の後光嚴院が宸筆で御奥書をなされたものに、此抄 源准后親房公撰云々と遊ばされて居るから、當朝即ち北朝に於ても親房の准后を認められて居たことは明かである、次ぎは南朝の吉田宗房公の右大臣と、阿野實爲公の内大臣とである、それは明德の南朝御合體の時の鹿苑院殿（義滿）の書札に載せられてゐるから、これも當朝での御勅許であらう、其書札案は左に續けるといつて、問題の義滿の書狀の寫を其下文に載せて居るのである。故に此古文書は義滿の書狀に南北朝の講和の條件を書いて居る事杯は全然問題ではないのであつて、其目的は義滿が此書狀の宛名を阿野前内大臣殿として居り、又文中に吉田右府禪門——禪門とは右大臣入道の事——として居る事から、阿野内大臣、吉田右大臣は共に南朝の官名ではあるけれども、北朝方の義滿の書狀に見えて居るから勿論北朝でも認められたものであるといふ一證明に過ぎないのである。斯る方角違ひの古文書から、日本の歴史上の重大問題であり、それにも拘らず、一つも確かな記録のないところの南北朝の講和條件が、後世に傳つたのは偶然とはいへ、非常に大なる收穫であらねばならぬ。近衛家に於て斯る貴重な古文書が永く注意から閑却されて居たのは、義滿の書狀の原本でないといふ事にも依つたらうが、今一つは是等の書類の中では格別珍らしからぬ勘例といつて、先例を書いた書類の中に突込まれて居たからであらう。斯うした古文書の性質から考へても、特に其古文書が何らかといへば北朝側のものであつて、北朝側から南朝の官を認めるといふ事は、北朝側として更に虚偽を構へらるゝ餘地のない事でもある丈、それ丈十二分の信用を拂つて然るべきものであると考へる。

此古文書に據ると、從來足利義滿の意を承けて、専ら南朝との交渉に當つたと傳へらるゝ大内義弘の名は少しも見えて居ないで、北朝側からは北朝の朝臣であるところの吉田兼熙が義滿の意を承けて主として南朝との講和談判の任に當つて居り、南朝側からは南朝の前右大臣で當時は出家して居た吉田宗房と、此義滿の書狀の宛名人であるところの南朝の前内大臣阿野實爲とが専ら其交渉の相手となつて居る。此北朝側の吉田兼熙は、京都の吉田神社の吉田男爵の先代であつて、其以前からも南朝では頗る受けがよかつたものと見え、正平七年に、南朝の一時天下を統一なされた際には、改めて從五位下に叙せられ侍從に任ぜられて居る。又此講和に關係した爲めか、兼熙は勿論、兼熙の薨去後其子の兼敦迄後龜山天皇の特別の御信任を蒙つて居る事が其日記に書かれて居る。又南朝側の吉田宗房は有名な南朝の忠臣であつて、後醍醐天皇の御信任の厚かつた定房の子であり、阿野實爲は同じく後醍醐天皇の御寵愛を一身に集めたといはるゝ阿野廉子の一門である。斯うして見ると、是等の人達が此講和談判に關係したといふ事については些の無理がない。

扱義滿の書狀の中にどういふ事が書かれて居るかと申すに、先づ最初には御合體の事について、是迄毎々兼熙卿を以て交渉に及んだところ、今度愈講和が成立致したのは珍重であると申して、北朝側を代表する義滿から、改めて今度成立した條件に對して、且はこれを承認し、且は實行の誠意を示したものである。其次ぎに書き上げた條件はというと、斯うである。

(第一)は三種の神器が今度京都へ御歸りになるについては御讓位(書狀には御讓國となつて居る)の儀式を用ゐるべきことは委細承知致したとある。(第二)は自今以後南朝北朝の兩皇統が相代るべく御讓位になるといふ事に確定致したとある。(第三)は諸國の國衙即ち地方廳の収益は全部後龜山天皇の御收入として差上げようとする。(第四)は長講堂領、即ち京都の長講堂の領地は、全國にあるもの全部、持明院即ち北朝の皇統に於て御支配なされるとある。就ては是等の條件を宛名人となつて居る阿野實爲卿が同僚の吉田宗房公と共に、後龜山天皇に宜しく執奏して頂き度い、講和成立の上では當然考慮されるべき天皇御入洛の次第は、兼熙卿に申含めてあるから御聽取を願ひ度いと、それが義滿の書狀に含まれた全文の要旨である。

是等の條件の中で、第一の三種の神器が御歸座に相成るについて讓位の儀式を用ゐるやうにといふ事は、言ふ迄もなく最も重要な條件である。讓位の儀式である以上、南朝の後龜山天皇が北朝の後小松天皇に神器を御傳へになる迄は、南朝は明かに正統の天子であらせられ、従つて北朝は閏位と看做さねばならぬ。これは北朝及びこれを擁立して居つた足利義滿に取つて非常の苦痛であらねばならぬ。義滿が此條件に就て特に承知致したと斷つて居るのを見ても、それが南朝から御提出御主張なされたところの條件であつて、北朝側も御承認になり、足利も認めたものと知られる。此點南朝の多年の御主張が一朝にして貫徹されたのである。前にも述べた通り、當時天皇が行幸の儀式で御入洛なされ、三種の神器も最も嚴かに北朝の土御門内裏に遷された事は、北朝の記録も亦これを認めて居るには居るが、遠に悔しかつたと見えて、北朝側の續神皇正統記には、「片時の御行粧ながら一時當朝兩主の御威儀こそめづらかなる御事にて侍れ」と皮肉つて居る。第二の兩皇統の迭立、別しては、第三、第四の利益交換とも申すべき條件は、當然北朝側の提出で、南朝で御同意になつたものと思はれる。兩皇統の迭立は鎌倉時代に北條氏の提案で、兩統が御容れになつて行はれたも

ので、それを再現しようといふのが第二の条件である。而かも其後義満が死に、義持の代になつては、是等の条件何れも履行されず、兩皇統迭立の条件の如きも美事に蹂躪されて仕舞つたから、其後の皇位繼承の際の南朝舊臣の蠢動はそれが爲めとの想像も事實に相違あるまい。尤も後龜山天皇が其後一時京都を御落ちになつたのは——やがて又御還幸にはなつたが——兩朝迭立の不履行を御憤りになつた爲めかのやうに思はれて居るが、實は足利氏の幕府が供御を上らなかつた爲めと見るべきであつて、それとこれとはおのづから似て非なる別問題である。

されば若し形跡の上から申したならば、後龜山天皇は義満の誠意を御過信なされた御失敗かと思はれ、前に引いた北朝側の續神皇正統記にも、義満が三種の神器の御歸座になる爲めに、謀を廻らして色々御宥め申したやうに書いてあり、御神樂雜記といふ北朝の記録にも亦神器の御還りになつたのは、當朝即ち北朝の爲めには賀すべきであるが、南朝は御輕忽の御處置であつた事を御後悔になるであらうと書いて居る。併し天皇が後年吉田兼敦を召されて、元弘建武以來の世上の轉變や後醍醐天皇の遺詔、明德御合體御入洛の次第を事こまやかに御述懐なされた末に、天皇の御聖運の安否は偏に天道神慮に御任せになつて、専ら民間の憂を除かるゝのが、其御本意であつたと仰せられた事が、今も吉田家に残つて居る兼敦の日記に見えるから、天皇は決して左様に御聰明を晦まされて御出京に相成つた譯ではない。當時南朝の御運は積衰積弱の上に風前の燈の如くであつて、強ひて戰爭を御繼續になつたならば、或は猶ほ三五年は續け得られたかも知れぬが、それ丈人民は塗炭の苦みを受けるのであつたから、後醍醐天皇の御遺詔には乖られるけれども、御涙を飲まれて御出京になつたと承はるのは、有難い御聖慮の程、深く感佩致さねばならぬ。斯る御窮迫の際にも拘らず、後醍醐天皇以來最も強硬に御主張になつた南朝正統の大義を講和の第一條件として、曲りなりにも北朝側に承認させられたのは、實に意義ある事であつて、或る意味から申せば、南朝の一大御成功といふべきであらう。

五 正義の力

此合體條件を以て從來の舊説と比べると、種々の點に相違がある。南朝の後龜山天皇が讓位の儀式を以て神器を傳へられたのは、講和の當初既に吉野に於て定まつて居た事であつて、北朝も義満も既に同意を経て居るから、決して傳へらるゝが如く、天皇が京都に還御になつてから、事新らしく抗議の出よう筈がなく、従つて六角滿高杯と云ふ得體の知れぬ人物の進出しよう筈もない。又後小松天皇が後龜山天皇の御養君にならせらるゝ杯といふ事も初めからなかつた。講和成立後の事實から推して、其條件の一つであつたらうと思像される位の迭立の事は、確かに其一條件であつた。併し第一の條件として讓位の式を以て神器の授受のあるといふ事は、南朝の提議を北朝側の容れられたものであるといふ事を始めとして、第三、第四の條件の如きは、全く舊説にない事であつて、近衛家の文書の發見に依つて始めて最後の斷案が下されたのである。

成敗利鈍は時の運である。南朝が前後六十年に近い間、其牢乎たる御主張を以て終始一貫致され、大勢の如何に依りて、毫も其態度を變へられなかつたことが如何ばかり深き感銘を後世に残した事であらう。近世徳川時代の初め朱子學が起つて、大義名分の説が識者の腦裡を支配すると共に、南朝崇拜の氣運が勃興して

來た。水戸義公の如きは、其大日本史を編纂するに當つて、所謂三大特筆の一つとして南朝正統説を取り、北朝の五帝は最初は人臣の列傳の中に降した程であつたが、後には北朝も亦天祖の後胤であらせらるゝのに列傳とは餘りひどいといふ議論が出で、後小松天皇紀の首めに置く事に改められた。南朝の忠臣でも楠公の如きは永く朝敵と看做されて、其子孫は日蔭者扱にされ、本姓を冒すを許されなかつたが、漸く足利時代の末になつて、大饗正虎と云ふ子孫が先非を後悔すると申上げて、時の朝廷から朝敵御免の繪旨を賜はり、始めて楠の姓を稱することの出來たものが、元祿頃から楠公崇拜の熱が高まり出して、其畫像や木像の製作となり、義公の湊川に於ける嗚呼忠臣楠子之墓の建碑ともなつた。明治時代に偶然にも教科書問題から世論が沸騰したが、結局南朝を正統と認められ、楠公の如きは古忠臣の典型と崇められて、今尚ほ國民の胸に生きて居るのである。

これを以て觀ても、正義程力強いものはない。一度矯められても、何時かは又直る。此絶大の力は決して腕力でもなく金力でもない。未來永劫に盡さないところの正義の力其者である。これ實に此一通の古文書の後世吾人に齎らす一大教訓であらねばならぬ。(大正一四、六、八)

第四 昭和の御大禮

一 緒言

長い間國民が一日千秋の思をなして其佳き日の到來を待ち焦れつゝあつた御大禮の時期も愈近づいた。御歴代の中にも、不世出の大帝と仰がれたまふ明治天皇の皇孫と生れさせたまひ、御若くして御聰明にましまし、皇太子として既に歐洲諸國を御巡歴遊ばされ、又大政をも御攝行ならせられた容聖文武の今上陛下の幾千代かけて目出度御代始に一度行はせらるゝ御即位の嘉辰に遇へる現代國民の光榮果して如何ばかりぞや。此國家的典儀に當つて、御召に預つたものは、七千萬の國民からいへば、もとより少數ではあらう。併しそれらの人々は何れも社會各方面の代表的人物であるから、或意味に於て、國民のすべてが皆御召を受けたも同様である。國民は其佳き日を迎へる前に、先づ御大禮の行はるゝ順序や、其御趣意についての概念を會得して、萬思ひ違のないやうにせずばなるまい。私がこれから説かうとするのは、旬日の後に迫つた昭和の御大禮について國民として知らなければならぬと思はるゝ要綱に外ならぬ。

二 制度

歷朝即位の御大禮に關する古來の沿革を大別すると、三期に分けることが出来る。而してそれは大體に於て我文化發展の三大時期と相一致する。言ふ迄もなく御大禮も亦我文化史上の一大現象であるからである。抑我古來文化の推移を對外的に大觀するならば、太古草創の時代より大和民族固有の文化を形成し維持し來つたのであつて、これが第一期である。其後、三韓を通じて、大陸文化を傳へ、更に支那と直接交通を開いて、隋唐の文化を學ぶことが出來た。爾來歷世多少とも支那文化の影響は免れなかつた。尤も平安時代に

至つて、おのづから獨自の文化の芽生を見たといはれるけれども、未だくこれを脱却したものでは決してなく、只從來よりは幾分批判的となつて、固有の文化の中、故なく閑却され廢棄されたもので、存すべきはこれを存すると共に、外來の文化の採るべきは、却て前代よりも一層徹底的にこれを模倣し採用したのである。これが第二期である。然るに明治時代に至つては、所謂王政復古が標榜されてゐた丈、著しく固有の文化の尊重となつたが、これと共に、從來の支那系統の文化は頽れて、新たに歐米の文化を攝取するに力められた。これが第三期である。

即位の禮は遠く天祖の天壤無窮の神勅に萌してはゐるが、其始めて行はれたのは、太祖神武天皇の時に大和の橿原の都で行はせられた時である。當日は天皇が三種の神器を正殿に奉安され、諸種の儀仗を整へた嚴かめしき警衛の下に登極の盛儀を行はれたやうであつて、其事を書いた古語拾遺に、四方を朝せしめて天位の貴きを觀せしむと見ゆるを思へば、相當嚴儀であつたことが知らるゝけれども、もとより後世から見れば、簡素な原始的のものであつたに相違あるまい。而かも三種の神器は是時より既に即位の禮に缺くべからざるものとなつてゐた。後世に至る迄、御即位の禮の行はるゝ時に讀まるゝ宣命の初めに、

現神と大八嶋國しろしめす天皇大命らま^{スメラガオホミコト}と詔りたまふ大命を集侍はれる皇子等^{オホキミタチモ、ノツカサヒトタテノシタ} 王臣、百官人等天下の

公^{オホミタカラ} 民^{ヒト} 諸^{モロ} 聞^{キコフ} 食^{ケシメ} へと詔る

とあるのは、高御座を取りましまらせた皇族、百官、公民等が、宸儀を仰いで、謹しみ畏み乍ら、敬虔其者の如く、大御言葉承つてゐる古朴の状況が偲ばれるやうである。

次に大嘗祭に至つては、更に遠く神代の古事として傳へらるゝ神話に基いてゐる。神話に據るに、天祖は、天狹田、長田なる御料の田を置かせられ、其米を以て大嘗を聞食した。加之皇孫瓊々杵尊の此國土に降臨したまふ時にも、齋庭の稻の穂を授けて持ちて降らせられ、皇孫には悠紀、主基の國を卜ひ定められて大嘗祭を行はせられたと傳へられる。昔は大嘗祭は、毎年の春、祈年祭で年穀の豊熟を祈られた御奉饗として、秋には當年の新穀を天神地祇に供へられた新嘗祭と區別がなかつたが、それを天皇が御即位の禮の行はれた後に、始めて神祇を祀りたまふ最初に行はせらるゝ盛儀を大嘗祭と稱し、國家第一の大祀と定められたのである。これも神武天皇以來、歷朝相次いで行はせられ來つたものであらうが、記録には、清寧天皇の時に始めて大嘗の事が見えてゐる。これが大禮史の第一期である。

然るに我國が始めて直接の交通を開いた隋唐は、支那歴代の中にあつても、最も高級文化の燦爛たる時代であつた上に、支那では古來、政治上、社會上、最も禮儀を重要視して、政治の根本、人倫道德の極致としてゐた。我大禮に關する制度が頗る莊重雄大なものとなつたのは、主として其影響を受けた爲めに外ならぬ。彼高御座の如きも、もと高き位即ち皇位の事であつて、天皇の皇位繼承の事を、古くから天つ日嗣の高御座の業と申して、皇位に即かせられる意味に過ぎなかつたのを、金銀珠玉を鏤めた高き八角の壇を設けて天皇が登壇したまふことゝなつたのも、全く支那一流の潤飾である。加之當日天皇は大内裏の正廳であるところの大極殿に於て、珠玉を鏤められた冕冠（玉冠ともいふ）を戴かせられ、袞冕十二章と申して、赤地に目もあやな美しき様々の模様を繡した大袖を召し、參列者の服装も亦これに准じて、支那風の鞞^{イシダクミ}の上を靴穿で

立禮を行ふ等、全く唐禮其儘であつた。それが平安時代になつてから、稍修正されて、是迄は區別のなかつた踐祚と即位との間に別を生じて、踐祚の後、日を隔て、御即位の禮を行はるゝことゝなり、御即位の装束には變りないが、大嘗祭には神事に召さるゝ帛衣を用ゐられ、これに引續いて行はるゝ饗宴即ち悠紀、主基、及び豊明の三節會には黄櫨染衣を召したまふことゝなつた。是等は何れも朝服の制を日本化した束帯である。又此頃迄は即位の禮に於て、中臣が壽詞ユキトを奏する令の定であつたが、それには神代の古語も残つてゐるといはれるものであるから、貞觀儀式よりこれを大嘗祭に移して讀ませらるゝことゝなり、又大嘗祭に唐物の飾を施すことも禁ぜられた。これ畢竟時の朝廷が、唐と對等の交際を行はるゝについて、國際關係の上から、唐の使臣も參列すべき御即位の禮丈は、支那の禮式に倣つて大規模に行はれたけれども、其代りに、大嘗祭はそれらの外國の影響を避けて、純日本式のものとしてせらるゝ方針であつたと思はれる。而して大禮の式場の如きも、此頃から大極殿の造營が絶え果てたから、時に依つて、或は太政官の正廳なる太政官廳、又は内裏の正殿たる紫宸殿で行はれ、足利時代の末期、後柏原天皇からは専ら紫宸殿を用ゐらるゝことゝなつた。これが大禮史の第二期である。

抑歴朝の中、支那文化を傳へて國史上の一大時期を劃せられたのは天智天皇であらせられた。天皇は上古の末、閩族政治の弊を矯めらるゝ爲めに蘇我氏を滅ぼされ、孝徳天皇の皇太子として大化の改革を御計畫遊ばされ、引續き齊明天皇の皇太子として、又天智天皇として、新たに唐制に倣つて、所謂近江令以下諸般の制度を定められて、後代に範を垂れたまうたのである。されば後の歴朝は皆皇嗣に向つて、天智天皇の御遺制を守つて政治を致すやうにと新帝に仰せられるを例とし、新帝も亦其御即位の宣命に、型の如く其事を載せられてゐる。

然るに明治天皇に至つて、様々の改革が行はれた中に、御即位の禮にも是迄にない新しみを加へられた。當時朝廷にては、從來唐禮に倣はれたのは、支那ある事のみを知つた時代の制度で、道理に合はぬから、今は追々開け行く世運に應じて大規模となし、新式も立てられねばならぬとの議が起り、一方、神武天皇の創業から更に溯つて天照大神の肇業に復る王政復古の儀に依ると共に、他方、開國進取の國是を立て、知識を世界に求められる儀に依つて、御即位の宣命の如きも、例の天智天皇の始めたまひ定めたまうた法制に従つて政治を致すやうにとの御歴代の御定あるが上に、方今は大政古へに復され、神武天皇御創業の古へに基いて、彌益ヨシ吉ヨシ御代に固めなさうと皇位に即かせられたと仰せられてゐる。而して從來は支那風の青龍、朱雀（左方）玄武、白虎（右方）の如き各種の旗を以て紫宸殿の南庭を飾られ、又火爐を置いて祭天の名残を留められてゐたのを、すべて廢せられ、別して火爐の代りには其以前、水戸の徳川齊昭から孝明天皇に進められてあつた大地球儀を置かれ、上下見識を大にする表徴とされた事の如きは、頗る奇抜の思ひつきであつて、道に興國の元氣が漲つてゐる。又神代の古風を重んぜられる大嘗祭に當つても、是時から庭積の机代物の新例を創められて、悠紀、主基兩地方以外の一般國民の望みをも達せしめられた。但し時は尙ほ草創の際であつたから、百事未だ整頓を見るに至らなかつた。

明治二十二年の紀元の佳節に國家不磨の常典たる帝國憲法を御發布になつたが、それと同日に、御公布に

なつた皇室典範に

即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ

と御定になつてゐる。御大禮は此御規定に依つて、京都で擧げさせらるゝ事に定つたのであるが、其御儀の詳細は、明治天皇が、別に明治四十二年の紀元節に御公布になつた登極令に御規定になつてゐる。登極令は十八條と附式とから成つてゐる。先づ天皇が御踐祚になると、宮中の賢所で御祭典が行はれ、又其旨を宮中の皇靈殿の神殿に御奉告になることから、御踐祚後、直に元號を定めて御公布になる事が見え、次に

即位ノ禮及大嘗祭ハ秋冬ノ間ニ於テ之ヲ行フ

大嘗祭ハ即位ノ禮ヲ訖リタル後續テ之ヲ行フ

とあつて、皇室典範の御定を更に御明確になされた。次に登極令には、齋田の悠紀、主基の兩地方を定めらるゝ事、拔穂の事、京都皇宮移御の事、即位禮及び大嘗祭の事、大嘗祭前一日の鎮魂式の事、御大禮後の大饗の事、同じく神宮山陵御親謁の事、東京還幸後の皇靈殿神殿御親謁の事杯が、逐次御規定になつてをり、それらの御儀式の詳しい順序は、更に本令の附式に示されてゐる。

斯くて千百年の帝都たる京都が大禮の都となり、これを中心として悠紀、主基地方も點定され、大嘗祭に於ては、純然たる神代ながらの舊儀を保存され、即位の禮に於ても、出來得る丈從來の支那風を撤廢して錦旛の如きも、頭八咫鳥、靈鷲、殿瓮等の模様に入れられ、大饗の久米舞等神武天皇御創業の昔を偲ぶるべき用意が拂はれてをり、服装も多く束帶を用ゐられ、大嘗祭には小忌衣に日蔭蔓を著くるが如き古風を存せら

れてゐる。而かも昔になかつた皇后の大禮御參加を始め、婦人の參列も許され、大禮服の洋装を許され、大饗には洋樂を奏せしめ、洋食を用ゐらるゝ等、新時代にふさはしき諸般の新制をも取り入れられてゐる。これが大禮史の第三期であつて、大正天皇の大正四年の御大禮は其第一回の御實施であり、今上陛下の昭和の御大禮は其第二回の御實施に相當するのである。

第一回の御經驗に基かれて此度は登極令附式に大饗夜宴の御式場を二條離宮とする文字を御削除になつたが、これは事情已むを得られぬ爲めであつて、さして重要な御變更とも思はれぬ。

三 御大禮の本體

大體御大禮は即位禮と大嘗祭と大饗との三つを本體とするものであつて、其他の御儀式も種々あるが、何れも皆此三つの何れか一つに併合することが出来る。例へば即位禮當日賢所大前の儀や、即位禮後一日賢所御神樂の儀杯は即位禮に併合し、又齋田點定や、鎮魂式は大嘗祭に併合するが如きそれである。故に先づ順序として此三つの梗概を説くこととする。

第一の即位の禮はどういふ事かといふに、天皇が新たに皇位に御即位になつたについて公式に臣民へ宣らせたまふ晴れの御儀式である。是より先き、御踐祚の後、直に朝見の儀が行はれて、難有勅語を賜はることがあるが、其時御召になる範圍はおのづから狭く限られてをつて、廣く一般臣民の代表者、外國交際官等に迄及んでゐない。

昔は先帝が崩御の後ばかりでなく、御生前とても、皇太子や皇太弟に御讓位になる例が多く、此場合先帝は太上天皇の尊號を上られて上皇と申上げ、御出家になれば又法皇と申上げ、おしなべては院と申してをつたものであるが、皇室典範に、

天皇崩御スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク

と御定めになつてからは、先帝が崩御にならなければ新帝の御踐祚はない事に御確定相成つた。大正天皇は久しきに亙る御惱の爲めに畏くも攝政を置かせられたが、これは昔ならば御讓位の行はるべき場合であつて、正さしく皇室典範の御規定に依らせられたものであり、明治天皇の深遠なる思召に出でた事であらう。故に先帝崩御と共に新帝は御踐祚にならせられ、皇祖以來御繼承の三種の神器を御受けにならせらるゝのであるが、他方には先帝崩御の當日から一箇年間は諒闇となる爲め、御日出度御大禮、別して御神事中の御神事も申すべき大嘗祭は御諒闇中に行はせられないから、御諒闇の明けるのを待つて行はせられる。

第二の大嘗祭は御即位の御大禮の行はれた後に、天皇が當年の新穀を皇祖天照大神を始め奉り天神地祇に供へて御祀りになると共に、御親らも御相伴になるのであつて、其實質から申せば、毎年一度行はせらるゝ新嘗祭と同じ事ではあるが、天皇の御即位後御一代一度の御親祭として、悠紀主基兩地方を御定めになり、大嘗宮をも御設けになつて、最も鄭重に行はせらるゝのが此大嘗祭である。

第三の即位の禮、大嘗祭に引續き行はるゝ大饗は新帝が皇族臣民を御召になつて、饗宴を賜はるのである。其御場所は大正天皇の時は二條離宮であつたのを、御手狭の爲め、今回は御苑内に新たに大饗宴場を御建築になることになつたといへ、限られた人員の事であるから、全國の代表的人物を各地方へ御召になつて賜饗の盛儀が行はれるのである。

これで一應御大禮の總論ともいふべき事を説明したから、進んで各説に移つて、先づ御即位の禮から説くこととする。

一 即位 禮

御諒闇明けと共に、御大禮に關する事務を取扱ふべき大禮使が宮中に設けられた。此使といふは臨時の官に名づけることに昔から定つてゐる。やがて御大禮の行はるべき期日の御發表があり、大嘗祭の齋田の悠紀主基の兩地方が勅定され、京都皇宮内の種々の御建築の工事が急がれ、其他一切の諸準備が進めらるゝのである。こゝで少しく古來の主なる沿革と其御儀の主要な點を擧げて説明を加へよう。

一條冬良も「即位は朝家の重事、禮の本なり」と申した如く、御即位の禮は、歴代最も重き事となつてゐる。此御大禮の完備して一大壯觀を呈するに至つたのは、無論中古隋唐の風を傳へられてからではあつたが、神武天皇の時から既に大和の橿原の都に於て、簡疎乍ら威儀を整へられ、宮中の正殿で、御即位の禮は行はれてゐる。されば記録は備らぬけれども、神武天皇以來御歴代の間に例外なく行はせられたこと言ふ迄もあるまい。只昔は踐祚と即位とは別がなく、二者全く同一であつた。

奈良朝の前後文物燦爛たる唐の制度が模倣されてから、四海に君臨するを理想とした支那帝王の莊重なる儀式が御即位の禮に加味さるゝに至つた。踐祚と即位との間に別を生じ、新帝が御踐祚の後、多少の間隔を

置かれ、儀式を新たにして御即位の禮を行はるゝやうになつたのは、平安に都を定められた桓武天皇の時からである。而かも初は其間が僅に十餘日から數箇月以内に止つたものが、後には次第に長くなり、極めて稀れには、御踐祚の後、御即位の禮を行はせられぬ内に、皇位を御すべりになつた御方さへあつた。仲恭天皇は御幼少で御踐祚あらせられたが、間もなく承久の不祥事が突發して、御即位の禮を擧げたまふ暇もなく、御位を退かせたまうたから、世に畏くも半帝と申上げたといはれる。打續く内亂の爲めに、我國上下の疲弊し切つた戰國時代となつては、後奈良天皇が御踐祚から十年目、後柏原天皇が二十一年目に漸く御即位の禮を行はせられたのは、寔に稀有の例とはいへ、畏多い極みである。當時は御大禮の御經費を上るべき足利幕府も財政窮乏を極めて、御大禮の經費を上つる力がなかつたから、漸く大名の獻金等で御間に合されてゐる。思ひ出すも痛はしい御事共である。近世徳川時代となつては、幕府は諸大名に命じて御大禮の經費を上らせたものである。然るに國運が益發展して、今日では、國民の代表たる議會が滿場起立の下に經費を議決し、空前の盛儀を執り行はせらるゝのは寔に祝すべく喜ぶべき事と謂はなければならぬ。

御即位の禮を行はせらるゝ期日が近づくと共に、天皇陛下は神器を奉じて皇后陛下と御同列で京都の皇宮に移御になる爲め、十一月六日に宮城を出御あらせられ、同日は名古屋離宮に御駐蹕、翌七日に京都皇宮に入らせられる。三種の神器の中、神璽寶劍の二つは、天皇の公式行幸には必ず御同列にならせらるゝ例であるけれども、賢所即ち神鏡迄も御同列で行幸になるのは是時丈である。申す迄もなく、三種の神器は皇位と不可分の關係にあるものであつて、御踐祚と共に、皇嗣は祖宗の神器を承けたまふのであるから、御即位の

場合にも、三種の神器を奉ぜらるゝを絶対必要とした。中には安徳天皇が平氏に擁せられたまひ、神器を奉じて西海に遷幸ましゝた御留守中、京都に於ては一日も皇位を空しうしてはならぬとあつて、後白河法皇の勅にて、後鳥羽天皇が、神器なくして御踐祚御即位の御大禮を擧げさせられた例があるが、實に未曾有の變態である。然るに其後北朝の諸帝も亦御同様、京都に於て御即位にはならせられたが、神器は南朝にあらせられた。是等は當時に於ても又後世に於ても議論のある事であつたが、徳川光圀の大日本史に神器のなくして御踐祚御即位あらせられた御方の皇位を御否認申上げる事にしてから、國論が略定まり、宮内省に於ても、先年臨時御歴代史實考查委員會が開かれ、前後三年審議を凝らして、是等の皇室に關する歴史的疑問を解決された結果、大日本史の斷案と略同様に、神器の所在を根本としてそれゝ御在位を御定め申す事となつたのである。

斯くて京都に移御あらせられた賢所は、京都皇宮の春興殿に奉安され、神璽寶劍は御居間近く奉安されること御平素の通りであらせられる。

やがて十日となれば、愈御即位の御大禮を擧げさせられる。當日は先づ午前賢所の大前に於て御神樂を奏して御親告の儀があり、又東京宮城の皇靈殿、神殿には、勅使を以て御奉告になる。此御大禮は京都皇宮の紫宸殿に於て御擧げになるのである。中古天皇の常の御殿の内裏の外に、大極殿、豊樂殿其他の種々の殿舎や、諸官省全體をこめた一廓を大内裏と稱した時代には、御即位の禮は八省院即ち朝堂院の正殿として最も大きい御殿たる大極殿に於て擧げさせられたものである。今の平安神宮は其一小雛形に過ぎない。大極殿

が焼失した場合には、便宜他の御殿でも行はれた。其中紫宸殿は冷泉天皇の時、御不豫の爲めに、内朝の正殿たる同殿を略式で始めて御用ゐになつたが、後柏原天皇以來は紫宸殿にて行はせらるゝ例になつたのである。今の皇宮は天皇の假の御所、即ち里内裏であつて、東洞院土御門殿と申したものである。大體內裏を摸して造られたものであるが、中古のそれから見れば、規模は小さいにもせよ、其正殿に相違ないから、大内裏のなき時代に於て、こゝで行はせらるゝのは至當の事といはれてゐる。

此御大禮は紫宸殿の殿内と其南庭とで行はれるのであるから、昔は豫め一定の社寺に向つて、當日風雨の難のないやうに御祈禱のあつた位である。先づ紫宸殿の御飾附のあらましを申せば、本殿は南面してをり、其中央を母屋といひ、母屋の中央南面に三層の黒塗の繼壇の上に、天皇の御座の高御座が置かれる。それは八角の家形に、種々の美しい裝飾が施されてゐる金色燦爛たるものである。其東方に高御座と相並んで、皇后の御座として三層の繼壇の上に御張臺が置かれる。高御座を少し小さくしたやうなものと思へば間違はない。此皇后の御座の事は、中古の制にも見えてはゐるが、御歴代は多く御幼年で皇位に即かせられたから、皇后の出御の實例はなく、偶皇后出御の記事が見えてをつても、それは只皇后の御尊稱を受けられた御方であつて、御配偶を申したものではなかつた。此度は、大嘗祭にも皇后が出御あらせられ、又御大禮に參列の諸員中にも、婦人を加へらるゝことゝなつてゐる。

紫宸殿の南庭には、裝飾の意味で、色々の錦旛が立て列ねられる。只昔は横へ御殿と平行に立てられたものであるのを、此度は左方の櫻の南方と、右方の橘の南方とに、豎に立て列ねられ、其旛には皇室の御紋章の菊花章の錦旛の外に、頭八咫鳥、靈鷲、嚴笄杯何れも神武天皇御東征の時の祥瑞に基いた御模様をあらはされてゐる。

昔は禮服、朝服の制があつて、當日天皇の御召になるのは、晴れの禮服であつた。即ち袞冕十二章といつて、赤地に、日、月、星、辰、山、龍等の十二種の紋を織つたところの目もあやなものであつた。其中にも袞衣とは、龍の首が曲つてゐる模様を繼れた大袖の事で、これを袞龍の袖といつてゐる。昔から帝王に繼り申す事を、袞龍の袖に隠るゝといつたのもこれから起る。然るに此度は、天皇は御束帶に黃櫨染の御袍を御召にならせられ、參列の諸臣も束帶である。此服装は何れも昔の朝服の制に近く、且つ餘程日本化されたものである。中にも黃櫨染の御袍は、もと天子の常の御召であつて、色は黃に赤味が、つてをり、桐、竹、鳳凰、麒麟の模様がある。袞冕十二章の禮服には、玉冠牙笏が附物であるが、束帶には立纓、木笏である。又女子も、昔の晴れの式には、表着の下に、二十餘枚の下着を重ねたものであるけれども、後には五つに限られて五衣の名が出でた。皇后を始め奉り、供奉の女子は此五衣である。

諸員がそれ〴〵設けの席に就くと、天皇には高御座の北の階段から高御座に御昇りになり、皇后にも御帳臺の北の階段から御帳臺に御昇りになる。侍従が二人出で、高御座の東西の階段から昇つて、御帳をかゝげて復座し、女官が又二人、同じく御帳臺の東西階から壇上に昇つて、御帳をかゝげて復座する。是時天皇陛下は笏をたゞしたまうて立御になり、皇后陛下は御檜扇をとらせられて立御になる。と諸員が最敬禮をする。内閣總理大臣は本殿の西階から降つて南庭に出で、北面して立つと、勅語を賜はる。内閣總理大臣は恭しく

これを承つて後、南階を昇り、帽額とて、水引幕の如きもの、引渡された南榮の下で壽詞を奏上し、訖つて南階を下つて、庭上の萬歳簾の前面迄来て、萬歳を三唱し、諸員一同聲を揃へて合唱する。其時刻は大正天皇の時には、當日の午後三時三十分と豫定され、全國一齊に萬歳を唱へたものであるが、此度は三時と豫定されてある。それが濟んで内閣總理大臣がもとの西階から昇つて、定の座に復ると、天皇皇后兩陛下には入御あらせられ、諸員は鉦鼓を三度打ち鳴らすを合圖に退下する。これで天皇御一代一度の莊重嚴肅なる御大禮の一つは、目出度終らせられるのである。其翌日、賢所に於て神樂が行はせられる。

御即位の禮に於て下したまふ宣命には、中古以來、先帝の仰せに任せ天智天皇の時に御定めになつた御制の如くに政をなさるから、臣民に於ても、赤き心を以て仕へ奉るやうにと仰せらるゝを例としたが、將來の御歴代に於かせられては、我文化の上に劃期的の一新紀元を開かせられた明治天皇の御宏謨に則らせたまふことゝならうか。大正天皇の御大禮の勅語にも、明治天皇維新の偉業の事を御たゝへになつて、丕績を繼ぎ遺範に遵はせらるゝ由を宣ひ、臣民に於ても、忠誠其分を守り、同心戮力して、倍、國光を顯揚せんことを望ませられたが、これに對して、内閣總理大臣は、同心戮力、忠節の誠を勵まし、報效の誠を竭して、聖旨に答へ奉らんことを御誓ひ申上げ、參列の諸員と、心をこめて御世萬歳を三唱したのである。此劇的光景こそは、眞に我國體の縮圖であつて、莊嚴な中にも敬愛の至誠がこもつてゐる。

二 大 嘗 祭

大嘗祭については、神代に天照大神が天狹田長田を御作りになつて、御親ら大嘗を聞食したとの傳へがあ

り、又皇孫瓊々杵尊の日向に降臨になつた時に、悠紀、主基の國を定めて、大嘗祭を行はれたといはれてゐる。其後神武天皇以來、御即位の禮は見えるけれども、大嘗祭のあつた事は、清寧天皇の外は見えて居らず、天智天皇の時からして、其記事が國史に見えるやうになつた。併し昔は即位と踐祚との區別のなかつた如く、新嘗も大嘗も亦其區別がなく、御即位の後の大嘗は大新嘗とも、踐祚大嘗祭とも申して居つた。而して御即位の禮が七月以前に行はれた場合は、年内に大嘗祭が行はれ、八月以後に行はれた場合は、翌年大嘗祭が行はるゝことに定められてゐる。尤もこれは先帝の御在世中、御讓位の場合であつて、崩御の時は、御諒闇明けを待つて行はるべき事言ふ迄もない。されば御踐祚が先帝の崩御の後に行はるゝことゝなつてからは、御諒闇明けを待つて御即位の禮が行はれ、且つ京都に於て御舉行あらせらるゝ御關係上、僅に數日を隔てゝ大嘗祭を行はせらるゝことに定つたのである。

歴代御即位の後に行はれた大嘗祭も、足利時代に應仁文明の亂が起つた爲めに、御即位の禮は後れ乍ら行はせられたにも拘らず、後土御門天皇の文正元年に行はれたのを最後として、二百二十餘年の間全く中絶してゐたのは、畏多き極みであつた。徳川時代に平和が克復されてから、再興の儀が起つて、東山天皇の貞享四年に、御再興になつた。併し當時は御儀式の詳しい事が判らず、大嘗祭の節會の如きも、一日丈に止められて、型ばかりのものであつたが、それさへ次の中御門天皇の第一代は御中止になつて、其次の櫻町天皇の時に、又御再興になつたのである。是時には我朝儀の研究に盡瘁した水戸の徳川光圀が、恆例、臨時に關する一切の朝儀を、古書舊記から抄出分類して禮儀類典を編纂し、朝廷に献上してゐたから、朝廷にても、大

嘗祭の御儀を詳細に御諒解になつて、王代の盛儀と迄は行かずとも、略舊儀に復することが出来、爾來歴代相承けて今日に及ばれた次第である。

我國は古來主要なる食糧は米であるから、米の尊重すべき事言ふ迄もない。神話傳説を見ても、既に農業時代に入つてゐたことが窺はれ、天照大神も御料の御田を御持ちになつてゐたのを、素戔嗚尊の荒された神話が残つてゐる。我國を古く葦原千五百秋の瑞穂國と呼ばれたのもこれが爲めである。爾來歴朝農は國の本と仰せられて、農本主義を行政の中心に置かれた。今日は人口が繁殖して土地の生産丈では不足を生じ、外國米を以て補はなければならなくなつて來たから、農業立國をやめて宜しく工業立國とすべしとの論もあるが、併し米は依然として國民の主要食糧であるから、米穀の尊重さに於て毫も變りはない。これは我國ばかりでなく、東洋の米食國皆さうである。支那でも古くは秋祭の事を嘗といつてをり、白虎通にも「新穀熟而嘗之」と見えて、新穀を以て祖神を祀ることの行はれてゐたのはこれと一致する。我國で「おほにへ」の古語に大嘗の文字を充てたのは其爲めであらう。

故に昔から春二月に豊年を祈らるゝ祈年祭、十一月に新穀を神祇に供へらるゝ新嘗祭は何れも重要な御親祭となつてゐる。古來神を祀るには、清淨を貴ばるゝ習であるから、瓊々杵尊も悠紀主基の國を卜つて御定めになり、齋庭の稻を採つて大嘗を行はれたと傳へられてゐる。齋庭は即ち齋田の事である。而して「ユキ」も「スキ」も神事に取つて最も大切な潔齋の意味を含んでゐる語である。

古來御即位の御大禮の行はれた後に、多くの祭祀のある中で、獨り此大嘗祭丈が行はせらるゝは何故かと

いふに、天孫瓊々杵尊の國土に降臨の際に、天照大神が豊葦原瑞穂國は吾御子の統治したまふ國と仰せられて、齋庭の穂を御授けになり、天孫が日向の高千穂宮に天降ましくて、其稻の種を御蒔になり、又新穀を以て神を祀り、御親らも聞食したのは、やがて大神の大御心を御奉體になつての事であらう。それから後の御歴代が、御即位の後に此大禮を行はせらるゝは、大神の天壤無窮の神勅に基いて、皇統連綿、天日嗣を繼がせらるゝが如く、大神が御親らも行はせられ、又皇孫が大神の御授けになつた種子を蒔き、新穀を以て大嘗を行はせられた御祀りの御業に倣はせらるゝ御事と申上ぐべきである。斯くて御歴代が御登極の初毎に、國民の食糧たる米穀尊重の意味の含まるゝ御親祭を行はせられ、これを以て御統治の第一義と思召さるゝを拜するは、國民の感激に堪へないところである。

昔から唐制をも加味されて壯麗を極めた御即位の禮とは打つて變つて、大嘗祭は我古風を主として行はれてゐる。それでも中古には、いつしか多少唐風の加味され、又佛教の影響をも受けた事がないではなかつたが、大體神代以來の固有の神事である。中古迄御即位の禮に行はれてゐた中臣の壽詞を大嘗祭の行事の中に移されたのは、我固有の儀式であるが爲めであつた。

此御祭の御準備としては、當日神々にも御供になり、又天皇御自身にも聞食され、諸臣にも賜はる當年の新穀を作るべき田として、悠紀、主基の兩地方を先づ定められなければならぬ。登極令には御大禮の行はれる京都を中心として其以東以南を悠紀の地方とし以西以北を主基の地方とすることになつてゐる。此地方を何處と定めるかは、卜に依つたものであつて、其方法も、極古くは太占フトマニと稱する最古の卜の法に依り、鹿の

肩骨を波々廻の木で焼いて、それにあらはれたひびを見て判断したものゝやうであるが、其後、支那風な龜トの法が専ら行はるゝに及んで、古法は廢れた。只支那の龜トは龜の甲を焼くのに荆を用ゐるのを、我國では矢張古傳のまゝに、波々廻の木で焼いたのが古風を存してゐる丈である。即ち龜の甲を菱形に削つて表面を研ぎ、裏面を薄く外いで何箇所にも凹みを彫り、それに墨で縦横の線を描き、朱櫻又は犬櫻ともいふ波々廻の木の枝を燃して、龜の甲の裏面を所々いぶすと、割れ目が出る、それが表面へ通つて、そこに種々の形があらはれる。此形即ちト形を占書に照らして判断して定めるのである。國の外、郡迄も定めるから、これを國郡卜定こくぐんぼくぢやうといつた。其地方はもとより一定してゐなかつたが、中古から多少の除外例はあるけれども、大體悠紀地方が近江に、主基地方が丹波と、備中と更代でなる事に定つた。故に名は國郡卜定ではあるが、其頃は郡丈の卜定に止つたのである。登極令に據ると、齋田の點定とあつて卜定とはいへども、尙ほ古法に基かれて、龜トの法を用ゐられる。今回は悠紀地方は、偶然にも昔から大嘗祭に因縁の深つた滋賀縣に定り、主基地方は始めて福岡縣となつた。將來は北海道、樺太、又は朝鮮、臺灣等の新附の領土の如きも、悠紀主基の何れかに當ることがないとはいへぬ。

兩地方が御定になると、宮内大臣はこれを兩地方長官に對して、各自の管内で齋田を定め、其所有者から新穀を納める手續を取らせるやう通告を發する。地方長官は種々の事情を調査して、齋田の候補を設け、詮衡の上で其一人に決せられる、それが太田主である。太田主は早乙女を率ゐて御田植式を行ひ、秋になると、拔穗使が派遣されて新穀を刈取り、京都の大禮使の出張所に納めるのである。

大嘗祭の行はるゝ前日、十一月十三日には人の魂に關する古代の信仰に基く神祕的な鎮魂の式が行はれること毎年の新嘗祭と同様である。只毎年行はるゝのは鎮魂祭であるが、大嘗祭の場合では、鎮魂の式となつてゐる。これは明日を以て陛下が斯る國家の大祀に臨ませらるゝ爲めに、御障りあらせられぬやう、御魂を鎮め奉る意味合からである。

大嘗祭は十四日の夕刻から十五日の曉にかけて行はせらるゝのであるが、當日は勅使をして伊勢の神宮及び東京宮城の皇靈殿、神殿及び全國の官國幣社に奉幣させられる。

大嘗祭は御即位の御式場とは別に、舊仙洞御所の御跡に御新造の大嘗宮で行はせられる。大嘗宮は悠紀殿と主基殿とに別れ、此兩殿に於て、天皇は前後別々に御親ら天神地祇を御祀りになるのである。それについて兩殿の祭神は天神と地祇とに別るゝとの説もあるが、それは誤りで、場所、時刻をかへて、夕御饌、曉御饌を御供へになり、御祀りになるところの御鄭重な御親祭である。それには御祭事を行はせらるゝ前に、小忌の御湯を召され、御祭服に御召替の上行はせらるゝ爲め、廻立殿が大嘗宮の北方に建てられる。先づ悠紀殿に行幸になつて、御神事を行はせられ、終つて後こゝに還御なされ、又主基殿に行幸になつて後又亦こゝに還御なされるから、廻立殿とは申すのである。又神饌を調理する爲めには悠紀、主基兩殿に近く、膳屋が立つ。

此大嘗宮は周圍を柴垣で廻らし、中程に鳥居形の門があり、此門の東に悠紀殿、西に主基殿が建つ。材料は皮附のまゝの黒木、屋根は萱葺で、其上に、これも皮附の木で棟を附け、堅魚木、千木を載せる。周圍には竹簀子の外椽を廻らし、四方の壁の代に近江表を當て、床には阿都加草といふ青草を敷く杯、極めて原始

的のものである。故に昔は七日以前に工事を始めて、五日間に竣工させ、祭終れば、翌日取り毀つたものである。

原始的は獨り御殿ばかりでなく、服装の如きも亦同様、頗る原始的なものであつて、昔から神事に限られた小忌衣といつて白晒布に山藍の葉で、青草、小鳥等の模様を摺り出した狩衣のやうなものに、日蔭蔓を其儘冠の巾子に結び附けて左右に長く垂らす。只女子は心葉といふ金銅製の花の枝を前髪に結び附けて、それに糸製の日蔭糸を垂らすのである。

參列の諸員が定めぬ席に着くと、天皇、皇后兩陛下には最初頓宮にしつらへられた大宮御所の中に出御になつて、大忌の御湯を召させられ、帛の御袍に改められた後、廻立殿に進ませられ、そこにて小忌御湯を召して天皇陛下は御祭服に御召替へになり、皇后陛下も帛の御五衣に改めさせられる。御準備が整うと、膳屋では樂官が稻春の歌を謠ふ間に、神饌が調理される。次に掌典が掌典補を率ゐて本殿の南庭の帳殿へ庭積の机代物を置く。これは昔の御儀にはなかつたのを、悠紀、主基以外の地方の産物をも、此機會に神前に供へる光榮に均霑させられんと、明治天皇の難有大御心より、同天皇の大嘗祭の時に始められ、登極令にも斯く御定めになつたものであるから、國民は大に此御盛意を奉體すべきである。終つて天皇陛下が供奉員を隨へさせられ、御拾ひで先づ悠紀殿に成らせられ、外陣の御座に御着きになると、皇后陛下は南庭の帳殿に御着きになる。此事も昔はなかつたのであるが、明治天皇の大嘗祭の時から、皇后陛下の御拜が始まり、登極令で斯く御定めになつた。こゝで大禮使の高等官の率ゐる樂官が、應神天皇の時、吉野宮にて國栖の土民が

謠つて以來の佳例となつてゐる國栖の古風を奏し、次に悠紀の地方官の率ゐる樂官が悠紀地方の風俗歌を奏するのである。

それが濟むと、皇后陛下は帳殿に於ての御拜があつて、廻立殿へと還御になる。膳屋で新調の神饌は悠紀殿に運ばれ、神樂歌が奏される間に、天皇陛下は外陣から内陣に進ませられ、御神座の前にて御親ら神饌を御供へになつて拜禮あらせられ、御告文を奏せられて、御自身にも聞食される。これこそ實に神々しく神秘的な御親祭である。斯くて初の御成の時の如く供奉員を従へさせられて廻立殿へと還御になり、暫し御休息遊ばされてから、更に改めて小忌御湯を召され、祭服を御召になつて主基殿に進ませられ、悠紀殿と御同様の御親祭が行はれる。主基地方官の率ゐる樂官は主基地方の風俗歌を奏する。

此森嚴なる御神事の終るは、翌日の曉であるから、夜をこめての御親祭であつて、それが民草の生活の上に、幸あれかしと思召しての御事かと思うと、いとゞ畏多い事共である。其間昔から京都では市民一同靜謐を旨として、火を焼くことをも御遠慮申上げた位である。言ふ迄もなく大切の御神事の中に、火災杯があつてはならぬからである。

三 大 饗

御大禮の後に行はるゝ大饗は、第一日の御儀が十一月十六日で、第二日の御儀と夜宴とが同十七日であつて、前後二日三回に互つて行はれる。昔の大嘗祭に引續いて行はれた辰の日の悠紀の節會、巳の日の主基の節會、午の日の豊明節會が即ちそれである。昔大嘗祭の事を一般に大嘗會と申したのは、此節會を主として

いつた名稱である。然るに登極令では、即位禮及大嘗祭後大饗と書かれてをつて、昔の如く大嘗祭に引續いて行はるゝばかりでなく、御即位の禮と大嘗祭との二つをこめた御大禮に引續いて行はるゝものとなつた。これが今昔の間の相違である。それといふも、御大禮が昔のやうに數年の間隔がある譯でなく、御即位の禮の後僅に數日を隔て、引續き大嘗祭が行はるゝことゝなつたからである。

此大饗は兩陛下が御親臨になつて、參列の諸員と親しませらるゝと共に、齋田の新穀で作つた酒饌を共にしたまふ御趣意も含まれてゐる。第一日は豊樂殿で行はるゝのであるが、今は同殿はないから、豊樂殿代として大正天皇の時は二條離宮を充てられたけれども、此度は御苑内に御新造になつた大饗宴場に於て行はせられる。悠紀、主基兩地方の風俗歌の屏風も、此大饗宴場に立てられる。當日男子は大禮服正装、正服、服装のなきものは通常禮服、女子は大禮服である。

天皇陛下には諸員に向はせられて難有勅語を賜はり、内閣總理大臣及び外國大公使の首席が恭しく奉答する。白酒黒酒とて齋田の新穀を以て特製された御酒を聞食され、諸員にも賜はるは是日である。又神武天皇御東征の時の佳例に依る久米舞や、悠紀、主基地方の風俗舞、天武天皇の時から古い歴史を有する五節舞も皆此御饗宴中に奏せられる。斯くて兩陛下に挿華を供し奉り、諸員にも賜はる。これは冠の巾子に挿むのが本義であるけれども、今では只記念の意味であつて、大正天皇の時は一尺二寸ばかりの銀製の櫻橘の挿華を賜つたのである。

大饗第二日と夜宴とは、登極令に二條離宮で行はるゝことゝなつてゐたので、同所で行はせられたが、此度は二條離宮の文字を省かれたから、第一日の御儀と同様、御苑内の大饗宴場で行はれる。是日の奏樂は洋樂である。夜宴には女子の服装は中禮服となつてゐる。是夜は萬歲樂、太平樂といつて、昔支那から傳來した古樂が奏せられる。猶ほ此度大饗及び夜宴に御召の人員は大正の御大禮の時より擴張されたものゝ、御式場等の關係より、おのづから限りあるから、これに漏れた全國の主もなる人々に對しては、各地方へで御召があつて酒饌を賜はるのである。

此大饗は天皇が大嘗祭に於て神々に御供へになり、御親らも御相伴になつた上に、更に臣民にも賜はるとの御精神には、古今の間、些の變りがなく、君民和合の大精神を具體化なさるゝ意味合であるから、大嘗祭の延長と看做すことが出来る。

四 神宮山陵の御親謁

斯くて滞りなく御大禮を終らせられた天皇陛下には、十一月二十日、二十一日に、皇后陛下と御同列で、神宮に御親謁になり、同二十三日には、神武天皇の故傍山東北陵に、同二十四日には仁孝天皇の後月輪陵及び孝明天皇の後月輪東山陵に、同二十五日には明治天皇の伏見桃山陵に御親謁になつて、同二十六日京都皇宮を出御あらせられる。當日は名古屋離宮に御駐蹕になつて、翌二十七日東京宮城に還御あらせられる。同二十七日には賢所が宮城の溫明殿へ還御あらせられ、同二十八日に同所に於て嚴かに御神樂を奏せしめたまふ。同二十九日に前帝御四代の山陵中、御殘しになつてゐる大正天皇の多摩陵に御親謁になり、三十日には宮中の皇靈殿神殿へ御親謁になつて、こゝに始めて還幸後の諸儀式のすべてを御完了遊ばさるゝことゝなる

のである。

五 恩 典

御大禮後大觀兵式、觀艦式を行はせられ、宮中御宴を催される。此曠古の御大典を機として、天恩は枯骨に迄及んで、王事に勤め、産業等に寄與した古人に贈位、賞賜等の御沙汰がある。同時に又國家に功勞のあつたものには、敘位、敘勳、敘爵等の御沙汰もあり、老人孝子節婦に物を賜はり、罪人には特赦を行はるゝやに漏れ承るだに、聖慮の宏大なる事、仰ぎても猶ほ貴く覺ゆるばかりである。(昭和三、一一)

第二章 皇室と國民

第一 皇室と難波津

一 難波津と八十島使

曠古の御大禮も、目出度終りを告げたとはいへ、國民の感激尙ほ新たなるの時に當り、本市(大阪市)が皇室と本市との歴史的關係を闡明して市民各位の諒解を求め、これを以て最終の奉祝記念となさんとせらるるは、最も意義ある事と謂はなければならぬ。私はこれから主として難波津時代の大阪の昔に於ける皇室關係を明かにしたい。

申す迄もなく、御即位の御大禮は、天照大神が、神代の昔に於て、皇孫瓊々杵尊を此國土に下したまふ時に賜つた豊葦原千五百秋瑞穗國は、吾子孫の王たるべき地であるから、往いて治らせと仰せられた神勅に基づく事であるが、其皇孫にまします御歴代の天皇の中で始めて御即位の御大禮を御擧げになつたのは、太祖神武天皇の大和橿原宮に於て御擧行になつたのがそれである。明治天皇の明治維新は、大政復古が一つの標語であつた事でも知らるゝ如く、神武天皇の御創業を慕はせられて其昔に復されようと遊ばされたのであるから、明治元年に行はれた御即位當日の宣命の中にも、此事を仰せられて「方今天下乃大政古爾復志賜比橿原乃宮爾御宇天皇御創業乃古爾基俊大御世衰彌益々爾吉俊御代止固成賜牟」云々と仰せられてをり、



明治天皇が後に明治四十二年に、登極令を御制定になつた時にも、御即位の禮の行はるゝ紫宸殿の南庭を飾るべき錦旛の御模様としては、昔の如く支那風な青龍、白虎、朱雀、玄武等の代りに、頭八咫鳥とか靈鷲とか嚴弮とかいふ神武天皇の御東征の時の祥瑞をあらはされ、又大饗第一日の御儀には、これも神武天皇の御勝軍の吉例であるところの久米舞を奏せしめらるゝ、杯、神武天皇の御創業を偲ばせらるゝに切なる思召の程拜察致さるゝ次第である。

然るに難波津と皇室關係との第一頁は、早くも此御大禮の起源を開かせられた神武天皇御東征の事に始まるのである。即ち天皇は御東征の時、舳艫相接して難波崎に至られたのであつて、其時潮流が殊に急で早かつたから、浪速の國といふ國名を附けられ、それが後に訛つて難波となつたと傳へられてゐる。されば天皇が大業を御開きになる爲めに畿内地方へ御到着にならせられたのは、難波津が實に其最初であらせられたのである。天皇の御東征の記録の畿内に關する限り、難波の名が燦として輝くべき光榮を永久に有する事を思へば、大阪市民たるもの、神武天皇に起源を有つところの御大禮について絶大の誇を覺ゆると同時に、人一倍奉祝記念についても、其誠意を捧げなければなるまいと思はれる。

加之これは平安の都になつてからの事であるが、古來大嘗祭の行はれた翌年には八十島使の典侍を難波津に發遣なされて、住吉神、大依羅神、海神、垂水神、住道神を祀らせらるゝ事が恒例となり、中宮も皇太子もこれを行はれた。其時には一行淀から船に乗つて難波に着き、女官が捧げて參つた天皇の御衣を納れたところの筈を揺り動かして禊をする神祕的な祭があつて、それが了つた後、祭物を海に流して歸るのであるが、歌島村字御幣島は其遺蹟であらうといはれてゐる。一行の員數は非常に多く、其往復の送迎は共に盛大を極めたものである。所謂八十島の島とは國の事で、本來は各地を巡回して祀らるべき儀を、略して難波津で行はれたものである。中世いつしか廢止されたといへ、それ迄は、御大禮に缺くべからざる盛儀として難波津で行はれた。これも歴史的に見て、當地と御大禮との特殊の關係である。

二 難波京

上古の都は大抵大和平野に定められたけれども、海路からそれらの都に達する爲めには、難波津が最も近く、且つ良港であつたから、各地からの船舶の出入に頗る繁昌したやうである。殊に當時の我國が大陸文化を攝取する爲めに、朝鮮との交通が頻繁となるにつれ、難波津は其埠頭として盛に利用されつゝあつた。津の國なる國名はもとゞ此難波津から出たものである。斯様に交通上、軍事上、樞要な土地柄であつた爲めに、難波には應神天皇の時に、離宮を御作りになつて時々行幸あらせられた。難波大隅宮がそれであつて、一説には、天皇はこゝで崩御になつたとも傳へられてゐる。天皇の時には百濟との交通が殊に親密であつて、其博士王仁をも聘せられ、皇太子菟道稚郎子に師事させられた。又高麗の案内で、始めて支那の呉にも通ぜられてゐる程であつて、天皇は頗る進取の氣象に富ませられてゐたから、斯くは青垣山の内なる大和から難波に御進出なされたものであらう。後の天皇でこゝに都を定められた程の御方は、何れも亦皆外國の文化を御採用になつて、庶政の改革、舊弊の刷新をなされんとおの思召の御方々でない事はなかつた。

應神天皇の後には、天皇の皇子で、畏れ乍ら當地と歴史的に最も御縁故の深い仁徳天皇が皇位に即かせら

れた。天皇はもとから難波に御出でになつてゐたが、御大統を御繼ぎになつた後も、難波を都に御定めになつた。難波が日本の帝都となつたのは、實に天皇の時に始まるのである。天皇の難波の宮は高津宮と申上げた。天皇は國史にも「聰明叡智、容貌美麗、及壯仁寬慧惠」云々と見えてゐる通り、不世出の英明な聖天子であらせられたから、御平生最も御質素を貴ばせられ、宮殿を建てらるゝに當り、人民を勞することを避けられて、上塗りせられず、柱も梁も磨きをかけて飾られなければ、屋根の茅しりをも整へられなかつた。これは有名な話であるが、天皇が或時高臺に登つて御遠望なされると、民家から烟が揚らぬを見そなはして、これは五穀が實らぬ爲めに、人民が貧窮してゐるからと思召され。畿内が既にさうであるから、矧して畿外の諸國は猶更であらうと、三年間は課役を免除して人民を休養させられた上、天皇御親らも御衣食を極度に御節約遊ばされ、宮の垣根も屋根も破るゝに任せて御修復なされなかつたから、雨漏りがして御床を濡すに至つたが、御蔭で五穀は豊穰で、人民は富んで參つた。或時天皇が皇后と共に又高臺に上つて御遠望なされると、民家から烟が盛んに揚つてゐる。天皇はこれを見そなはして、朕は富んだのである、最早心配はいらぬと仰せられた。平生御質素を通り越して御不自由を忍ばせられてゐる皇后が、御不審に思召して、何故富んだと仰せらるゝかと御問ひ返しになつたのも御無理ではない。天皇は烟氣が國に満ちてゐるから、人民が富んだと見えると御答へになつた。そこで皇后が瑞垣は破れても修理が出来ず、御殿は破損して御衣も濡ほふ程であらせらるゝのに、何んで富んだと仰せらるゝやと、重ねて御不審を御打ちになつた。天皇の仰せらるゝには、天の君を立つるは、人民の爲であるから、君は人民を本となされる譯で、古の聖王は、一人でも飢ゑたものがあれば御身の不徳を責められたものである。今人民の貧きは朕が貧いのである。人民が富んだのは朕が富んだのである。未だ人民が富んで君が貧しいといふ事はないと仰せられた。やがて漸くの事、課役を科して宮殿の造營を始める事を許されると、人民は老いたるを助け、幼きを携へて、日夜競うて工事に従ひ、日ならずして竣工したとの事である。此君民の關係は支那で稱へられた思想ではあるが、其實行は皇統連綿として、歴代君民同治を御理想となさるゝ我國ならでは望れぬところである。後世に至る迄も、天皇の御聖徳を禮讚し奉つて聖帝と申上げたのも、これが爲めであつた。

加之天皇は此攝津國に到る處澤が多く、田地の少いのを見そなはして、これ全く河の水が横に流れて流れが弛く、霖雨の時には潮流が逆流して洪水となり、道を通るに船を用ゐねばならず、道路も泥濘が深くなるからであると仰せられて、群臣に命じて河水を海に通ぜしめて逆流を塞がせ、宮の北の原に大きな堀割を堀つて西の海に流れさせられた。それが有名な難波堀江即ち大川の事である。これが爲めに此地方の田宅が水害を免れると共に、難波の繁榮を加へた事は言ふ迄もない。天皇は遠江大井川を流れて來た世にも珍らしき大木を以て船を造らせられ、難波津に回航させて御料の船に充てさせられた。又難波津の外に、墨江津をも御定めになつてゐる。これは天皇が海上の交通にも深く大御心を注がせたまうた事を示すものである。併し港は其背面の陸上交通がよくなければ完全でない。故に天皇は又難波宮の南門から一路河内の丹比に通ずべき大道を開かせられて、陸上の聯絡に便せしめられた。斯様にして難波京は實に是迄になき大規模なる帝都となつた。これ恐らく我國に於て支那の都城の制を模して作られ、都らしき規模を備へたものゝ最初のもの

であつたらう。

高津宮の所在については諸説があるが、大川の南の高地即ち今の大阪城のあたりであつたらうといはれてゐる。應神天皇も又仁徳天皇も、共にこゝでは屢高臺に登つて御遠望になつてゐるが、それは元來地面の高い上に、海陸の見晴しをよくなる爲め設けられたものであらう。難波が後世一大都會一大良港となる爲めの基礎は、既に仁徳天皇の時に築かれたと謂はなければならぬ。延喜式には宮中にて御祀りになる神々三十六座ある中に、座摩、生國魂の神があるが、當地に是等の神々を祀る神社のあるは、やがて難波高津宮の名残と見るべきであらう。

高津宮はもとは至つてお粗末なものであつたらしいが、後に人民の富めるを見そなはして、課役に依つて造營させられた時は、支那の都城にも餘り譲らない程のものとなつたと見える。仁徳天皇の崩御後、皇子住、江、仲、皇子が兵を擧げて宮殿を圍み火を放たれたから、去來穗別皇太子は河内の埴生坂に落延びたまうて難波のあたりを眺められると、火光が盛んで通夜其火が消えなかつたとの事でもそれが知れよう。

三 皇室の御崇佛

爾來こゝは帝都でなくなつたけれども、朝鮮の外交使節の接待の爲めに、難波館が設けられてゐた。高麗館、百濟館、三韓館の名が國史に見えるのは同じものであらう。此方面から大陸文化の我國に傳來するに貢獻した事は實に多大であつたと思はれる。それは獨り優れた學問、工藝、美術ばかりではなく、新たに傳來した佛教の如きも亦此地とは因縁が至つて深く、欽明天皇から佛像を賜つた崇佛家蘇我大臣稻目が、疫病流

行の罪を其崇佛に歸せられて、佛像を投棄させられたのは、外ならぬ難波堀江であつた。それから勢の極まるころ、遂に崇佛黨の蘇我馬子は、聖徳太子と共に敬神黨の物部守屋を討つてこれに克つたが、聖徳太子は是時の御願解きとして、四天王寺を難波の荒陵に立てられ、敬田、施藥、悲田、療病の四院が設けられて、こゝに始めて佛教主義に依る施藥救療事業の開始となつた。これ我國に於ける此種の事業の嚆矢である。

四 大化の改革

然るに仁徳天皇の難波宮の廢絶以來、二百三十餘年を経て、孝徳天皇の時に、大和の飛鳥から又難波へと遷都が行はれた。これを長柄豊碕宮といふ。天皇はこれより以前から、子代の離宮や、蝦臺の行宮(或は離宮とも)小郡宮坏、此方面の土地へ離宮を御設けになつて行幸なされてゐたが、遂に長柄豊碕宮に御定めになつたのである。尤も後にも味經宮で朝賀を受けさせられた事もある。中大兄皇子が藤原鎌足と謀られて蘇我氏を滅され、大臣、大連が政權を専らにした氏族政治を廢して唐制を採用なされ、天皇中心政治と改められたのは、聖徳太子の作られた憲法十七條の精神を具體化された劃期的の大改革であつた。嘗に政治上ばかりでなく、社會上にも舊弊陋習を改められたものが少くなかつたのであるが、それらの改革は皆此難波京に於て中大兄皇太子が主として御計畫になり、孝徳天皇の御裁可に依つて行はれたものと思はれるのである。重ね、光輝ある榮譽が難波を見舞つて歴史に其光を投げかけてゐる。而かも其難波長柄豊碕宮も亦今の大阪城の地であつたと信ずるの外なく、此時代の都の朱雀門は即ち仁徳天皇の時河内丹比迄通じさせられた大道の起點なる南門であつた外、市區は坊を設け、一坊に坊長一人を置き、四坊に令一人を置き、部内の戸口の

調査や取締の任に當らせられた事が、大化改革の新制の中に定められて居る。都城の制が整頓を來したのも、此頃からの事であつた。

五 難波大宮以後の皇室關係

難波京は孝徳天皇の崩御と共に廢せられたけれども、宮殿は舊態依然として儼存してゐたから、朝廷に於ても、攝津には天武天皇の時特に攝津職を置かれ、難波宮の事務を執る上に、兼ねて津の國の行政を攝行させられた。此國はもと津の國といつたのを、後に攝津に改められたのは此攝津職の職名から來てゐる。天武天皇は猶ほ難波に御遷都の思召もあつたが、果したまはぬ中に崩御になり、其御次の御次の元明天皇から平城京に遷らせられて、平城が七十餘年の帝都となる事となつた。

併し平城京時代にも、歴代の天皇は屢難波宮に行幸になり、別して聖武天皇には前後十數年の歲月を重ね莫大の經費を御かけになつて、難波大宮を造營させられ、難波に遷都あらせられんとしたが、これ亦實現に至らなかつた。併し歴代の御幸は絶えなかつたが、桓武天皇の平安に都したまふ前に、難波大宮は既に廢されてゐたから、攝津職の職名を改めて攝津といふ國名となし、攝津職大夫を攝津守となされたのである。

加之平安京の奠都と共に、三國川と淀川との聯絡工事の完成された事は、武庫水門即ち大輪田泊、又は兵庫といはるゝ今の神戸の繁榮を來たし、爾來陸路平安京との交通が益々頻繁となつたから、難波は其打撃を受けて寂莫を加へた。天皇の行幸の如きも、桓武天皇以來、明治天皇迄、絶えて久しくこれを見る事がなかつた。只宇多法皇が熊野に御幸になつてから、熊野詣が始まり、上皇や法皇の御往還の途次、こゝにある王子

社を始め住吉や天王寺に詣でさせられ、又は特に住吉、天王寺の何れかに詣でらるゝ事のあつた丈である。外國使節の接待の爲めの鴻臚館はあつたが、それすら仁明天皇の十一年には國府に改められて了つた。

併し住吉や天王寺の如きは歴代の御尊崇厚く、今尚ほ繪旨宸翰を傳へて居り、別けても住吉は其宮司津守神主が南朝に忠義を抽んでた爲めに、寶祚の長久を祈らせられたり、神主職の補任、社殿の造營、社領の御寄附等に關する南朝の繪旨が傳つて居る。後村上天皇の如きは、こゝに行宮を設けられ崩御にもなつた程である。降つて足利時代には、今宮の莊民が禁裏御厨子所供御人として日次供御の生魚を進める代りに、其商品に對しては、特に關所で取立てる税を始め、諸役免除の特典を與へられて居つたが、後には毎年正月十二月及び御即位の御大禮の如き臨時の御儀式に供御を献上するのみとなつたさうである。

六 本願寺と秀吉

其後本願寺の蓮如上人が、明應五年から大阪石山別院を始めたが、證如上人の時に、山科の本願寺が兵燹に罹つて焼失した後は石山が本山となつた。當時は戰國の事として石山御坊は屢敵の包圍攻撃を受けたが、其最も顯著なのは、顯如上人の時の織田信長との合戦である。道の信長も此堅城を落し難く、漸く勅使を煩して和を講じ、顯如上人の退城となつたのは有名な話である。其頃の本願寺は、大阪石山御坊といふも、全く城郭と異らぬ要害に據つて全國に分布した多くの門徒の渴仰の的となり、其志納金に依つて、さながら大名以上の生活をなしたもので、後皇室の式微を極めさせられた後柏原天皇の御即位の時にも、實如上人が其資を獻じ、後奈良天皇の御即位にも、證如上人が其料を納めた。勿論そればかりの爲めではなかつた

けれども、他の尊皇の諸大名の獻金と併せて御大禮を擧げさせらるゝことが出来たのは、亦此地に縁故を有する皇室関係と認むべきであらう。此頃から國民の尊皇心は年を逐うて旺盛になつて来て、皇室の御式微を見ては勿體なき事に思ひ、獻芹の誠を捧ぐるものは獨り本願寺に止まらなかつた。信長や秀吉は此人心の機微を察し、尊皇の大旗を樹て、統一の大業を達成したものである。就中秀吉は夙に大阪に着目し、天正十一年大阪城を築いて其本據とせんと決心して三十餘國の大名に其助役を命じ、先づ天守閣を造營させ、漸次其工事を進めて行つたが、迨に理財の才に長じた彼れは、諸大名の邸宅を此地に設けさせ、又堺や伏見其他の商人を招いて城下町の經營に力を盡くしたから、大阪は事實上全國の中心となつて隆盛を極めた。秀吉が明の講和使節の來朝を迎へ、爾を封じて日本國王となすとの明の國書を見て、怒つて使を堺に逐うたのは此大阪城での出來事であつた。近世に於て、大阪が經濟上優秀なる地位を占めて所謂天下の御臺所となるに至つたのも、實に秀吉の鑒識に負ふところ多しと謂はなければならぬ。

七 大阪の恩人

されば大阪の歴史に照らせば、仁徳天皇や孝徳天皇は畏くも遠き昔に於て既に其起源を開かせられた一大恩人と申上げなければならぬ御方であらせられるが、秀吉も亦近代的都市とするに力のあつた一大恩人である。而して仁徳天皇の難波高津宮や孝徳天皇の長柄豊碕宮の位置でもあつたのは、實に此秀吉の大阪城の位置でもあつた。大阪として最も光輝ある遺蹟に、當市が御大禮奉祝の一大記念として天守閣の造營を企てられたのは、寔によき思付であると謂はなければならぬ。思ふに此記念的建築は外觀は秀吉の當時のものに據

るとしても、内部には種々の近代的意匠が加味されよう。聞けば大阪市民の誇とすべき歴史的推移を見る事が出来る爲めに、周到の用意が拂はれて、歐米都市に見かけるが如き、例へばロンドンのロンドン・ミュージアムや、パリーのミュージゼ・カルナヴレーのやうな歴史博物館とせられ、又其外苑は公園としてあらゆる進んだ各種の設備を備へらるゝといふ。我國に於ける代表的な近代都市ではあり乍ら、而かも建國以來數千年の榮ある歴史を有つてゐる本市の記念事業として、私はこれ程ふさはしく、而かも重みのある事業はなからうと中心喜んで己まないものである。若し今の時勢に天守閣は時代錯誤なりと思ふものがあれば、それこそ現代の大阪のみを知つて、大阪をして今日あるに至らしめた數千年の悠久なる歴史的根柢を無視するものである。眼前全市に林立する煙突の烟を仰いで、其脚下に潜む底力に氣が附かぬものである。私は市民諸君が薄つぺらな皮相の觀や、今日の考丈に捉はれずして、祖先の築き上げた努力の蓄積に向つて敬意を拂ふと共に、後世子孫に遺すべき立派な記念物を完成する事に協力されんことを望んで己まない。(昭和三、一二、二二、大阪市主催大禮奉祝講演會講演)

第二 皇室と産業

古來皇室は文化の源泉であらせられた。古代に於て朝鮮や支那から新しく且つ優れた文物制度を傳へた時も、皇室が先づそれらを取入れられて國民に其模範を示された。佛教の如きも亦さうである。徳川時代の初、

文藝の復興したのは家康や惺窩、羅山等の力に依つたやうにいはれて居るけれども、實は皇室が其中心となつて夙に學問を御奨勵になつた爲めであつた。而して産業の御奨勵の如きも亦其古來一貫したものであつて、それが如何ばかり我産業の發達に多大の寄與をなされたか測り知れない程である。今主として養蠶染織について觀察しよう。

我國は昔から農業立國であつたから、農業に關する傳説は、神代に天照大神が御田に稻の種を植ゑて作らせられたといふことから見えて居り、其後崇神天皇の詔にも、農は天下の大本なりと仰せられて、池溝を開いて農業を勧められたこと杯、其例枚擧に遑ない程であつたが、それと共に養蠶の事も餘程古くからあつたやうである。併し其技術の進んだのは、彼秦の始皇の後裔と稱する秦氏の歸化からであつて、仁徳天皇の時には、百二十七縣の秦氏を諸郡に分布させて蠶を養ひ絹を織つて納めさせられて居る。男が耕すのに對して、女の績ぐことも古代からの習はしであつたが、それも皇室から範を示されて居ることである。雄略天皇の朝には、天皇が后妃に親しく桑を以て蠶を養ふことを勧められんと、螺贏といふものに命じて、國中の蠶を集めさせられたところが、螺贏が嬰兒の事と思ひ違ひをして、多くの嬰兒を集めて來たのを見そなはし、天皇は大に御笑になつて、それらの嬰兒を螺贏に賜つて養はせられ、其姓をも少子部連とつけられたといふ話が國史に見える。これを以て見ても、后妃が御親ら蠶を養はれたことは餘程古い事であつた。其後歴代養蠶を御奨勵になつて居る。

扱此絹を織る機織の事も餘程古くからあつて、既に神代の昔、天照大神が忌服屋にましくして神御衣を織らせられたといふ傳説も傳つて居る。其後應神天皇の朝には、倭漢直の祖阿知使主父子が十七縣の黨類を率ゐて歸化した。彼等の中にも其技術に長じて居たものがあつたが、天皇は更に支那本國の技術を傳へられんが爲めに、此阿知使主父子を吳に遣して工女を招聘された。兄媛、弟媛、吳織、穴織の四女がそれで、何れも我國の機織術の進歩に多大の寄與をなしたものであるから、攝津池田衣神社に祀られて居り、後世迄西陣其他の歸依が深い。穴織は即ち漢織で、あやの語もそれから起るといはれて居る。同時に歸化した秦氏と相俟つて我工藝の發達に多大の貢獻をなしたものと思はれる。現に正倉院に藏せらるゝ聖武天皇の御遺物の如きは、支那朝鮮の輸入品や其模造品であるが、何れも當時産業御奨勵の遺物と拜すべきであらう。

殊にそれらの支那朝鮮からの歸化民が單に都の地に止められないで、各地方に分布させられたのは、どれ位此精巧なる技術の地方に於ける普及を助けたか知れないのであつた。延喜式に見えた地方の調といふ國産を納むる租税の中に絹の多かつたことが、立派にこれを證明して居るのである。

中古の諸官府には、それと關係ある是等の工藝に關するものが專屬して居つて、其保護の下に、それら其製造を續けて居つた。例へば中務省の内藏寮には百濟の手部があつて種々の縫作の事を掌つて居り、大藏省には又此百濟手部の外に狛部が居つて種々の草の染作を掌つて居り、織部司には縫女部があつて衣服を裁縫し、織部司には染戸があつて挑文師、挑文生が織物染物を掌つて居るといふが如き皆それであつた。

然るにすべての官職が諸家の家業となつて來ると共に、是等の産業もそれら其家々の世襲となつて、獨占的傾向を帯びて參つたのである。即ち織部司に屬する織屋丈が綾綿を織るの特權を與へられて居つて、上

は主上の御服より、下は一般の需用に應ずることになり、これに屬せないものが、任意に機を構へて私利を營み公役に應じないと、これを私機と稱して、當時の警察官であつた檢非違使から制止された。其禁令で永承三年に出でたものがある。丁度佛蘭西のゴブラン織が帝國專屬の織物に限られて居たのに類似して居る。今日の開放的、民衆的な思想から考へたならば、決して褒めた事ではあるまいけれども、實際斯る特許專賣が、産業殊に工藝美術の發達を來たして居る事實は、東西の産業史に取つて珍らしいことではないのである。要するに、時間や利益の打算を離れ生活の脅威から超越して、思ふ存分技術家の丹精を抽んでた作品を作ることの出来ることが、到底せち辛い今日の時代人の夢想だもなし得ぬ名作逸品となつて現はれたのである。

然るに斯く迄に我國に普及してあつた養蠶機織の技術も其後衰へて、生糸の如きは専ら支那から其輸入を仰ぐことゝなつた。特に足利時代に戦亂が打續いた爲めに、諸般の産業は一層衰兆を來したが、而かも一縷の命脈を保つて居たのは、堺の如き自由都市の出現に依つて、富豪の支那製織法を傳へてこれを奨励した點にも依つたが、又皇室が始終民間の産業を御保護になつて居たのにも依ることであつた。勿論此頃は皇室におかせられても、御歴代中最も式微を極めさせられて居た時代ではあつたけれども、朝儀丈は昔の形にはめて絶えずこれを傳へんとなされた。彼天皇の踐祚後に於て、即位の御大禮が、十年も二十年迄も行はれず、大嘗祭の如きは絶えて久しく御中止になつて居たといふのは、畢竟朝廷では昔ながらに一定の御装束御調度を御整になつて行はせられんとしたけれども、それが御衰微を極められた皇室はもとよりの事、將軍自身すら手許の不如意勝であつた幕府の苦痛とするところであつたから、度々の御催促にも應じかねたのである。

幕府の權臣細川政元の如きは、時節柄、御即位の御大禮を御無用として、左様の儀は行はせられずとも、自身は國王と存じ申すものである、一切の大儀は未代不相應の事で、無益の御沙汰であると放言したことさへあるが、それにも拘らず、皇室にては亂世の間にも其經費の獻上者があつて此御大禮を行はせられて居る。御大禮の行はるゝ場合は申すに及ばず、平時に於ける種々の装束調度の調進についても、有職に明るい山科家の内藏頭から織物染物等一々舊儀を正して注文をされた。それが如何ばかり其當時の産業界、少くとも京都のそれを濡ほふしたか測り知れないのである。且つ皇室の式微と幕府の衰微とは、皇室と國民との接近の機會を作り、皇室の御保護の下に前に述べたやうな産業上の專賣の特權を得て、其事業の衰滅を亂世の中に防ぎ止めたことは獨り染織のみには止らなかつた。

明治になつてから、明治天皇昭憲皇太后の産業御奨励にいそしみ給ひ、殊に御みづから國産奨励の範を示し給うたことは國民の記憶に新たなるところであつて、其結果は我産業の著しき發展となり、多年支那の輸入を仰ぎ來つた生絲が、遂に支那はもとより歐米への輸出品の大關となるの盛況を呈した。京都が東京遷都以來一時衰微を來たした際に當り、此地に特有の産業を御奨励になつたことが、今日の京都を生み出だすに至つた再生の御恩は、市民の深く肝に銘じて忘るゝこと能はざるものである。別して皇后陛下の産業御奨励は、歴代の皇后別けても昭憲皇太后の御事蹟と共に、後代の歴史にも残るべき偉績であらせられると存ずる。
(大正一二、一二)

第二編 文化批判

第一章 中世の文化

第一 中世の日本文明

總論

中世の日本文明を講ずるについて、先づ其取扱ふべき中世の範圍を限定するの必要がある。言ふ迄もなく、無心に間斷なく移り行く時の流れを、途中に堰を設けて、何年から何年迄は何時代といふ風な區切を附けることは、史家の得手勝手であつて、それ自身決して絶對的のものでなく、觀察の立場を異にすると共に、動搖を免れ難いものである。例へば政治史から觀た時代別が、宗教史から觀たそれとおのづから一致せぬやうなものである。極めて概括的に、我國史を古代、中世、近世及び最近世の四期に分ける場合には、一般に中世は源頼朝の鎌倉幕府の創立から、鎌倉室町の兩時代を経て、織田、豊臣兩氏の時代、即ち所謂安土桃山時代迄を包含するのであつて、其間約四百年餘である。これを政治史の上から見たならば、室町幕府は其創立者たる尊氏が、鎌倉幕府の繼承者を以てみづから任じて居つたに拘らず、種々の點に於て、前代と異なるものがあつた。織田、豊臣の兩氏は、武家政治としては更に一種の變態でもあり、彼等は源平遞興の傳統的信念を棄て、將軍を否認して立派な右大臣や關白になり、一種の新政を始めんとし乍ら、遂に未成品に終つたのであつて、もとより前代と同一視することが出來ぬ。故に事實上の主權の所在に依つて、鎌倉時代、室町時代、安土桃山時代とすることは、大體穩當を失はぬであらう。

頼朝が鎌倉幕府を開いてから、其顛覆迄の約百五十年と、其後の足利尊氏の幕府を開いてから、秀吉の死迄の約二百六十年とを對照するならば、前者は公家政府、即ち院政の衰頹を承けて創立された鞏固な武家政府の下に、比較的によく統制が行はれ、平和が保たれて來た時代であり、後者は其反對に、中央政府の權力が弱かつた爲め、實權が下に移つて、常に動搖を繰返し、遂に諸國の割據爭奪の修羅場を演出し、織田、豊臣兩氏の時代となつて、漸次統一に就いたもの、其整理を放擲して、大規模な外征を始めた爲めに、不安の空氣が漲つて、家康對反家康黨の戰となつたのである。故に若しこれを大觀するならば、前者は統一であつて、後者は分裂である。前者は安定で、後者は不安定である。前者は靜で、後者は動である。前者は明るく、後者は暗い。更に細かく政權の推移の跡について見るならば、同じ鎌倉時代にしても、將軍の專制時代と執權北條氏の專權時代とに分つことが出來るのであつて、それすら頼朝の薨去の少し前から、後鳥羽上皇の院政で約二十三年間中斷されて居る。而して鎌倉時代から室町時代に至る間には、又元弘三年以來、後醍醐天皇の所謂建武中興が中間に介在する。尤もそれは僅々三年位に過ぎなかつたけれども、延元元年即ち建武三年は南朝の開始であつたと同時に、北朝を擁立した尊氏の足利幕府の開始ともなつて居るのであつて、爾來約五十七年といふ長い期間は、國史上、南北朝時代として一時期を劃して居る。

足利幕府は其成立の初めから、將軍の威力が弱く、下剋上に依つて部下の有力な守護大名におされ勝であつたが、別して應仁文明の内亂が、一旦終熄してから後の守護大名は、最早將軍に見切を附けて、各自其本國に歸り、所謂「在國」の風をなした。それが普通群雄割據の時代と呼ばれる、戰國時代である。此時代は社會の各方面に於て、徹底的に不統一、不安定な状態を暴露して居たといひ乍ら、永い間の因襲の力が失はれた爲めに、實力主義が高潮に達し、御衰微の極と窺はるゝ皇室を中心として、次第に統一の曙光が見えそめ、有力なる守護大名は、我れこそ中原の鹿を射留めんものとあせつた末は、最も幸運に恵まれた織田、豊臣兩氏が、巧に機會を捉へて、順風に帆をかけ、彼等の何れよりも機先を制し、相承けて其大業を達成することが出来たのである。

更にこれを法制史の上から觀察したならば、其見方は變つて来る。貞永式目の制定されてから後、同式目は鎌倉幕府ばかりでなく足利幕府の現行法ともなつたのであるから、此點に於て、鎌倉、室町兩幕府の間に、時代の區分を設ける程の必要は殆どないが、諸國の守護大名の間に獨立の氣分が濃厚になつて來ると共に、彼等は各管内に施行すべき独自の法律、即ち所謂國法を制定したから、こゝに一時期を劃するの必要を生じて來たのである。織田豊臣兩氏に至つては、更に其法制に於ても統一的曙光が見えそめて來た。

次に一般精神的文明の趨勢から考へて見るならば、此前後最も有力なる政府が樹立されて、割合に安寧秩序が保たれ、而して將軍の御家人たる武士階級が堅實なる思想道德を以て社會を指導しつゝあつたのは、鎌倉時代であつて、或意味から言へば、全時代の花は此時代であるといはれぬこともない。さり乍ら堅實は必ずしも優美を意味せない。今例を鎌倉時代の藝術殊に建築、彫刻に取るならば、鎌倉時代のものは確かに適健であり、豪宕であるが、織麗優美な平安朝時代の面影は頗る褪せて、質實の風が勝つて居る。武士の思想は割合に堅實であり、道德は堅固であつたに相違ないが、質素儉約服従、何れも消極的であつて積極的ではなかつた。宗教も亦武士の間にこそ個人的修養を主とした禪宗が行れてゐたけれども、一般に最も普く人心を支配して居たものは、現世を措いて來世を欣求するところの淨土信仰であつた。

唯學術の上では、支那の程朱の説が、後醍醐天皇の君臣に依つて政治論に結び附けられて、國民に一種の衝動を與へ、政權回復運動の渦を卷いたけれども、優勢なる足利氏の武家側に壓迫されて、脆くも消滅して仕舞つた。其足利幕府時代は最も大義名分の蹂躪された時代であつて、義滿を始めとして足利の將軍が對明外交に於て大失態を演じたは言ふに及ばず、教養ある人士も、此點に於ては呆るゝばかり無理解であり、無頓著であつた。而して階級的社會が崩壊し、士氣も頹廢し、風俗も墮落の淵に沈んだ。應仁文明の亂は、一層此大勢を助長するに力のあつたものである。即ち鎌倉時代は中世史に於ける高潮期であつたが、其文明の特質が餘りに單調であつた爲めに、外界の刺激、殊に主として京都風の感染に依る生活の向上等から行詰つて仕舞ひ、其極、室町時代の暗黒時代を出現した。とはいへ、死生の巷から生活の安定を得る爲めに、國民の行動は積極的となり、未來の淨土に生るゝ爲めには、これを現代生活に結び附けて現世の活動を要すると考ふるに至つた。換言すれば、より多く現世を享樂せんとするに傾いた。此暗黒時代の後を承けて、これが整理統一に當つたものが、即ち織田、豊臣の兩氏であるから、安土桃山時代はこれを整理期と看做すことが

出来る。即ち此時期に於て、社會階級の攪亂されたものが還元されて、武士は復た舊の如く社會の中核として勢力を挽回維持することゝなつた。斯くて鞏固なる政府の建設に依つて治安が確保されるに従つて、早くも學問藝術勃興の機運が醸成されて、近世初頭の文藝復興の先驅をなした。或は安土桃山時代を中世より近世に移る過渡の時代として、寧ろ近世史の初頭に置くを穩當とする説もある。これは一種の見方ではあるが、中世の末期とするも、近世の初頭に附するも、要するに、程度の問題である。且つ江戸幕府は、足利幕府の鎌倉幕府に於けるが如く、決して織田、豊臣二氏の繼承者を以て任じて居たものではなく、各時代に於ける文明の特質からいつても、安土、桃山時代と江戸時代との間には、大なる逕庭があるから、安土桃山時代を近世の初頭に置くよりも、中世の末期とした方が寧ろ合理的であらうと思はれる。歐洲の中世史に於ても、千三百年から千五百年迄の二百年間が、中世から近世への「ピリヨッド、オブ、トランジション」即ち過渡期として、尙ほ中世史に入れられて居るのを思合すべきであらう。

斯様な見方から、中世史を三期や二期に區分することは、何れにしても可能であり、有意義である。私の「中世の日本文明」は即ち此期間に於ける特殊の文明、而かもそれが後世に強い印象を残して時代の誇とも看做されて居るものについて考察を試みんとするものである。何故近頃流行の文化の語を用ゐないかといへば、文化が獨逸語の *Kultur* の意義に依つて、宗教、思想、美術、學問等の所謂精神的文明に限らるゝの嫌があるのと、それに文化住宅、文化食堂等の吹けば飛ぶやうな輕佻浮薄の「アイロニー」に取られる恐れがあるのを避くるが爲めに外ならぬ。こゝには無論、それらの精神的文明をも取扱ふけれども、同時に政治、法律、財政、商業等の物質的文明をも併せて取扱はんとするものである。文明の語は、明治時代には文明開化といつて、一時今の文化の語と同様、間違つた意味にも濫用されたこともあるが、今では此言葉に「さび」が附いて來て、國民の内部生活の發達と共に、外部生活の發達をも意味する語として、一般に使用されて居るのであるから、これより私の考察せんとする問題に取つては、これを文化といはんよりも、寧ろ文明といつた方が、一層適切なるを覺えたからである。

第一章 武家の出現

第一節 軍事上の原因

中世史は、武家が政治舞臺を占領して居た時代であるから、武家時代ともいはれる。故に中世史は先づ武家其者の出現から説くのが順序であるが、それは餘りに時間を取る事であるから、極めて簡単に武家が社會に擡頭するに至つた主なる原因を観察すると、先づ第一は何といつても、其兵力である。これは貴族政治が武事を卑めた結果、軍人も亦懦弱になり、一種の裝飾となり、就中禁中の警衛に任ずべき近衛の官人の如きは、其本務の夜警をも怠り、弓矢を手にした案山子同様で、歌に巧みであり、又神樂に長じた樂人化して仕舞つた。斯くて中央政府はいつしか其兵力を喪失したから、祇園、日吉等の諸社の神人や、南都、北嶺、三井等の衆徒が跋扈して良民を悩まして、これを制することが出來ず、後者の如きは屢朝廷に嗾訴し、院や禁裡に迫つた。彼等が一般から惡僧と呼ばれたのを見ても、其毛蟲の如く嫌はれた事が知られる。盜賊も亦

群をなして横行し、財を掠め人を殺傷することは、珍しい事ではなく、群盗は時代の一名物となつた。併し朝臣の死刑は早くから廢され、流人の如きも、宣告を受け乍ら、故と京都を立去らず、頻々と發せらるゝ大赦令、特赦令に依つて減免の日の到るを待つ有様であつたから、朝廷の威令の行はれなかつた事夥しい。地方制度も亦頽廢して、國司は苛征誅求を事とし、部下よりこれを訴ふるものが多く、地方豪族の私闘は亦到る處に行はれて亂脈を極めた。されば中央に於ても、地方に於ても、暴動叛亂の起る度毎に、忽ち無警察の狀態に陥るを以て例とした。羅馬の末路に於て、不安なる社會狀態から免れんとする切實なる要求が、騎士を生み、封建制度を生んだ如く、我國では、源氏平氏の武家を生み、武家政府たる幕府を生んだ。彼等は國司となり、將軍となつて、地方に赴任する毎に、おのづから地方の地主と從屬關係を生じて來たが、彼等地主も亦無警察の社會狀態に於て、他の迫害に備ふる爲めには、常に其部下の郎黨を養ひ、武藝を練り、馬匹、兵器を貯へつゝあつた。繪巻物は時代の風俗の比較的忠實な描寫として、一つの貴重な史料であるが、それらに、武士が馬に乗つて居るものは主人であり、其前後に徒歩して矢を負ひ、弓を手にしたものは、荷物を荷つて居るもの、杯が其郎等である。時宗の開祖一遍上人（智眞）の一代の行狀を繪にしたものは數種あるが、其中でも最も古いもの、一つとして、土佐圓伊法眼（正安頃の人）の一遍上人繪卷十二卷（京都新京極歡喜光寺所藏）がある。それには地方の物持の武士の住宅を描いたものがあるが、面白いのは、門の上や横に小さな物見櫓様のものを設けて、其中に弓矢や楯の置かれてある事である。（第四卷門の上、第七卷門の横）其一つは筑前の武士の場合であるが、一と廉の富豪と見え、庭には鷹を飼ひ、厩には馬を繋いで、家内では客と

酒宴、音曲に打興じて居るのに、門の直ぐ上に此殺風景な櫓のあるも、妙な對象である。是程にして、他の襲撃に備へなければ、安んじて宴樂に耽ることも出来なかつたのが、此頃の世相であつて、武士の住宅其者が一つの城郭と看做すべきものであつた。此繪卷は鎌倉時代末期の作であるが、畫面は一遍上人の此時代初期の行實を描き出したものである。何れにしても、警察機關も比較的具備した筈の當時ですら、猶ほ斯る自警的設備を必要として居たとするならば、武家の起らなかつた以前の事が想ひ遣られるのである。中央でも、地方でも、警察官たる檢非違使は此上もなく實權あり、且つ名譽職であつて、平將門の如きは藤原忠平に仕へて、檢非違使の宣旨を望んだのが許されなかつた爲めに謀反したといはれる。併しこれも、いつしか京都の空氣に觸れて腐敗を來し、其長官たる別當の如きは、五徳といふ中に、容儀を第一の資格とし、裝束が調ひかねるものは、別當に望を絶つたといはれる程であるから、既に其警察の威信を失つて、武士が地方の警察機關となり、武家がこれを統率して漸く治安を維持し、叛亂を鎮定することが出来たのである。後白河法皇は文治三年、京都に群盜の横行した時、源賴朝に賜つた院宣の中に、「近代使廳沙汰、逐日庭弱、偏如鴻毛、在京守護武士合力致沙汰者、何不_レ被_レ禁遏乎」云々と仰せられた。（吾妻鏡文治三年十月二日條）これ京都の警察は、賴朝部下の武士の協力を待つて始めて實効を擧ぐることが出来ると思召したからである。吹けば飛ぶ鳥の毛に譬へられては、警察官としての檢非違使の威嚴も形なしであらう。

斯くて一國の治安維持の重荷が、源氏、平氏の双肩にふりかゝつて來たのであるから、彼等としても、重大なる責任を自覺せぬ譯には行かなかつた。平清盛が嘗て「源氏平氏者我國之堅也」といつたのは、即ち此

自信の閃きに外ならぬ。此自信があつたればこそ、彼れが位、人臣を極めた事についても、「而於平氏者、朝恩已普一族、威備四海、是依勳功也」といつて、其勳功に對する當然の恩賞であると自任して居たのであらう。世に傳へるところでは、源頼政が七十五の高齡に至る迄位階が四位に停滯して居たものが、俄に從三位に叙せられたのは、彼れの積る不平を詠んだ

上るべきたよりなければ木の下に椎を拾ひて世を渡るかな

といふ歌の奇特であつたといはれて居るけれども、實は清盛が相共に國家治安維持の大任に膺つて居た源氏の人々が、保元、平治の亂以來、其去就を誤つて落魄して居る中に、頼政ばかりは、資性正直で、勇名世に高さにも拘らず、七旬に餘りても、三位に昇らぬのに、甚く同情して、頼政の爲めに、態位階の陞叙を奏請した爲めであつた事は、玉葉（治承二年十二月二十四日條）に見えて疑を容れない。これ清盛の宏量を見るべき一美談である。而かも清盛の眼に正直者と映じた頼政が、それから二年と立たぬ中に、清盛に對して反旗を擧げ恩を仇で報いたのであるから、後世其真相を知らぬものが、頼政の歌物語を捏造したものであらう。歴史上の所謂美談の中には、よく斯うしたいかさまものがあるから注意を要する。

第二節 經濟上の原因

武家の擡頭した今一つの大きな原因は、經濟上の原因であつた。武家の起らぬ前迄、全國の地主は國司の誅求其他の迫害に依つて始終財産の不安を感じたところから、誰始めるともなく其所領の莊園を、表面、京都の貴族、即ち權門勢家、若しくは朝野の信仰の厚い神社、寺院に寄附し、贈與して、比較的軽い負擔を年

貢の名に於て甘んじて納め乍ら、管理人たる莊官の名義に於て、依然として事實上の所有權を保留することが、一般の習ひとなるに至つた。それが本家（本所とも）領家、地主、保管人の名義では預所、下司職抔と稱したものである。今地主と本所、領家との關係を最も好適なる實例を以て示すならば、紀伊國那賀郡神野眞國の兩莊は、同國の住人長依友の祖先以來相續し來つた私領であつたのを、高野山金剛峯寺に寄附して、一定の年貢を收め來つたが、其後、國司の爲めに其莊園が停廢されたから、依友は更にこれを權中納言藤原成通に寄附した。而して其寄附の目的は前の如き不法の妨を除かんが爲めであるといつてゐるが、其實、國司に對抗せんが爲めに外ならぬ。併し高野山との關係は飽迄もこれを持続するを得策としたから、毎年十石の年貢を高野山に納めることとして、一方、朝野の信仰高き高野山領とすると共に、他方、藤原氏の所謂權門勢家領とし、國司等の壓迫に對する二重の保險を付した積であつた。而かもそれ丈では尙ほ不安を感じたものか、依友は更にこれを鳥羽院廳に寄進し奉つた。而して依友が此鳥羽院と高野への寄進の意趣は「一者爲奉祈禪定仙院萬歲之寶算、一者爲奉資弘法大師三法教法也、且有二善、必獻其君、蓋是謂歟」といつては居るけれども、實は當時の傍例として「爲募御勢」であつた。莊園の複雑なる知行關係は、斯る事情から發生したのである。此場合、事實上の地主たる長依友は、莊園の預所職と稱し、其寄附を受けた藤原成通は、領家であり、鳥羽院廳は其本家であらせられるが、外部に對しては、同一の莊園を鳥羽院も院御領と仰せられるれば、藤原成通も藤原家領といひ、高野山も高野山領といつて居り、國司其他のものがこれに對して土地の調査を行はんとし、課税をなさんとすれば、忽ち是等の各權力の背景に依つて對抗したので

ある。而して地主の寄附は、只所有地の保全の爲め、一種の保険料として、多少の年貢を、名義上の地主たる受寄者に拂ふに止まつて居たから、其土地の所有権を侵害する事の出来ぬは言ふ迄もなく、地主の保管人たる名義は、子孫に永く相續させる事を、受寄の最初に於て承認したものである。斯る特殊の關係を永續する事に依つて、事實上の地主との間には、自然從屬關係が成立つことゝなつた。然るに是等の權門勢家は、多く京都に於ける貴族階級の人々であつた爲めに、地方人に對しては、自然理解にも同情にも乏しく、利害に冷淡なものが多かつたが、これに反して、武家は親しく地方の地主と接觸する機會も多く、時としては共に死生の巷に出入し、其感情に通曉して居たのであるから、極力これを擁護して自家の手足となすに力めた。寛治五年、義家が其弟義綱と河内に於ける郎等の所領の争から不和となつて、相戦はんとするに至つたのは其好適例であらう。されば彼等地主は、漸次武家に信賴して、是迄領地の保全について貴族に求めたところのものを以て、武家に求めるやうになつた。而して斯る目ざましき新風潮は、政府の當局をして由々しき大事と警戒の必要を感じしめたものと見えて、白河天皇の寛治五年（六月十二日）には、態、これが爲めに宣旨を下され、諸國の人民が其所有する田畠の公驗、即ち證文を競うて義家に寄附するの風あるは宜しくないといつてこれを差止められた。公驗とは田畠所有を證明すべき公けの書類であつて、所有權移轉の際、前の所有者から新しい所有者に引渡すべきものをいふのである。（後二條師通記、百練抄）引續いて其翌年五月（五日）にも義家の新たに設けた諸國の莊園を停止された。（後二條師通記）政府が如何に狼狽したかを示して居る。併し他の貴族の地主から寄附を受くることは、其儘に放任して置き乍ら、獨り武家の場合のみこ

れを禁止せんとするは不徹底であつて、其理由極めて薄弱であるから、實効を奏することもとより覺束なかつた。源氏、平氏が斯る經路に依つて、第二の權門勢家となり、其威福を増進するに至つたのは、寧ろ當然の成行と謂はねばならぬ。

これを要するに、武家は治安維持の爲めに、最も必要な兵力の空虚を充たすものとして、其抜くべからざる勢力を政治上に扶殖することゝなつたのである。勿論、初期に於ての武家は、未だ直接に政治に關與したことはなかつたけれども、頻々として起つた院政時代の皇位の御争や、攝關の争奪に於て、最後の決勝の鍵を是等の兵力と資力とに富んだ武家の手に握るに至つてから、源氏、平氏の政治的進出となり、平氏が其競争者たる源氏を仆すと共に、時局は次第に平氏の政治上の地歩を確保すべく開展されたのである。平氏の全盛時代に於ては、其領地全國に遍く、全國の土地管理人たる地頭の多數は平氏の家人であつたといはれるのを見ても、平氏の資力の潤澤であつたことが想察される。只平氏は攝關家の貴族政治の跡を模倣することが餘りに多く、武家の特色を失つた爲めに、失脚を招いたけれども、確かに頼朝の武家政治の先驅をなしたものとはいへる。

頼朝はこれに顧みて、種々の點に刷新を加へ、公家政治と行方を異にした新政を布くことに努力したのみならず、部下の御家人の公家に接觸する機會をも失はせるに努めた。嚴密なる意味に於ての武家政治は、頼朝の時に始まると謂つてよい。彼れの政策中、諸國莊園に地頭を置いて、全國の土地管理を斷行した事の如きは、これを中世の財政に譲つて、こゝでは主として此新たなる武家政治を意義附けた公家政治との關係に

ついで説くこととする。

第三節 頼朝と天下の草創

源平二氏の勃興は、因襲に囚はれた貴族等の眼には一大驚異と映じたと共に、成上り者に對する輕侮の眼を以て見たのである。頼朝の如きも、最初は東夷の酋長位にしか思はれなかつたであらう。而かも武家は決して歐羅巴の中世史に現はるゝゲルマン族の如き蠻族ではなかつた。其祖先は桓武天皇とか、清和天皇とかより分れた歴とした皇別の人であつて、頼朝自身も、治承六年（二月八日）伊勢神宮に納めた願文の中に「頼朝訪遠祖神武天皇初天、日本國豐葦原水穗爾令濫觴天、五十六代仁相當禮留清和天皇乃第三乃孫與利携武藝天護國家利、居軍人衛官天耀朝威須」云々と述べて居り、それが又源氏が地方人士に渴仰された一つの強味ともなつて居た。彼等の勃興した院政時代に於ては、此機微に通ぜざる院の近臣が其微力をも顧みないで只管排斥に向つて策動したから、平氏も、源義仲も、或は法皇を幽閉し奉り、或は院の御所（法住寺殿）を焼くに至つた。院政は事實上顛覆したのも同様である。頼朝が彼等に反對して、院政の回復を以て其舉兵の旗印としたのはこれが爲めであつた。彼れが伊勢神宮に納めた願文の中に「世務遠如元一院仁奉任天禹王乃慈愍遠令訪」云々といつて居るのが即ちそれである。而かもこれは其政敵に對する反動的政策に過ぎなかつた。彼れは朝廷から朝敵として討伐令を下されたこと、一生の中に實に三回に及んで居る。一度は平氏の要求の爲めに、一度は義仲の要求の爲めに、最後は行家、義經の要求の爲めに。然るに義仲も誅され、平氏も滅び、行家、義經も京都を遁れ去つてから後の彼れは、翻然として從來の消極的から積極的へと

朝廷に對する態度を改めた。一面、諸國及び莊園に守護地頭を置き、莊園、公領を問はず、段別五升の兵糧米を徴收せんとした極めて重大なる要求をなすと共に、他面、朝官の任免を迫つた。恭順の態度の餘りに早い豹變方には、道の後白河法皇も少からず御驚歎遊ばされたらしい。頼朝が猛然として此絶好の機會を捉へて離すまいとした當年の意氣の如何に壯んであつたかは、彼れが廟堂に於て自家の利益を擁護せしむる爲めに、攝政を含むところの議奏公卿十人を置き、其上首に推薦した藤原兼實に向つて、「今度天下之草創也、尤可被究行淵源候、殊可令申沙汰給也、天之所令奉與也、全不可及御案候」といつて、みづから天下の草創であるといひ、天の與ふるところ、逡巡躊躇を要せぬといつて居るのでも知れる。所謂天下の草創とは、維新といふに同じく、淵源を究行すとは百度根元に歸するといふに等しく、興國の意氣眞に天を衝くの概がある。彼れは建久元年、始めて上京して參内した時、親しく兼實に向つて其意中を告げたことが兼實の日記玉葉に見えて居るが、それに據ると、彼れは兵を擧ぐるの初め、一向に君に歸し奉るべしとの源氏の氏神八幡の御託宣を受けたが、此君とは天皇を指し奉つたものであるから、當今即ち後鳥羽天皇を無双に仰ぎ奉るべきであるけれども、當時は後白河法皇が天下の政を執らせられ、天子は東宮の如くあらせらるゝから、先づ法皇に歸し奉るけれども、法皇御萬歳の後は、又天皇に歸し奉るであらうといつて居る。（玉葉建久元年十一月九日條）由來院政は天皇政治の一變態として、當時に於てすら、これを否認する説があつた程であるが、頼朝も亦暫定的に承認するが如き口吻を漏らして居る。これ其舉兵の宣言の手前、已むを得ないところであつたらう。而かも此くの如きは、頼朝曩昔の宣言とは甚だしき逕庭があるが、八幡の託宣の有無は

別問題とするも、彼れの政治的理想は此天皇に歸し奉るといふこと、即ち換言すれば、天皇親政の擁護者を以てみづから任ずるといふ事であつたと信ずる。而かも天皇の親政とはいふものゝ、實は形式的の事であつて、自己意中の人物、即ち兼實型の人物を攝政若しくは關白に据え置き乍ら、自身これを操縦して、自家の利益に一致する政策の實現を望んだもの、即ち公家政府と對立して、武家政府を建設し、表面、公家の優越を認めて居り乍ら、實權はこれを武家の手に收めんとするにあつたと認むべき理由がある。斯くて頼朝は我國に於て特色ある封建政治の基礎を築き上げ、強力なる兵力を以て恆久なる平和を贏ち得た。特殊の文化は其裡から生れ出でた。凡そ封建政治は文明の過程に於て必須の段階であつて、これなきは其文明の有つ缺陷を示して居るとさへいはれてゐる。頼朝は文治二年（四月三十日）議奏の公卿に書を贈つたが、書中、彼れ自身、武家に生れて、専ら軍旅の事に従ひ、且つ久しく地方にあつて政務を知らず、縦ひ知つて居ても、其器でないから、只管諸卿の議奏に依つて、善政を行はれたいといつて居る。（吾妻鏡）これに據つて見ても、彼れは飽迄も表面は軍人、政治を解せずといふ態度を示し、只彼れの所謂「携武藝、天護國家」を以て其祖先以來の傳統的本分と稱し乍ら、實際に於ては、政治上の優越なる地歩の獲得を望んだものである。軍人が政治に關係しないとはいひ乍ら、政局を支配すべき鍵が其手にある丈に、實際政治を左右するは、今も昔も往々見懸けるところであつて、特に隣國支那の現状はまさしくと生きた實例を示して居る。

然るに頼朝は最初彼れの政敵に對する立場から、朝廷に對して微温的態度に出づるを餘儀なくされた爲めに、それが何時迄も後に祟つた。建久七年公家側に行はれた陰謀に於て、兼實及び其一門が土御門通親一派の爲めに陥られて朝廷より一掃された場合にも、忌々しさうに眺め乍らこれを默過するの外手が出だせず、又後鳥羽天皇が頼朝の監視から遠ざかり給ふ爲めに、建久九年讓位の御内意を示し給ふた場合にも、一應は不同意を表したけれども、飽迄もこれを阻止し得なかつたから、又しても其本意にもなき院政の復活となつた。

第四節 公武の對立

頼朝の後繼者の時代となると、幕府には内訌の絶間がなかつたから、後鳥羽上皇の院政の積極的方針に押され、一歩／＼退却を餘儀なくされたが、承久三年の討幕令に遭うて、武家側は死活の瀬戸際に立つを餘儀なくされた。こゝに始めて長夜の眠から目醒めた獅子の如く、奮迅の勢を以て反抗した結果、意外の重大なる結果を生み出したのは周知の事實である。幕府不臣の責はもとよりこれを免れ難いが、朝廷に於ても蕩平の功あつて咎なく、人望の歸してゐた幕府に對して、討伐軍の理由のなかつた事は、親房が神皇正統記に辯護して「上の御とがとや申すべき」とさへ極言してゐるところである。此劃期的事實があつてから以來の幕府は、頼朝の幕府創立當時の行懸に何等累ひさるゝことなく、朝廷に對する干渉の如きも、從來の間接行動より直接行動に轉化し、皇位の繼承を始め攝關の更迭等、一切の政務に容喙し出した。大覺寺、持明院兩皇統の皇位繼承の御争に向つて、兩統迭立の議を上つたのも、其結果であつた。彼元が我國に朝貢を迫り、これに應ぜざれば兵力に訴へんとする態度を示した爲め端なくも和戰の大問題に逢着したについては、道に獨斷を避けて勅裁を仰ぐの手續を取つたものゝ、彼れの國書に對して、朝廷が返牒を贈るを可とせられ、

其返牒案も可なり強硬な文意であつたにも拘らず、幕府は堅くこれを遮り、みづから信ずるところに向つて強硬の態度に出で、外寇の撃退に對する一切の行動を取つて、武家の眞面目を遺憾なく發揮した。

武家の斯る干涉に對して、公家側の異議あるべきは當然である。四條天皇が十二歳で暴かに崩御あらせられた時に、朝廷は暫く喪を祕せられて、幕府に急使を遣され、皇位についての意向を徴せられたが、當時は承久三年から約二十一年の後であつたに拘らず、公卿達は皇位の決定權が幕府に歸して居るのを苦々しき事に思つて、其或者は「我朝者神國也、不似異域之風、自茲天地開之後、國常立尊以降、皆先主命計立給、至不慮之事者非此限、至光仁光孝二代群臣議定歟、然而其趣偏爲安天下也、今非群議、以異域蠻類之身計申此事之條、宗廟之冥慮如何、尤可恐々々、其報不廻踵歟」といひ、幕府の當局を以て「凡夫愚賤」と嘲つて、さながら外國の蠻族でもあるかの如き記事を其日記に留めて居る。(平戸記仁治三年正月十九日條)國家の法制に地方を稱して外國といひ、地方官を外任といつて居る程であるから、異域は取りも直さず地方の事であり、又東國人は昔から東夷と呼びならはされて居た。北條泰村の如きさへ、貞永式目を制定したことを、みづから朝廷では物知らぬ夷どもが書集めた文として笑はれるだらうと言つて居る。公家側の傳統的排斥が、自他共に腦裡にこびり附いて居たからである。此名分論は絶えず公家側の潜在意識として儼存してゐたが、爾來百年餘を経過した後醍醐天皇の時に復高潮されて、天皇を中心とする公家側の討幕と迄進められ、それが更に分解作用に依つて、南北兩朝の御争となつたが、正平六年に一旦南朝に降つた足利直義が南朝即ち公家と、其對立的地位に立つた武家との間の講和を斡旋したことがあつた。其當時双方の間に交換された文書は、武家側は前後の情勢から推して尊氏の諒解を得て居つたと信ぜられ、公家側は神皇正統記の著者北畠親房の筆と見らるゝものであるから、最もよく双方の意志を表現したものであるが、それに據ると、親房の持論として、神皇正統記にも書かれて居る通り、文治以來、武家が兵權を専らにしたのは、頼朝が義兵を起して亂世を鎮めた事を叡威の餘り兵權を與へられたものであつて、下剋上とはいへぬ、承久の討幕も、政子が頼朝の遺志を奉じて善處し、義時の執權も人望に負かなかつたから、罪はないといふ論法であるから、武家政治は大權の委任であるとして、歴史的には承認して居た程の、極めて微温的なものであつたが、只元弘、建武に天下が後醍醐天皇に依つて統一された後は、南朝が皇位の正統として神器を受け給うて居り、武家は大權を攘奪してゐるものであるから、武家は宜しく政權を返上すべく、さすれば武家側の武士の本領は、舊の如くに安堵され、彼等の勳功に對しても、相當の行賞があるであらうといはれて居る。これに對して、武家側では、覇者が王業を扶け、武將が皇族を護る事は、和漢古今の通義である、公家の主張せらるゝ天下一統即ち天皇の親政は、後醍醐天皇の御盛徳を以てしても、猶ほ且つ三年を出でずして反覆した、諸國の武士が、再び元弘の時の如く、公家の家臣僕従になることを望むか如何か、御考慮あつて然るべく、若し舊の如く武家に御委任になるならば、後醍醐天皇の御皇統は絶えないで、天下太平ならんとつて居る。(吉野事書案)即ち公家側にあつては、名分上より、武家をして大政を返上させ、所謂公家一統の世たる天皇の親政となされたいのであつて、武家は只一軍人として其存在を許さんとされたのである。併しこれは武家政治を其根柢から覆さるゝことゝなるから、武家としてはもとより御同意申上げることが困難

であつた。故に武家は斯る政治は輿論がこれを歓迎せぬといつてこれを排し、武家は皇統を擁護し支持し奉つて、國家の安泰を確保するから、大政を武家に御委任にらんことを希望して居る。それが所謂公武合體であつて、正に一種の輿論を基礎とした責任内閣といふ事が出来よう。而かも一は名分論であつて、一は便宜論であるから、其間根本的に相容れないものがあつた。

後醍醐天皇の所謂建武の中興は、鎌倉幕府の顛覆が餘りに迅速であつた爲めに、一切の準備が整つて居なかつた。天皇の討幕の御計畫があらせらるゝことを、天皇御謀叛といつて怪まなかつた程に、名分に關する神經の麻痺して居つた國民は、只管過去百五十年間、生命、財産の安全を保障された武家政治を徳として、早くも暴露された公家一統の政治の種々な失政に堪へ難い不安を感じ出した。人心は次第に新政から離れて行つた。忌憚なく言へば、それには後醍醐天皇の公家一統即ち天皇の親政其者の缺陷にも歸せねばならぬ。天皇はもとより院政の如き變態を排せられた。事實、南朝御四代の中で、院政の行はれたのは、長慶天皇御一代ある丈である。それ丈でも長慶天皇の皇位に異常の疑のかけられる餘地がある。私は長慶天皇は南朝に於て主戦論を御主張になつた爲めに、講和説の優勢となつた結果、御退位を餘儀なくされ給ひ、宮中を通れて院宜を出されたけれども、後龜山天皇の南朝に於ては認められなかつたところであつたらうと思ふ。それは兎に角、後醍醐天皇は又關白をも置かれなないで輔弼の臣としては、只左大臣と右大臣とを置かれた丈であつた。これは天皇が常に醍醐天皇の延喜の聖代を私淑し給ひ、後醍醐の御謚號も實は御生前から御定になつた。これは天皇が常程であるから、彼左大臣藤原時平、右大臣菅原道真を御採用になつた先蹤を學ばれたものであらう。加之天皇は徹底的に御親政の實を擧げらるゝ爲めに、細大漏らさず、一切の政務を御親裁になり、甚だしきは人民の所領の賣買、讓與の承認について迄も、一々安堵の繪旨を御出しになつた。然るに何様戦後の混雜の際、調査も不充分であつたから、寺領が誤つて個人に給付される杯、種々の行違を生じたのは有勝の事であつた。それが後日になつて發覺すると、一旦下賜された繪旨を御召返しになつて、改めて寺院に交付されて居る。一例を擧ぐれば、紀伊國高屋莊の地を、一旦五辻姫宮に賜つて置き乍ら、建武元年九月十八日に、其繪旨を召返されて、舊の如く大徳寺に管領させられた如きがそれである。それは理の當然であり乍ら、繪言は汗の如く、一度出でゝは復た反らぬとさへいはれたものを、斯様に頻々と繪旨の御召返が行はれたのでは、餘りよくない印象を人心に與へた事も否定し難い。それに繪旨も少い中は貴からうが、斯く些細の事に一々繪旨が出るやうでは、其尊嚴を冒瀆して、これを偽作するもの迄出來た。而かもそれが當時京都に於ける一つの流行と迄なつたのは、彼建武元年二條河原に立てられたといふ有名な落書の中に、「此比都ニハヤル物、夜討強盜謀繪旨」といふ一句があるのでも知れる。所謂「謀繪旨」とは繪旨の偽造を指したものである。苟くも天皇の繪旨の偽造が、夜討強盜と肩を比べて、時代の流行物の一つと謳はれたのは淺ましくも勿體ない事共ではあるが、其必要があればこそ、繪旨の偽作も行はれたものと見なければならぬ。

それよりも更に重大視すべきは、此極端なる天皇の親政が、屢次の繪旨の召返や偽造に依つて、國民の間に威信を失つた事を始め、善惡共に一切の責任は當然すべて上御一人に歸せざるを得なかつた事であらう。これと共に、場合に依つては上御一人が國民の怨府とならせらるゝことも、亦避くべからざるの事情であつ

たことが見遁されない。所謂公家一統の政治の破綻の真因の一つは、確かにこゝに伏在して居たのである。これに反して、若し武家が主張した如く、政務を御委任になつて居れば、其失政に對する國民の不人望も累を天皇に及ぼし奉る事はなく、政敵が起つてこれを仆したとしても、其争は武家と武家との間に局限さるべきであつて、天皇は超然として是等の區々たる政争の外に超越し給ふことが出来たであらう。此點について、更に都合のよい事は、武家の兩大立者としての源平二氏の間、久しきに亘つた抗争の産物として、源平盛衰が交互に行はれるとの一種の宿命觀が、武士の間に、深く根ざして信仰となりつゝあつた事である。これを實例に徴して言ふならば、源氏が三代にして亡んだ後には、平氏の北條氏が起り、其次には必ず源氏が取つて代はるべきであるとの信念が行れてゐた。殊に當時源氏の棟梁たる足利氏は、義家から七世の後に天下を取るとの傳説が信ぜられて居つて、表面、北條氏の前に雌伏し乍らも、累代只管其機會を窺つて居り、尊氏の祖父家時の如きは、其七代に當り乍ら、自身は其器でないといふ覺したから、父貞氏に我命を縮めて、三代の中に、天下を取らしめ給へとの遺言狀を認めて自殺したといはれる程である。(難太平記) 果して然らば、尊氏の北條氏を裏切つて歸順したのは、後醍醐天皇の回復の御計畫に御共鳴申上げた譯でも何でもなく、全く祖父家時の遺言を實現せんが爲めであつたと謂はれても辨解の辭はあるまい。斯くて源平二氏は別に大して政見の異なるものがあるではなく、始終互に虎視眈々天下を我手に乗取らうと只管其機會をのみ睨つて居たこと、今の政黨と大差はなかつたのである。一方の機が熟して、取つて代られたといつても、宿運としてあきらめもし、社會もこれを怪しまなかつた。これ取りも直さず、武家の間に於ける一種の革命觀である。彼

もとは藤原氏を稱して居つた織田信長が、後に平氏と稱したり、初は平氏を稱して居た秀吉が、後に足利義昭の猶子になつて源氏に改めんと試みたり、又初、藤原氏と稱して居た徳川氏が、後に家康の時になつて、源氏に改めたりした事にも、此革命觀の閃きが見えて居る。併し此革命觀が、武家の間に丈局限されて居た事は、何程か、皇室に取つて安全瓣となつて居たか知れぬ。獨り皇室といはず、これを取りまいて居た貴族の如きも亦さうであつた。近衛家に藏する先代家熙の書いたものに、斯う見えて居る。「頼朝公以來天下ノ權ヲトリテ後、朝廷日々ニヲトロヘ、既今ニ及デ朝廷ナキガ如シ、退テ愚案ヲメグラスニ、其反而朝廷不易ノタメ、皇太神宮ヨリシカラシメ給歟、日本ノ内、武權ヲトルトモガラアリトイヘドモ、人カハリ、時ツツル、前代ノ有様、誰人カ長久ヲ得タルヤ、注スルニ不_レ及、コ、ニ朝廷今日ニ至テ皇統歴々、諸臣世ヲカサヌ、山シタ水ノ絶ザルガゴトシ、妙ナルカナ、此意味ヲヨク_レ觀察スベシ。」これ公家の立場から見た此運命觀の批判である。それに據ると、頼朝が政權を執つて以來、朝廷は日に衰へて、有るか無きかの有様になられたのは悲むべき事のやうではあるが、併し武家は時移ると共に、人が度々變つて、誰れも長久の命脈を保つたものはないけれども、皇統は連綿として絶ゆることなく、公卿諸家も亦代を累ぬること、さながら岩下水の滾々として晝夜を含めないやうである。即ち武家の絶えず争奪を繰返す事が、やがて革命の回避線となつて居るのであるが、家熙はこれを以て皇太神宮の神意の然らしむるところであらうと迄、極言して居るのである。

鎌倉幕府の承繼者を以てみづから任じた尊氏は、如何にもして鎌倉に幕府を置かうとしたけれども、當時

南方に吉野を控へて居る杯、到底事情が京外に出づるを許さなかつたから心ならずも京都に落ち着いた。三代將軍義滿の頃からは、環境の影響より著しく京都式にかぶれて、攝政二條良基を師範番に頼み、立派な公卿になり濟ました。其中に南北合一の大業も達成し、山名や大内の大名も討滅す事が出来たから、次第に増長して、北山の別荘には紫宸殿、天上間等を設け、自身の外出には上皇の御幸に擬し、其夫人日野康子を國母に准ぜしめ、諸公卿に禮拜させる杯、目に餘る程の僭上の行がかず／＼あつた。彼れは主として自家の財政上の必要を充たす爲めに、古來の外交上の慣例を無視して、朝廷には祕して私に明との外交を開始し、先方の言ふがまゝに外交文書には日本國王と稱し、明の正朔を用ゐ、臣と稱した。彼れの死後、朝廷が太上天皇の尊號を贈られたるが如きは、彼れが生前の意を迎へんとした時の朝廷の無氣力を示す一大失態であつた。義滿の對明外交の儀禮の誤つた點については、當時既に清原業忠(常忠)瑞溪周鳳の如き僧俗が國體上から非難して居たばかりでなく、幕府の管領斯波義將すら異議を唱へて居た程であるから、義滿の死後、義持は全く此外交を中止し、太上天皇の尊號の如きも、辭して受けなかつた。併し其後義教の時からは復また此外交に名を假つた對明貿易が、義滿の始めた通りに開始されたから、全く打毀してである。

左迄に名分を亂した義滿も、只一つよい事をした。それは南北朝時代に於て、武家側が幾度か試みていつも南朝の強硬なる態度に撃退されて不成功に終りつゝあつた南北合一が、義滿の時に始めて成立を告げた事即ちそれである。これは周知の事實であるが、其具體的な條件は世に傳はらなかつたから、從來は徒らに揣摩臆測を逞しうするに過ぎなかつたが、近年近衛家所藏の文書の中から、偶然にも、義滿が當時南朝を代表

して講和談判の衝に當つた阿野實爲に贈つた講和條件承認の書狀の古寫が発見された。それに據ると、其條件は四つあるが、就中第一の條件として、「三種神器可有歸座之上者、可爲御讓國之儀式之旨得其意候」とあるのが、最も重要な點である。即ち南朝に於ては、三種の神器は、北朝の請を容れて、南朝の後龜山天皇がこれを奉じて京都に歸座あらせられ、北朝の後小松天皇に譲らせらるゝ事に御同意になつたが、實際は御讓國即ち御讓位の儀式を以て其授受を行ふべきであるとの南朝の御主張に對して、義滿がこれに同意を表したのである。さればこそ後龜山天皇には吉野の行宮から行幸の鹵簿を整へて堂々と京都に入らせられ、讓位の儀式を以て神器を授けられた。天皇こそは當然正統の天子であらせられ、従つて神器授受前の北朝の後小松天皇は閏位の御方と認めざるを得ない。而して是等の事實は、臆げ乍ら北朝側の記録たる續神皇正統記にもこれを承認して居る。これに依つて、南朝は其皇統の正統であらせられるとの多年の御主張を、北朝、武家をして承認せしむるに成功された。即ち此講和條件の成立に依つて、後龜山天皇の京都還幸、神器授受が行はれた瞬間に於て、南朝は確かに凱歌を奏せられたものと見るべきである。只義滿は政治家であり、政略家であつた丈に、此條件を履行するの誠意があつたか、なかつたかは、おのづから別問題であるけれども、傲岸なる彼れが、屈辱を忍んで此條件に屈從したのは、南朝に取つて侵し難き一段の強味があつたからであり、それ文武家側には又一段の弱味があつた爲めと見るべきであらう。而して内實は兎も角、形式上、南朝の正統を認めた義滿の此くの如き態度は、又偶然乍ら、近世の初頭に於て大義名分論の擡頭から、南朝正統論の壓倒的輿論を喚起するに至つた要素の一つとなつたことも否定されまい。

第五節 會議制の採用

公家政治に於ては夙に會議制が行はれて居り、大内裏の時代には太政官廳で行はれ、太政官廳がなくなつてからは陣座で行はれた。陣座は宮城警衛の左近衛府及び右近衛府の詰處で紫宸殿の左右にあり、左右仗ともいつたから、又左右仗の陣座略しては仗座ともいひ、こゝで行はるゝ會議を仗議といつた。大臣から納言、參議迄、こゝに會して、御諮詢の案について、上卿の下に會議を行ふ、これを陣定といつた。其決議は即ち定文である。御前評定は清涼殿に於て、殿上僉議は清涼殿侍所に於て行はれたものである。院政に至つては、院の殿上定があつて、別當以下の院司が院御所に參集して、院の殿上に於て定^{さだめ}即ち會議が行はれた。

然るに頼朝が幕府を組織してからは、幕府に於ては、未だ此種の合議制を採用して居ない。尤も頼朝は前節にも述べた如く、其提議に依つて朝廷に新設された十人の議奏公卿に對しては、議奏の名の示すが如くに、彼等の群議即ち會議に依つて奏聞すべきことを希望して居る。これは朝廷の政治が會議に依つて決せらるゝことを知つて、これも亦それに准ずべしとしたものであらうが、幕府にはそれがなかつた。但實朝が將軍であつた頃執權北條義時が、餘りに官途の昇進が早く、御家人も亦これに准じて過分の昇進をするを苦々しき事に思ひ、政所別當大江廣元にこれを諫めんことを慫慂すると、廣元は自身も日頃此事を思うて心を惱して居るけれども、頼朝の時に、何か事があると御下問になつたとは違つて、當時は其議がないから、獨り心を惱して居る丈で、何も申されぬと言つた事が、吾妻鏡（建保四年九月十八日條）に見えて居る。併し頼朝の時とても、單に一二の腹心の士に丈諮詢したでは衆智を盡くすといふ事にならぬから、大體に於て、頼

朝の時代の幕府の政治は、將軍の專制政治であつたと見てよからう。頼朝の如き大人物ならば未だしも、頼家迄がそれを眞似ては、弊害の發生を免れなかつたのは當然である。彼れは嘗て陸奥國の所領の訴訟を親裁するに當つて、みづから筆を執つて境界繪圖の中央に墨の線を引き、土地の廣狹は其身の運に任せよ、實檢使を遣るに及ばぬ、今後も境界に關した訴訟は、此筆法で裁決する、これに不服のものは、豫め訴訟提起を見合せたがよいと言渡したとの事が、吾妻鏡（正治二年五月二十八日條）に見える。それが爲めか、其前年に於て、（吾妻鏡正治元年四月十二日條）既に頼家は、政子の命であらう、訴訟を直裁することを差留められ、北條時政、義時、大江廣元等十四人の合議に依つて裁決せしむることゝされて居つた事が、これも吾妻鏡に見えて居る。それはもとより裁判事務に限られた事であつて、一般政治に關した事ではなかつた。實朝の如きも亦同様、獨擅專行した爲めに、廣元の歎聲を漏らすに至つたのである。

然るに承久戰役の後四年（嘉祿元年）幕府の元老として故實の活字引であつた廣元と、（七月）頼朝薨後の事實上の將軍であつた政子とが、（八月）月を追うて長逝した。幕府は此二大損失に依つて人心の動搖を免れなかつたが、間もなく、（九月）執權泰時は三浦義村、二階堂行村入道行西の兩宿老と終日幕府に於て施政の方針に關する密議を凝らした。其結果でもあらうか、泰時は數日の後、奉行等を召集して親しくこれを引見し、今後は各人の賢愚に従つて黜陟を加ふべき旨を諭した。事は極めて簡短であるけれども其意義は頗る重大である。何とならば執權と是等の幕府の奉行とは、同じく御家人として同僚の關係であつたものが、自今執權自身、彼等の黜陟を行ふといへば、執權が事實上、幕府の主權者として其任免權を行使するに至つた

からである。是に至つて幕府の重心が、尼將軍の手から執權に移つたといへる。而かも泰時は決して執權の専制とする意志ではなく、新たに評定衆なるものを設けて、將軍の最高顧問となし、幕府の評定所に於て、將軍の諮問に對し、幕府の行政、司法、立法の諸事業に參與させた。これが亦幕府の政治上重要なる意義を有つことになるのである。此評定の開始期について、關東評定傳には、政子の薨去後として居るけれども、それは必ずしも薨去の日からといふ意味ではなく、漠然と政子が薨去してから後を意味して居るものであらう。前田家本の「武家評定始事」に、「嘉祿元十二月被始之」と見えるのは、吾妻鏡の嘉祿元年十二月二十一日條に、北條時房、泰時、中原師員、三浦義村、二階堂行西等が、幕府に於て評議始を行ひ、神社、佛寺の事を議したとあるに一致する。評議始に先づ神社佛寺の事を議題とするは、儀式としてふさはしいからである。而して師員、義村、行西等は、何れも評定衆の主なる人々であつた。幕府の評定衆は是時に始めて置かれたと見るべきであらう。初めは中原、二階堂、三善等の京都出身の文官及び武士の主なるもの十一人丈で、北條氏はこれに加はらなかつたけれども、やがて北條氏の人々も亦これに任ぜられ、中には政所執事や間注所執事の現職にあるものもあつた。員數は一定して居なかつたが、多き時は十五六人に上つたこともある。文官出身の人々は世襲となつたけれども、武士出身のものにはそれが少かつた。評定衆は執權と共に幕府の最高幹部であつたから、外出する時には、殊に騎馬の從者を伴ふことを許された。(吾妻鏡建長六年十二月二十三日條) 其後建長元年(十二月)に主として訴訟審理の進行を圖る目的から、評定衆の補助機關として、引付衆が設けられたが、初めは分課が三つに分れて、三番引付又は三方引付と申して居つたけれども、

後、更に五番、六番、七番、八番に増された事もある。而かも各番の上首たる引付頭即ち頭人は評定衆より任ぜられ、又引付衆から評定衆に昇任するを原則として居つた。(多少の除外例はあつたが) 故に鎌倉幕府に於ては、執權と評定衆と頭人とは、樞機一つとしてこれに關係せぬはなく、幕府の高等政策の如きも亦彼等の合議に依つて決定された。實朝の遭難に依つて源氏の將軍の後が絶えてから、京都の攝關家や皇族から將軍を迎へることになつたもの、これは名義上の主權者に過ぎなかつたから、實權は北條氏の執權に歸したといひ乍ら、北條氏一代中の名執權といはれた泰時の決斷に依つて、斯様な會議機關が設けられ、幕府の宿將や元老を網羅し、行政に、立法に、司法に必ず其議決を経なければならぬやうにしたのは、將軍はもとより執權に其人を得なかつた場合にも、其専制を牽制して、幕府から見た善政を布くことが出来るのである。これは頼朝以來の専制政治からいへば、政治上の一轉機であり、而かも一段の進歩と認めざるを得ない。獨り中央幕府ばかりでなく、地方の六波羅や、九州探題迄も、亦中央に倣つて、同じく評定衆、引付衆が置かれ、會議制度が採用されて居つたのは多とすべきであらう。

室町幕府も亦大體に於て、形式上、鎌倉幕府の組織を踏襲したが、幕府の實勢力が、所謂三管領(管領たるべき家格のもので、當時一般には三職といひ、斯波、細川、畠山の三家である) 四職(侍所の所司たるべき家格のもので、山名、京極、一色、赤松の四家をいふ) に歸してから、重大事件は是等の重なる大名の合議に依つて決せられ、評定衆の如きは、只其形體を存するのみとなつたのは、確かに退歩と謂はならねばならぬ。

第二章 中世の法律

第一節 御成敗式目

轉じて法律の方面を見れば、支那法模倣の公家法制に對して、武家が日本國有の法律を有したことは、亦中世の日本文明の一つの大なる誇と謂はなければならぬ。御成敗式目即ち貞永式目及び其追加法を始め、戰國時代の諸國の國法、織田豊臣二氏の法律等、皆それであつた。就中御成敗式目五十一箇條は後の武家法の母法とするところであつて、直接、間接に其影響を蒙らぬものはない位である。芭蕉の句に「名月の出づるや五十一箇條」とあるは、そこを詠んだものである。

式目は執權北條泰時が今を去ること約六百九十七年前に起草した後、評定衆の議を経て、幕府の法律として制定されたものである。彼れが評定衆の一人太田康連と共に起草した事は、吾妻鏡に見えるが、康永古寫の式目に據ると、「五十一ヶ條事、兼日十三人下_ニ給目錄_一就_ニ意見狀_一定_ニ式目事書_一畢」と見える。(新編追加にも見えるが、文字に誤脱がある)五十一ヶ條とは御成敗式目の事であつて、十三人とは十一人の評定衆に、執權泰時、連署時房の兩人を加へたものである。即ち式目の草案を豫め交付して、これに對する意見を徴しこれを參酌して、式目を編纂したのである。此記事は極めて斷片的なものではあるが、式目の編纂經過に關する貴重な記録である。尤も式目の制定後、其修正増補の爲めに制定された式目の追加も、同じく評定衆の評定に依ること勿論である。故に其事書には

一諸人所領百姓負物事弘安七、五、廿七、評

といふが如くにして公布するを例として居た。而して普通御成敗式目は單に式目といはるゝけれども、此追加も亦同様式目とか、式條とかいはれた例が少くない。

舊式目の制定された動機は、幕府の管下に於ける訴訟に關する法規が備つて居ない爲めに、取扱上、疑議を生じ易く、常に統一を缺くのみならず、人に依つて其取扱を異にする事さへ免れなかつたから、一定の法律を定めて濫訴の跡を絶つのであるといはれて居る。(吾妻鏡貞永元年五月十四日條)これはもとより第一の動機であつたらう。承久戦後の混雜中に行れた幕府の土地處分から、別して訴訟紛議が多くなつて、一と通りならず幕府の司法當局を悩ました事は事實であつた。併し武家側に訴訟に關した法規がなくとも、公家側には律令格式の法典が備つて居たから、それに准據すればよかりさうなものである。泰時自身も決してこれを無視した譯でなかつたことは、吉川本吾妻鏡元仁元年十二月二日條に、泰時が執權になつてから、殊に政道を振興する志を起して、明法道の目安を今朝から毎朝一回これを讀むことにしたとの記事にても知られる。所謂明法道とは明法家ともいつて、朝廷の法律に明るい裁判官の事で、目安とは其明法家の意見を書いた勸状即ち判決の基礎となるべき文書を指したものである。併し乍ら公家側の法律其者が、元來外國法の模倣に成つたもので、我國風民俗と一致せないところのあつたばかりでなく、文章も難解な漢文であつたから、明法家の法律に對する知識が次第に低下してからは、單なる文字上の解釋に捉れて、益、法_ニの精神に遠ざかり、且つ其意見も區々であつて、何れも國民生活の實情と懸離れたものになつて仕舞つた。これではならぬと、

形式よりも寧ろ實質を貴んだところの武家は、武家として特殊の法律を編纂せんとするの志を起したものであらう。次に第二の動機としては、當時政治上の實權は幕府に歸したけれども、幕府は決して朝廷を併合したものではなく、事實上、公家、武家の兩政府が對立して居たのであつて、それが多くの場合、根本的に政策を異にして居り、其間利害の相一致しないものもあつたから、法律の如きも、亦自家特有のものを有つ事が、體面上好ましかつたばかりでなく、又其必要があつたからである。

然らば如何なる方針に依つて編纂されたかといふに、(第一)文章は一般人に理解し得られて、豫め法に觸れぬ用意の出來得るやう平易な時文で書く。例へば

一 女人養子事

右如_レ法意_ニ者雖_レ不_レ許_レ之、右大將家御時以來、至_ニ于當世、無_ニ其子_ニ之女人等、讓_ニ與所領於養子_ニ事、不易之法、不_レ可_レ勝計、加之都鄙之例、先蹤惟多、評議之處、尤足_ニ信用_ニ歟、

といつたやうなものであつて、一見、漢文のやうではあるけれども、實は漢文でなく、今でこそ解りにくからうが、全く時代の平易な通用文である。第二は内容も律令格式の公家法制的羈絆から獨立した。自他共に低級文明といはれた武家側が、公家の高級文明の拘束から免れるといふ事は、當時にあつては非常なる英斷であつたと謂はなければならぬ。(其實例は下に説かう)第三は然らば何を根據としたかといへば、秦時自身は其編纂理由を六波羅重時に説明した書状の中に、「さて此式目をつくられ候ことは、なにを本説として被_ニ注載_ニ之由人_ニさだめて謗難_ニを加事候歟、まことにさせる本文にすがりたる事候はねども、只道理の推すとこ

ろを被_レ記候者也」といつて居る。道理といふは、當時の通用語であつて、彼慈鎮和尚の書いた愚管抄の如きも、道理の巻ともいはれた程、古今變遷の道理を説いたものである。秦時の所謂道理が何を意味するかといふならば、彼れは其書中に、「所詮從者は主に忠を盡し、子は親に孝あり、妻は夫に従はゞ、人の心の枉れるをば棄て、直きをば賞て自ら士民安堵の謀にや候とて、斯様に沙汰候を、京邊には定めて物をも知らぬ夷どもが書集めたる文とて笑はるゝ方も候はんずらんと憚り覺え候へ共」云々といつて居つて、全く國民道德主義に立脚した法律であつた。(第四)既に公家法制に拘束されず、公家法と没交渉のものであつた丈に、此式目の拘束を受くべき將軍直轄の武士たる御家人を始めとして、其他の士民の生活、感情を顧慮し、最もよくこれに適應するものとして編纂されたのである。故に式目は日本に於ける固有法中の主なるものとして、最も特色を有して居る。今御成敗式目及び其追加法に於て含まれた重なる特色の二三を列挙して見る。

(第一)には公人の資格と私人の資格とを區別し、從つて公權と私權との別を明らかにして、互に相犯さないやうにした點を擧ぐべきであらう。古來我國の家族制度に於ては、子に對する親の權利を充分に認めて居つたが、此式目に於ても、家督の相續、財産の相續、共に親の任意であつた。一般に原則として分割相續が行はれて居たが、其分配高の多少に至つては亦同様であつて、長子なりとて必ずしも家督を相續させるに定つた譯でもなく、又より多くの相續分があると定つた譯でもなかつた。又縦ひ所領(土地其者、若しくは其收益)を其子に讓與し、將軍からこれを承認したとの安堵の下文を下附された後に於ても、親がこれを取戻して、他の子に讓與した場合には、被相續人の最後の意志表示を有效として、將軍の安堵状も親の讓與の文

書即ち讓狀に對抗することが出来ぬ事に明白に規定されて居る。而かも當時の立法者は敢てこれを以て將軍の威嚴を損する杯とは思つても居なかつた。若しも子が親から勘當義絶されたならば、家督は勿論、財産の相續からも除外されて、家庭外に放逐されるを例としたが、それに對しては、被義絶者より幕府に救済を求めざる事が出来ず、求めても效がなかつたから、其處分は絶對的のものであつた。恰好な一例を挙げると、吾妻鏡（仁治二年十二月二十七日條）に、武田信光入道光蓮が其次子信忠を義絶した時、信忠は執權泰時や父光蓮の面前で、自身が父に對して常に孝養を怠らなかつたのみならず、戰場に於て父の危難を救つた事實さへ擧げて、泰時の口添を求め、泰時も同情の餘りに落涙し乍ら、光蓮に向つて、どうか自身に免じて早く信忠の義絶を赦して遣すやうにと諭して見たけれども、光蓮は、此事ばかりは枉げて御免を蒙りたいと、いづかな承知せなかつたから、泰時も遂に口を噤んで仕舞ひ、信忠は泣いて座を起つたといふ一場の悲劇が載つて居る。

それ位強い親權を認めて居つたけれども、これが爲めに公權を侵すことは許さなかつた。即ち親から義絶されたものでも、公職を罷免されることはなかつた。のみならず若し親がみづから推薦して奉公させた長子が、孝養を缺かず、又勤功もあり乍ら、其後父が單なる私情の爲めにこれを排斥して、改めて弟を家督に立て、少しも財産を興へなかつた場合に、若しも親が義絶をして居なかつたならば、法律はこれに干渉して、親の新たに立てた家督の相續分から五分の一を割いて財産の分け前なき兄に讓與することにした。これ其奉公の功勞を尊重したからである。

次ぎには（第二）式目は武家の法制丈あつて、武斷的な各種の制裁を含むことを免れなかつたにも拘らず、縁坐、連坐の制度を極めて重大なる犯罪に限つてこれを適用するを原則とし、多くの場合、罰は犯人一身に止めたことを多とすべきである。故殺犯に對して父の犯した場合は、情を知らざる子に、子の犯した場合は、同じく父に縁坐させない。又承久戰役に於て、父子の間で京方、關東方に分れた場合は、各これに坐せしめないことを保障して居る。けれども幕府の司法官の間には、實際故殺の場合の如き犯人の親類等に至る迄連坐させた事がないではなかつたから、建長五年、幕府はこれを以て不法であるとして、呉れども犯人一人の處罰に止むべき事を戒飭して居る。これ當時司法官が理解し得ない程、法の規定に寛大な内容を有つて居たからである。

（第三）には主として幕府の財政上、御家人の所領を尊重した丈に、民事の訴訟は特に其取扱を慎重にした。式目が訴訟法の缺陷を補ふ爲めに制定されたといふのは、民事訴訟の意味に外ならぬ。例へば原告が訴訟（問狀ともいふ）を提出すれば、それを被告に交付して、交互に答辯書辨駁書（陳狀答狀といふ）を徴して、双方充分に主張を盡くさせ、書面審理を終つてから、次に對決に移ることとして居た。其間一定の裁判官たる奉行を措いて、密に他の奉行に訴へようとし、又勝訴を僥倖する爲めに、權門の紹介狀を提出するが如き事はこれを許さざると共に、奉行が訴狀を受理した後、空く二十日を經過した場合や、判決に服せざる場合は、奉行を經、若しくは「庭中」と稱する特設裁判所に向つて救済を求むることを許し、奉行の誤判の明白なる場合には、奉行を處分し、他方もとの引付で、審理の仕直しをさせた。此時代の訴訟手續では、原告、

被告の間に、普通互に書面で辯論すること、各三回に及ぶを許し、これを稱して三問三答といつて居たが、三回丈では猶ほ未だ論旨の盡きない場合には、特に重ねて辯論をなすことを許した、これを覆問と稱する。斯くて書面審理や、口頭辯論を終つた後、奉行が意見を闘はして多數決に依つて判決を確定し、これを裁許状といふ文書に認めて、勝訴者に交付するのである。室町時代には、多少の變遷はあつたが、大體に於て此精神を継受して居た。

私は最近に明治時代の法制に明るい大審院判事尾竹猛氏から、其近著明治文化史日本陪審史を贈られたから、読んで見ると、其中に、陪審制度の最初の試みともいふべきものとして、明治六年の京都府參事榎村正直と京都府裁判所長北畠治房との兩人の間に起つた行政、司法の權限問題の確執に根を有つ府知事、府參事の裁判に當つて、其公正を證せんが爲めに、内閣に於て、諸官員の中より、西洋の陪審制度に倣つて、參座なるものを任命し、罪の有無を決する事とした事、及び明治八年廣澤參事の暗殺事件の裁判の時にも、同様罪の有無を決する爲めに、政府から官吏の參座を任命した事を擧げられて居る。成程、西洋の陪審制度の影響を受けたものとしては、明治の參座を擧ぐべきであらうが、此程度のものならば、既に我法制史上、中世にも近世にも存在した事實がある。即ち室町時代にあつた證人奉行は、原告、被告が本奉行、合奉行といつた裁判官の前で對決即ち口頭辯論を開始するに當つて臨時に任命されて、法廷に立會ひ、裁判の偏頗なく公正に行はるゝを監察させたものであつて、即ち明治の官吏の參座に該當する。近世にあつては、大都市、例へば大阪の如きは、訴訟日、公事日といつた一定の開廷日（御用日といふ）に、町奉行所の法廷に出頭して

これに立會ひ、又は町奉行の委託に依つて惣會所で事件の調査をなして報告したものがあつた。是等も陪審の事實の歴史に取つては、必ず考慮するべき事であつて、當局の苦心して居る宣傳材料の一つにはならう。猶ほ明治八年、廣澤參議暗殺事件の裁判に當つて、原告官なるものゝ外に、辯護官なるものが置かれ、就中辯護官は司法省の官吏の中から二名を任命し、被告人の爲めに辯護するの責に任ずとしたのは頗る興味ある事であるが、これとても室町時代に、本奉行が原告の利益を謀り、合奉行が被告を預つて其利益を謀つた事を聯想すべきであらう。

（第四）はこれも武家の武斷政治に取つて、頗る不似合と思はるゝものに、女權の確保がある。此時代には、女子も特有財産を所有することを許され、夫婦の中妻が先きに死亡すれば、其遺産は夫に行かずして子に行き、一子もなき場合は、妻の實家に返すを要し、夫のこれを占有（進止）するを許さなかつた。（吾妻鏡寶治二年七月十日條）若し夫が先きに死亡すれば、式目の道德主義から妻が後家を立て、亡夫の冥福を祈ることを期待されて居つて、其再婚は貞心を忘れた行爲と看做されて居た。さりとして法律で以てこれを禁止すべきではないから、只式目は後家が再婚の際、亡夫から譲り受けた領地を沒收して、亡夫の子に支給することを規定して居る。又朝廷の明法家の間に、親が女子に讓與した財産は取戻すことが出来ぬといふことが定説となつて居たのを排して、親が任意に取戻し得ることゝした事はあるが、夫が功勞こそあれ、何の過失もなき妻をば故なく離婚した場合には、夫が讓つた所領を取戻すことは出来ぬことゝした。女子が其財産を相續させる爲めに、養子をする事も、亦明法家はこれを許さざるに一致して居たが、式目には其先例が多いからと

いつて、これを許して居る。尤も追加に於ては、夫の存生の場合には、「凡女人者、無_二自専法_一」との理由に依つて、夫の同意を要することになつて居る。(吾妻鏡寶治二年七月十日條)けれども法律上親權を行使するには、父と母との間に何等の差別を置いて居ない。

武家の法律に於て、此くの如く、男子と女子との間に性の區別を設けようと思なかつたのは、其原因何れにあつたか。もとより我固有の習俗にも依つた事であるが、女子であつても御家人資格の一要件たる所領を所有して地頭となり、而して所領の高に依つて賦課さるゝ京都大番役其他の兵役にも服する杯、男女の間に別のなかつた爲めに外ならぬ。女子が兵役に服するといへば、或は奇異の感を抱く人もあらうが、巴、板額を出した時代として、女子の間にも、尙武の氣象に富み、奮力の優れたものもなかりなかつた。曆仁二年正月二十七日の兩六波羅の書狀に、「後家爲_二大番役勤仕_一令_二在京_一候之處、依_二女子之訴訟_一、被_二下_一召符_一候之間、後家令_二參上_一候」云々と松浦黨山代文書に見える。これは肥前國御家人山代固の未亡人が、大番役に服する爲めに在京中、訴訟事件の爲めに召喚状を受けたから、鎌倉に赴いたといふことを意味するものである。併し道にこれは稀有なる場合であつたらうが、此時代には、後にも説くが如く、兵役は其所領の高に割當られたものであつて、高の多いものは、數人の兵士を出す義務を負ふので、本人一人が出る譯ではなかつたが、其本人の爲めにも御家人の老人、病者、婦人、小兒等の場合は、代人をして兵役に服せしむることが出来たから、其子、親族、郎等等を以て、自身に代つて是等の義務を果たさせることが出来て、何等の支障を起さなかつたであらう。穗積博士の有名なる隱居論に、封建時代には戸主にして兵役に服すべき義務を有せる武

士は、五六十歳に至つて、奮力稍衰ふるに及べば、直に退隱するの必要を生じ、五十歳前後を普通隱居の適齡とするに至つたといはれた。こゝに所謂封建時代は、主として江戸時代を指すやうであるが、江戸時代の事にして見ても、事實として錯誤があるのみならず、鎌倉時代の如きは、全然實情に合はない。彼第一回の元の來寇のあつた後、幕府が外征を企てた時には、肥後國御家人井芹西向は年八十五で歩行が叶はぬから、嫡子永秀等に出征させる旨に届け出で、居る。其永秀が六十五歳の老人であつた。穗積博士の立論の缺陷は、全く此兵役に於ける代官の制の有効であつた事を閑却されて居たのと、今一つは、如何に武家時代だからとて、老人に相當の仕事もあつて、各人必ずしも奮力のみを必要とせなかつた事に氣附かれなかつた點であらうと思はれる。

第二節 法制の實施

併し如何に法律が個人の權利を保護し伸張する途を講じたとしても、國民がこれに無關心であつたならば何の用をもなさなかつたであらうが、武家の法律は何れも國民生活を反映したものであつたから、其法律は實施と共に國民に依つてよく遵守されたのは、律令の比でなかつた。一例を擧げると、式目が制定されてから七年目の延應元年六月の薩摩橘公蓮の讓狀には、一旦女子に讓與した所領を取戻して、嫡子に讓與する事を「かつは所りやうしよふんの事、御しきもくにてう_(條々)あきらかにのせられて候へは、こうれんかはからひさため候條々、いさゝかもさうあるべからず」と斷つて居るのがある。(小鹿島文書)それは式目第十八條と第二十六條(後判の讓狀を有効とするもの)とに據つたものである。即ち御家人が其所領の處分をなす

に當つて、式目の明文に據つたと言つて、其合法的な處分である事を遺言したのは、如何に式目が彼等に親しまれもし、又其權威を認められもしつゝあつたかを示すものであらう。其他訴狀の中に、式目若しくは追加の文を引用して居るものもある。

當時の國民は此法律に基き、司法機關を利用して、其權利を主張し、他の迫害に對しては、其救済を求むるものが多く、現に傳つて居る古文書の中に於ても、土地關係の訴訟書類は大多數を占めて居る。彼等は一つの權利を争ふに、十年、二十年に連續するも敢て辭するところではなかつた。其提出書類が無効の言渡を受けても、猶ほこれを保存して、次の政府の成立の機會を待つて改めて提出を期した。それには彼源平互に興るの革命觀も手傳つてゐたものと見るべきであらう。故に式目第七條に、是等の無効の文書には、不實の旨を書くことにしたのは、其機會を失はせようとしたものであつたらうが、それとて永久に彼等の期待を根絶して仕舞ふ丈の效力があつたとは思はれない。其極健訟の風を生じ、法文上にも所謂濫訴を停むるの條文を多く見懸ける。實際郎從が舊主の子を訴へ、兄弟法廷に相争ひ、甚だしきは、子が親を訴へた場合すらもないではなかつた。建仁二年(五月二日)幕府は兄弟間の訴は和解すべしとの法律を出して居る。子が親を訴ふる事は、律にも、告言の罪として、一種の犯罪を構成したものであつて、幕府も兄弟の訴訟の場合に、父母を證人に立つることさへ禁じたことがある。(吾妻鏡實治二年五月十六日條)さり乍ら子として親を訴ふるが如き不祥事の稀れに發生した場合としては、亡父の後家が再婚したとの訴を、子より提出したるが如き實例がある。延應元年(五月二十五日)の幕府の御教書に據ると、前に擧げた肥前國御家人山城固の女源氏

女が固の後家の尼即ち女子の母が再婚したといつて訴へ出でたけれども、審理の結果、其言分に矛盾の點もあり、後家の尼自身も、其事實のない事を誓つたから、幕府は女子の濫訴を破棄した。(松浦黨山代文書)母を訴へた女子は、母が再婚すれば、其財産は女子に行くとの式目の規定に依つて、或は財産に目を附けたものであらう。固の後家尼は、先に女性の身を以て京都大番役に服した程の女丈夫であつたから、再婚は無實であるとの當人の誓言は蓋し詐らざる告白と見てよからう。是等は頗る極端に走つた例ではあるが、家族制度の行はれた武士階級にも、猶ほ斯様な個人主義的行爲のあつた事は、我家族制度の包擁力を知るに於て注意すべきであらう。

第三節 戰國の國法

然るに戰國時代となつてから出來た各國の守護大名の國法に於ては、亂脈なる時代に善處するの必要から、領主の政策の爲めに、個人の權利を犠牲としたことが多かつたが、此場合に於ても、被相續人の權利はこれを與へないで、一々領主の承認を要することゝした。これ國と國との間の競争が激烈であつて、何時他の迫害を被るも測り難つたから、國民の結束を鞏固にして、これに備へる爲めに、領主の命令權を擴張すると同時に、個人の自由を減殺したものと看做すべきであらう。從來の原則として行はれた分割相續が、此時代に一子相續に代つた如きも、家と家との競争に對して、嫡子の下に庶子の團結を鞏固にせんとしたものに外ならぬ。

第三章 中世の財政

中世に於ても、財政の對象とするところは、依然として土地より徴收する租税であつた。而して此時代の財政史上、最も重大なる成果が二つある。一は頼朝の全國の土地管理であり、二は秀吉の檢地であつた。先づ頼朝の事業から説かうならば、文治元年（十一月二十九日）頼朝の要求に依つて、諸國莊園に、守護、地頭を置き、權門勢家の莊園たるを、公領たるを問はず、悉く段別五升の率を以て、兵糧米なる新税を徴收することゝなつたのは、頼朝に反いて行方を晦した行家義經の逮捕問題から、延いて將來に於ける治安維持の根本策として、大江廣元の意見に基いたものであつたが、其結果から見たならば、全國の土地管理といふ大事業が、一令の下に斷行されたとは、驚くべき事實であつて、正さに大化改革の土地國有に雁行すべき一大改革である。

抑土地國有の制度が行詰つた結果、主として開墾の獎勵から、國有の精神を裏切る私有の觀念が勃興し、それが更に莊園となつて全國に普及し、殊に莊園の所有者が所謂權門勢家と結託してより、國家の公領たる國衙の管轄地を蠶食し、國庫の收益漸く減少し、國家財政の基礎を危くするに至つたから、後三條天皇の記録所の如きも、從來傳へられて居る如く、單なる莊園の弊害の矯正を目的とされたばかりでなく、法律上の條件を備へざる莊園の整理に託して、皇室直轄の莊園たる勅旨田の増殖を圖られた事も、有力なる動機であつたと信すべき理由がある。然るに此莊公といはるゝ權門勢家の莊園と、國衙の公領との間に、武家の莊園をも交へて、土地の所屬が頗る紛糾を極め、而かもそれらが或程度の自治を許されて居たから、犯人が自領から他領に遁込んだが最後、任意にこれを逮捕することが出来なかつた程、頗る窮屈な状態にあつた。當時としては頗る嚴重な警察網を突破して、巧みに逮捕を免れて居た義經に對して、初めに其名の攝政兼實の嫡子良經と同訓であるのを諱んで、義行に改められたのを、更に義顯と改めて、其出現を期待されたところに、一種の苦心と滑稽味とを覺える。

斯る状態の下に、全國の警察權を完全に獲得しようとするならば、其莊園たるを公領たるを論ぜず、悉く頼朝の武士たる御家人の守護地頭を置くことが、最も望まじき唯一の方法であつた。一般に守護は警察事務を取扱ひ、地頭は收稅事務を取扱つたやうに言はれて居るけれども、それは當つて居ない。守護の取扱つたのは、御家人の兵役たる京都大番の召集、犯罪中の最も重大な謀叛人、殺害人、及び夜討、強盜、山賊、海賊の取締、即ち所謂大犯三箇條に限られて居つたもので、若しもそれ以上に出でたならば、越權だとされて居つた。然らばそれ以外の普通に多く發生すべき部内の犯罪は、何人がこれを取扱つたかといへば、地頭の外なく、地頭も亦それらに向つては、警察權を行使したのである。殊に鎌倉幕府以前の莊園に、國衙の使節の入部を許さざる國衙使不入地があつた如く、後には守護所の使の入部を禁じた守護使不入地なるものも出來たが、斯る土地に對しては、地頭が守護の職權をも代行した事、次の萩野文書に據るも明らかであらう。出雲國菟山新庄可停止守護所使入部也、双傷致害人出來之時者、爲地頭高道之沙汰、糺實正可召出之狀依仰下知如件、

貞應二年十一月二日

前(北條義時) 陸奥守平(花押)

一三二

即ち刃傷殺害人の如き當然守護の職權に屬する事をも、守護は職權の行使を停止された爲めに、地頭がこれを行ふことを示して居る。而かも事實に於ては、一般の場合に於ても、守護と同様の職務を行はせた事もあつたやうである。建長八年、陸奥に夜討、強盜が跋扈して、旅客を脅すことの頻繁であつた時に、幕府が沿道の地頭に向つて、其警戒を命じた如きは、縦ひそれが臨時的であつたにもせよ、地頭をして守護の職權を行はした事に於ては一つであつた。

さり乍ら他面から見れば、此全國の警察權獲得は、又全國の土地管理であつた。吾妻鏡(文治元年十二月二十一日條)に所謂「於諸國庄園下地者、關東一向可令領掌給云々」とあるものが即ちそれである。而して此諸國、莊園、即ち莊公の行政事務の衝に當るものは、外ならぬ地頭であつたから、此意味から言へば、莊公の地に地頭を置く事を重しとせなければならなかつた。前にも引用した頼朝の「今度天下之草創」云々との大抱負を兼實に示した書狀にも、只諸國莊園平均に地頭職を置く事丈を斷つて居つて、守護には言及して居ない。收税官としての地頭が、莊公の租税を國衙若しくは本所領家に收むるには、大體從來の慣例に依つたのであるが、既に一定の率を定めた以上は、本所、領家はそれ以上に誅求することが出来なくなつたのみならず、段別五升の兵糧米をさへ課せられたから、由來不輸といつて免租の特典を得て居た莊園は、同時に其特典を褫奪されることとなつた。莊園に取つての物質的大打撃は此上もない。且つ是迄の地頭は本所、領家が任意に任免が出来たけれども、今度のそれは、武家の背景に依つて、不法の行爲を演じて、何

様身分が將軍の御家人であつたから、國司及び本所、領家が勝手に罷免すること抔思ひも寄らぬ事となつた。

地頭の得分に至つては、從來一々の莊園公領に存した慣例を其儘、區々に流れて居つたが、承久戦後の沒收地に新たに任命された所謂新補地頭(本補地頭に對していふ)は、十一町毎に一町の給分即ち地頭免田と、一段毎に五升の加徴米とを支給されることとなつた。其代りに、此新補地頭は、下地は知行せない事を原則とした事、田代文書の康永二年六月の殿下御方泉國大番領雜掌祐尊の訴狀に

凡新補地頭不_レ相_二繕_一下地_二之條、天下流通法也、

といつて居るのである。

斯様に文治元年、頼朝が全國一律に地頭を置いてから以來、或は社寺、本所等の歎願に依り、或は院の御諭旨に依つて、特に地頭を置くことを見合せ、又は社寺、本所に地頭職を寄附した場合抔もあつて、最初の平均補任の主義は、幾分變更され、又中には單に地頭職の収益のみを目的とするが如きものすらないではなかつたが、是等の除外例は未だ以て幕府の土地管理の大勢を變つた方向に轉回する迄に至らなかつた。

羅馬帝國の滅亡は、一つは中産階級の消滅に依つたものといはれて居るが、平安朝の最後は、中産階級の勢力を除外したからであつて、舞臺が變ると、頓に其中産階級の擡頭となつた。即ち武士は地方の地主でないものはない。而して其大多數は中産階級のものであつたが、武家は彼等と共に、新たに武家政治を建設することになつたからである。これ丈でも、我國史上の武家政治なるもの、基礎が頗る堅實であつたことを立證することが出来よう。

鎌倉幕府は兵力の基礎を將軍直轄の武士たる御家人に置いたこと勿論であるが、御家人役と稱する御家人の將軍に對する義務は、彼等の所領を標準としたものであつて、所領の高に應じて、兵士の員數が定つて居た。例へば和田文書に見ゆる文永九年十月六日の和泉國上方御家人の京都大番兵士の支配狀（支配とは今のそれと意味を異にして、配當といふが如き意味を有つ）に據ると、二町五段毎に兵士一人を出だす制度であつた事が判る。

嘗に京都大番役のみならず、其他の兵役類似の義務や公家武家の臨時の租税等で御家人の負擔に歸すべきものは、何れも原則としては、其所領の田地の高を標準として賦課することに定められた。故に御家人の所領は嘗に幕府の兵力の基礎たるばかりでなく、一般財政の基礎でもあつた。幕府は其財源涵養の意味に於ても、御家人をして彼等の所領を保全させることが必要であつて、若し一朝それが幕府の權力の及ばない公家側の公家や武士や、乃至平民共の手に移ることにでもなつたならば、それ丈財源が減少し涸渇することにもなるのである。故に貞永式目に於ても、既に頼朝以來代々の將軍及び政子の時に恩給された所領は、舊領主の訴訟に依つて沒收されないとの保障が與へられ、又御家人の所領を私領と恩地とに別けて、私領は賣買を許すけれども、恩地はこれを嚴禁し、縦ひ賣買が行はれても、それを破棄して賣買兩當事者を處分することとなつて居たが、其賣買を許された私領すらも、式目の制定より僅に八年後、泰時の猶ほ執權であつた延應二年（仁治元年）五月二十五日には、早くも一種の禁令を設けて、平民（凡下借上）は勿論、御家人以外の武士（非御家人）に賣渡すことを禁じた。就中平民に賣渡した場合は、近例に依つてこれを沒收することを規定して居るから、これ丈はそれよりも以前から既に沒收の先例になつて居たものと見える。

併し乍ら古來武士の典型といはる、鎌倉武士なりとて、決して理想通りに質素な生活にばかり燻つて満足して居たものではなかつた。別して京都から將軍を迎へるやうになつてからは、何事につけ京都風が移入され、それに感染するものも次第に出來たらしく、將軍がいかめしい營中で光源氏の講釋を始める迄になつたから、御家人生活の向上も勢ひ免れぬところであつた。さりとて彼等の限りある所領の収益丈で、永くこれに堪へ得るは困難であつた爲め、何時とはなしに窮乏に陥り、折角の法律上の保障も、背に腹は代へられずして、生命の次の所領をも手放すものが多くなつた。而かもそれが幕府の最も恐れた非御家人や平民の手に移る機會が段々に多くなつて行くのを見ると、最早全國の土地管理も末である。斯くと見て、幕府は極力其防止に苦心し、別けても文永年中からはこれに關した法律が雨の如くに下つた。其極、永仁元年（五月二十五日）には、縦ひ所領を失つたものでも、曾祖父の時代に將軍から御家人に列せられたものは、特に御家人の待遇を享けさせるとの一令を出したことが新式目に見える。（年號は武家年代記に據る）

一可爲御家人事永仁元五廿五

曾祖父之時、被成御下文之後、子孫雖不知行所領、爲御家人可令安堵歟、

其頃から曾祖父の時代といへば、恰も幕府の創立時代に相當するから、幕府は祖先の勳功に對して、其子孫を優遇するの精神に出でたものではあらうが、所領を所有する事は、御家人資格の一要件であつて、其義務も全く所領の高を標準として居た事、前に説いた通りであるのに、若し所領なくとも、換言すれば、義務

を負はずとも、御家人たるの権利を享有し得べしとしたならば、これは正しく御家人制度の根本的破壊である。これをしも忍ぶべしとしたならば、何事か忍ぶべからざらん。果して其翌年（六月二十九日）には、彼弘安の國防軍に關する賞罰共に打切るとの一令が出でた。罰は打切られた方が寧ろ結構であつたらうが、賞を打切られては、國難の前に、多くの犠牲を拂つた勳功の士として溜まるまい。それから三年の後には、遂に有名なる徳政令が出でた。幕府は御家人の所領が非御家人、凡下の手に移つたものは、何年以前のもでも、舊の所有者たる御家人が無償で取戻すことを得るとの法律を出して、即日實施した。これは法律の内容も、舊の自身が、債務者の保護に偏した極めて不公平なものであつた上に、御成敗式目の前文に規定した、法は既往に溯らずとの原則を、幕府みづから破壊したものであるから、幕府としては、自家の威信を失墜し、同時に民間の契約に必要な信用欠乏を來たした結果、折角の御家人の救済も一時的に終つて、彼等の融通機關は杜絶されるの餘儀なきに至り、一年の後には、早くも徳政令の廢止を見た。併し經濟界に投ぜられた不信用の波紋は、益々大きく擴つて、永久に消えることなく、剩へ元の再舉に對する不斷の警戒に御家人の負擔は一層重くなつて來て、彼等の經濟的破産は到底救ひ難くなつた。それが又やがて幕府の財源の涸渇ともなつて、一路衰亡へと急ぐの外なかつたのである。

鎌倉幕府の滅亡は、或る意味からいへば、此中産階級の衰亡に基いて居る。故に足利幕府となつてからは、御家人の名は存して居つても、前代の如き制度は、最早其跡を絶ち、地頭の如きも、次第に微力なるものとなつたが、獨り守護は公領や莊園を兼併して益々大をなし、其管國も、半國から十箇國に迄及んだものもあるから、大犯三箇條の權限は、昔の夢となつて仕舞つて、守護は殆んど一國の完全なる支配權を有するものとなつた。されば足利莊を始め、將軍の御料所の收入減に依つて、財政の窮乏を來した幕府が、臨時の課役を負擔させる爲めに、從來ならば、地頭御家人に割當てたところを、此時代には、専ら守護に割當て、其管國の數に應じて、例へば三箇國は五千匹、二箇國は三千匹、一箇國は千匹、半國もこれに准ずるといふが如き割合を以て献上させることゝなつた。將軍の吉凶毎に慶弔の意を表する爲め、公卿大名等より不取敢折紙を献上するを例としたが、彼等も同様不如意の爲めに、それに書き載せられた太刀とか、馬とかの代金を何時迄經つても納めぬから、將軍より折紙献上の催促をするに至つた。將軍義政夫人富子の兄日野勝光は、義政の代官として盛んに權威を振ひ、賄賂を貪つたが、現錢の折紙でなければ受附けぬと公言したといはれる。現錢とは現金の事である。西洋に於ても Finance といふ言葉が、財政といふ今日の意味に用ゐらるゝやうになつたのは、中世の佛蘭西に始まるのであつて、もとは君主の財産收入經濟を意味したといはれる。此點は我中世とも頗る類似點を有つて居る。足利の將軍が屈辱的な對明外交を始めたのを、周鳳は「爲利國故」といひ、滿濟は「爲本朝興隆之大事」といつては居るけれども、それは今いふ國家の財政を意味するものではなくて、將軍の財政經濟たるに過ぎなかつたことは注意すべきである。

此時代には、内外に互つて、著しく商業貿易が發達したが、（それは次章の説明に譲る）それにつれて、從來の重農主義より重商主義に、農業經濟より商業經濟にと、漸次推移するの形勢を胎んで來た。足利尊氏が天龍寺の大工事に要する確實なる收入を得るの目的を以て、元で貿易を行つて歸朝した後、五千貫文を寺に

納むるとの條件の下に、海上特別の保護を大貿易家至本なるものに與へて、船二艘を渡航させたのが、所謂天龍寺船の起源である。義滿の始めて明との國交を開いた時も、筑紫（博多であらう）の貿易家肥富某の勸誘に依つたものであるから、義滿は祖阿を正使に任命し、副使には人もあらうに此商人を派遣して居る。義滿以來の將軍の遣明船も、其手許の収入を圖るが主なる目的であつた。彼等商人の間で、最も金儲が巧みで、且つ恂口に立廻つたものは、京都地方の土倉と酒屋とであつたやうで、其營業稅なる倉役、酒屋役は、幕府に取つて一と廉の収入となつて居た。加之彼等の重なるものは、幕府の臨時の經費に向つても、諸大名と肩を比べて多額の獻金をなして居る。京都の重なる土倉の如きは、夙に將軍の御手許に喰入つて、公方の御倉の管理を委ねられ、將軍の收入（例へば營業稅の如き）の取立や、御手許金の用達をなした。朝鮮世宗王の二年即ち我應永二十七年（十月）に我國に使した日本回禮使通事尹仁甫の復命中、「國無府庫、只令富人支持」といつたことが李氏實錄に見えるのは、正に此京都の豪商の公方の御倉を斥したものであらう。當時遣明船が歸朝したり、明船が來朝すると、將軍は態兵庫に赴いてこれを迎へたが、遣明船の食費や、將軍の兵庫往復の經費は亦皆京都の土倉組合の立替へたところであつた。其債務は兵庫に着いた舶來の貨物で辨償を受ける契約であつたから、義教の時には、彼等の不安を除く爲めに、彼等に同情して、兵庫に彼等の代官を置くやうにと諭した事がある。（滿濟准后日記永享六年二月五日條）義政に至ると、時々手許不如意を感ずるの餘りに、武器を抵當に入れて幾らかのものにした事もある位で、土倉に對する信頼も一と入であつたらしく、義滿時代、年四期の倉役は、義教の時、毎月となり、義政の時、月に八九回に及んだ程、頗る頻繁に土倉役を徴收して誅求に力めた。

義政は最早將軍の威嚴を以て部下を服従させることを覺束なく思つたか、豫め將來に善處する爲め、心機一轉こゝに商賣氣を出して、出來得る丈多くの金を取込んで蓄財する工夫を凝らした。それが斯る人心の變革に處する最も賢明なる方法だと自分丈で信じて居たらしい。其事が大乗院寺社雜事記（文明十一年三月十七日條）に面白く叙せられて居る。併しこれは義政ばかりでなく、義政の夫人で義政よりもより賢明であつたかと思はれる日野富子の如きも、亦貨殖の道にかけては夫に負けて居ない。交通の頻繁な京都の七口其他に關所を設けて、關稅を私したり、應仁亂の最中に、陣中の大名に金を貸附けて利息を取つたり、米倉を建て、相場をしたりした。同じ大乗院寺社雜事記（文明九年七月二十九日條）に、「只一天下之料足は、此御方に有之様に見え畢」と書かれて居る程、名詮自稱、天下の富を一身に集めて居るやうに見えたらしい。

戰國時代の守護も亦必要上、出來得る限りの苛征誅求をする爲めに、是迄にない新稅を設けた。其中には有徳錢と稱し、又有福ともいつて、富豪に用金を課したのもあれば、矢錢と稱する戰時稅をも課して居る。殊に不規律なる軍隊の掠奪を防止する爲めには、其大將から禁制を申受けて制札を立てるを例として居たが、大將は其都度、市民や寺院から等級を設けて判錢を徴收した。其等級は財産の程度に依つたもので、所得稅の如く累進稅であつた。最も振つたのは、僧侶の破戒行爲たる妻帶を許す代りに、妻帶役なる稅金を納めさせた事であらう。（一向宗の如き教義で妻帶を許して居るものには適用出來なかつたが）

併し是等不確實の收入では、經濟の安定はもとより望まれなかつた。殊に政治的、軍事的事業の擴張に伴

つて、莫大の經費を要することゝもなれば、勢ひ最も確實なる財源を得るの必要がある。此條件を充たすものが、田畠の収益である事は、租税史の教ふるところであつた。然るに肝腎な地租の基本たるべき土地の調査が不充分であつた爲め、負擔を少くせんとして、故意に其高を減じて届出での例であつたから、正確なる収入の調査が困難であり、且つ多額の収入は望まれぬ。故に信長が統一的事業に着手するや、天正八年から大和に部下の瀧川、明智の兩使を派遣して、嚴重な監視の下に其本所領たると、寺領たると、私領たるとを問はず、田畠、屋敷、山林等、聊も隠すことなく、嚴密正確なる檢地帳を調製し、本帳即ち古帳を添へて提出させた。これが當時指出といつたものである。提出したものには、更に舊の如く所有すべしとの安堵状を與へて居る。これは一種の武裝的警戒の下に勵行されたものではあるが、併し信長の家臣が直接に手を下した譯ではないから、斷じて不正の行爲がなかつたとはいへぬ。それでも大和から和泉に及ぶと、同國横尾寺の僧徒がこれを拒絶した爲めに、信長の軍隊から報復的に放火され、堂塔伽藍が焼亡するといふ騒ぎさへ起つた。

秀吉の檢地は其遺緒を繼いだものであつたけれども、斯る手緩い間接的調査ではなく、(第一)天正十三年に、先づ京都地方から始めて、上使を派遣して、直接に檢地を行はせたのを手始めに、軍事行動に依つて、版圖が擴まる其直後から、上使を出張させて、着々と檢地を行はせ、文祿三年には、常陸、陸奥に迄も及んだ。(第二)此檢地は信長の時の如く、從來守護使不入等の特典を受けて居たものであらうと、あるまいと、一切平等に漏れなく實施したのであつて、伊勢神宮の爲めに、宮川以内を境内と認めて除外した外には、殆

ど一つの除外例をも認めなかつた。奈良の興福寺の如きは、古來の特典を無視された事に不平を唱へて騒いで見たけれども、秀吉は取合はずに斷行した。其他の神領、寺領等は、檢地の上で、概ね改めて寄附の形式を取つたものゝ、中には沒收したものもある。大名領地に向つては、朱印を賜うた。(第三)當時秀吉が如何に非常の覺悟を以て、徹底的調査を期待したかは、天正十八年陸奥の檢地を行ふに當つて、前田利家を委員長となし、淺野長政、石田三成を委員とし、これに陣中掟書を授けて、其重要な職務に従事させたのである。言ふ迄もなく、軍事行動の一部であつた。當時彼れが長政に與へた朱印状は、現に淺野侯爵家に藏せられて居るが、それを見ると、彼れの面目が正に躍如として現れて居る。言ふところ稍常軌を逸した嫌があるとはいへ、戰國殺伐の餘風の猶ほ失せやらすして、刑法にも可なり殘酷な連坐の制——例へば犯人を出だした郷村の住民全部を坐せしめて嚴刑に處するといふが如き——を存して居た事を思へば、それが殺伐なる出來事を平氣に見馴れて居た時代人を懲戒するに相當必要のあつた事を、諒とせねばなるまい。斯様な峻嚴な命令の下に假借なく行はれたればこそ、全國に互つて完全な土地調査の大業は達成されたのであらう。(第四)且つ其事業の性質として、多方面に關係を有するところから、これが副産物として、戰國時代に各國各地何れも區々であつた田制(石高とし、六尺三寸を一步とし、三百歩を一反とし、田地の肥瘠に應じて上、中、下、下々の四等の等級を定む)量制(石盛を十合の京升に定む)租税制度(二公一民)等に對しての何れも重要な統一的改正を伴つて居る。

斯くて此空前な土地調査の完成された效果として、租税制度が確立され、財政の基礎が鞏固となつた事が、

秀吉をして國內を平定した餘力を以て直に海外に迄も兵を出ださせた。彼れはこれが爲めに多大の國帑を費し乍ら、猶ほ巨萬の財寶を死後に残して、家康を煙たがらせた事一と通でなかつたのは、理財の上に拔群の天才の持主であつたからでもあらうが、彼れが一代の大業であつた土地調査の成果に負ふことも亦至大なりと謂はねばなるまい。

第四章 中世の商業

古來我商人は、重農主義の政策や、極端な階級意識、さては褊狹な道德觀念杯にさいなまれて、長い間、其向上發展の曙光だも拜することが出来なかつた。利慾といふことを賤しめた眼から見れば、利慾の權化と見らるゝ商人程、下劣なものはないと映じよう。彼等は一般に酒に水を混ぜて高く賣附けるといふやうな事をも平氣でやるさもしい心の持主としか踏まれなかつた。彼等の美服を纏ふが如きは、似合はしからぬもの隨一だと看做されて居たのが、清少納言の麗筆を借つて「あきびとのよき衣きたらんが如し」といはせた。それが鎌倉時代となつてからは、更に別な意味に於て、營業上種々な制度を加へらるゝことゝなつて居る。(第一)は鎌倉幕府の根本政策たる節儉の影響であつた。幕府は屢御家人の衣食住に於て儉約を守るべきことを命じて居る。公家側にあつても、過差を禁ずる爲めに屢新制を出だされたが、武家側でも、儉約はそれ以上必要視されて居た。種々の奢侈品を賣出して、儉約を守るべき御家人の購買慾を唆る點から、不斷に警戒の眼を以て見られて居たのが商人である。當時時々發布された沽酒禁止令の如きは、全く酒の醸造の爲めに、有用なる米穀を徒費するを禁ずるの目的に出でたものではあつたが、其賣買を禁じたのは奢侈品であつたからである。(第二)前にも説いた如く、式目には御家人の私領の賣買は許して居るが、其後延應二年に至つて、縦ひ私領たりとも、凡下及び借上に賣渡したならば、これを沒收することゝ改めた。借上とは商人の事である。幕府は商人が御家人の所領を買収するに至るを殊の外恐れて、一旦彼等の手に歸したのも、これを沒收する事としたのである。延應元年(九月十一日)幕府は又地頭が山僧及び商人借上を其代官となすことを禁じた。而して其理由としては、地頭が目前の利益を貪らんが爲めに、後日の煩累となることを顧みずして、彼等を代官とするが、彼等は只管私利を圖る丈で、公物の備を忘れるからといふことを擧げて居る。故に商人の利益はこれを蹂躪して顧みない朝廷の如く、幕府にも商品の價が暴騰した場合には、沽價法を設けて商品の公定相場を定め、それ以上に出づることを許さなかつたり、材木の寸法を定めて不足のものを發見すればこれを沒收する杯、種々の干渉を加へた事實がある。(建長五年十月十一日)

幕府は又鎌倉中の諸商人の員數を制限し、(吾妻鏡建保三年七月十九日條及び寶治二年四月二十九日條)且つ彼等の營業地域をも一定した。(建長三年十二月三日條)即ち商人が鎌倉中、到る處に商店を設けて營業するを見て、幕府は其取締を加ふることに決し、大町、小町、米町、龜谷、辻、和賀江、大倉辻、乗和飛坂山上の七箇所丈に限定して、それ以外で營業することを絶對に禁止するとの嚴命を下したのである。一遍上人繪卷に、乗和飛坂山上の商店の見えるがそれである。其後此禁も弛んで商人が又々各所に散在して營業するに至つたから、次には九箇所丈を許すことゝした。其中前者になきものは、魚町、武藏大路下、須地賀江橋

であり、前者にあつてこれにないものは、龜谷、辻、和賀江、乗和飛坂山上である。これ亦商人に取つては營業上の自由を拘束されたものであつて、決して好ましき事ではなかつた。

併し又沽價法を設けた後に、物價が安定するに至れば、これを解いて、舊の如く商人の任意に營業するを許し、又押買、迎買を取締つた事もあるから、決して商人の利益を無視してばかりは居なかつた。(吾妻鏡建長六年十月十日及び同十七日條)此頃専ら通貨の用をなして居たものは、布であつたが、嘉祿二年(八月一日)泰時は布を止めて銅錢を通用させることとした。但我國の鑄錢は早く廢れて、支那の錢や民間の私鑄錢しか行はれて居なかつたのであるから、それが一般に實行されたか如何かは疑問であらう。布の外、米も亦通貨の代用をなして居た。

然るに中世の商業發達について顯著なる現象は(第一)座である。座といふは商工業其他藝術家等の組合である。而して組合其者は前からも既に存在したと思はるゝけれども、それが一般に座の名に依つて知らるるに至つたのは、平安朝の末期、中世の初期からと思はれ、少くともこれに關した記録は、中世の初期から現はれそめて居る。

今姑く商人のみについていふならば、由來商人は、營業の性質から組合をなし得る可能性を最も多く有つて居るものである。彼等が互に利益を争うて、激烈なる競争をしたならば、其極共倒れに終るの外ないから、寧ろ彼等の同業者間で組合を組織し、出來得る丈多くの利益を占めた方が賢明である。彼沽價法の制定されるに至つた動機は、商人の組合に於て一齊に物價を騰貴させたに依つた場合も多かつたらうと思はれる。斯くて組合は積極的に組合員の有らゆる利益を増進し、專賣事業の利權を獲得すると共に、消極的には、他の迫害に對して、これを排斥して自己を防衛せんとするものである。斯る場合に、個人若しくは少數の人々の力を以てするよりも、多數の組合員の力を以てした方が、効果のより多大なるは申す迄もない。例せば訴訟を提起するに當つても、座としての方が、個人としてよりも遙に有力であつた。それを如實に語つて居るものは、石清水八幡宮々司田中氏文書に永仁三年四月二十二日の伏見天皇綸旨があるが、其中に

一 神人訴訟諸座一同向後可_レ停止事

依_レ他寺他社之妨、及_レ宗廟社稷之煩_レ者、祠官所司神官神人可_レ爲_レ一同之愁訴、於_レ社家成敗事_レ者、有_レ理者、雖_レ爲_レ一座一人成敗、不可_レ及_レ豫儀、而無_レ理之輩、假_レ諸座與同之威、企_レ嗾訴_レ及_レ上聞_レ之條、太_レ不可_レ然、向後於_レ社家成敗事、相_レ語諸座_レ及_レ訴訟_レ者、可_レ爲_レ罪科_レ之由、可_レ下_レ知諸座神人、

言ふことは、他社や他寺の迫害に依つて、本社が迷惑を蒙るやうな場合には、神官神人等が、一致して訴訟を提出するはよいが、社家の處分に對しては、若し理由があれば、縦ひ一座一人として訴訟を提出しても、其裁決を後にすべきではない。これに反して、相當の理由のないものが、諸座の同盟の威を假つて、朝廷に向つて嗾訴をなし、天聽に達するのは甚だ宜しくないから、爾後社家の處分の事に關して、諸座を誘つて訴訟を提起するものは處分すべき旨を、諸座の神人に命令せよとの意味である。此場合は、相當の理由なきものが、勝訴を望むには、一座の力で充分でないを認めて、更に他の諸座を味方に引入れ、同盟嗾訴して無理を通さうとしたから、これを禁じたものであつて、相當の理由さへあれば、一人でも、一座でも、時を移さ

ず勝訴とすべき事を示して居る。これを見ても、座其者が、其仕事を上るに、一人よりは一座、一座よりは諸座と、多々益辨ずるところより出来たものであつて、彼等の團結の動機のそこにあつた事がおのづから明らかになれようと思はれる。

利害の打算に敏き商人は、又其營業の安全の爲めに、夙に外護の威を假るの手段に出づることに着目した。それは彼等が權門勢家と從屬關係を結んだ事である。奈良でも、平安でも、市は東西にあつて、東市司、西市司がこれを管轄し、市町に住む市人の籍は、亦東西の市司の監督の下に調製された。然るに貞觀六年九月四日の太政官符に據ると、市司の管轄を受くべき市人が、王臣家に仕へて、本司の命に従はず、召喚をすれば、高家の從者だといつて多數のものと一緒に出て官人に暴行を加へ、禁止が出来かねるから、將來を取締つて貰ひたいとの左京職からの申請に對して、國家が一般國民の戸籍とは別に市籍を設け置くの趣意は、彼等が専ら商業に従事して、他業に關係せざる爲めである。然るに身は市人であり乍ら、任意に勢家に仕へて、其威權を假つて不正行爲があり、市司の召喚にも應ぜぬもの、あるのは、市司の存在を忘れて居るもので、法律を無視するものであるから、充分取締の必要があるといつて、斯様な市人や、諸院、諸家、諸司の處分法をも定められた。(類聚三代格)これは頗る注意すべき事である。思ふに、市人は商品の價格、其使用の度量權衡、營業の方法等について、種々市司の窮屈なる取締に服せなければならぬから、其羈絆を脱する爲めに、諸司、諸院、諸家と從屬關係を結んだものに相違ない。本文中には、諸家とか、大臣家とか、高家とか、勢家とか、色々に書かれて居るけれども、要するに皇族、貴族の所謂權門勢家であつて、其他に諸司といふ

のは、京職や市司以外の朝廷の諸官衙である。市人が是等の權門勢家や、諸司と從屬關係を結ぶは、恰も當時の地主が、神社、佛寺、權門勢家を本所領家として、これと從屬關係を結び、以て國司に對抗したのと全然同一の動機から來て居る。只一つは土地が對象となつて居ると、一つは人が對象となつて居るとの相違がある丈である。故に私はこれを以て、中世に共通な社會現象即ち時勢粧の一つであると見たいのである。只商人丈に特殊な現象として前に述べた如く、彼等は個人としてよりも、寧ろ組合の如き團體的行動を取つたらうと思はれる事である。此貞觀六年の太政官符に、「加_二召勸_一則稱_二高家從者_一要_二結衆類_一凌_二轢官人_一」の文がある。それに對して、文學士柴謙太郎氏は、官人の暴行を加ふる時丈、「多數烏合の衆」に手を下させたものであつて、「組合や組織ではない」との見解を下されて居るが、(史學雜誌第三十七編第一號掲載商事組合として「座」の起源)何處に烏合の衆との意味があるであらうか。所謂要結とは約束して結ぶの意であつて、仲間の合意上の協力を意味するから、組合と解して一向差支ない。故に私は商人の營業狀態から推して此場合も、平素から組織されて居た一種の同業組合員の協力に依つたものと見たいのである。市人が市司に隸屬して居た如く、諸司には大概品部が隸屬して居た。例へば内藏寮には百濟_一手部が廿人、大藏省の縫部司には縫部が四人、縫女部(人數はない)といふが如きそれである。内藏寮には百濟_一戸が附いて居る。治部省の雅樂寮の伎樂生が、同寮に屬して居る樂戸を充てることになつて居るのを併せ考へると、百濟_一手部も亦百濟_一戸から採用したものであらう。百濟_一戸の戸數は見えないけれども、百濟_一手部十人を採用するとすれば、必ず一戸ではなく、數戸あつたものと認めなければならぬ。諸司に屬する某戸といふものは、(圖書寮の紙戸、鼓

吹司の鼓吹戸、主鷹司の鷹戸、織部司の染戸の如き概ね此類であらう。而して彼等は同業に依つて事實上一種の組合らしきものがあつたらうと思はれる。然るに諸司の長官以下が、平安朝以來、諸司の世襲となるに及んで、彼等との間に主従屬關係を生じ、專賣專業等の特典を享受し乍ら、一定の所役即ち義務を負ふこととなつた。それらが後に變形して座を形作つたものもあつたやうである。彼等はそれら本所の家人であることを標榜して、日常民間の需用に應じ、製造販賣を業として居たらしい。これ當時の幼稚なる職業は、今日の如く、商工業の間に未だ分業が行はれて居なかつたから、製造と共に販賣にも當つて居たからである。更にこれを溯つて考へるならば、今の時代の品部も、亦恐らく斯様なものであつたらうし、更に又上古の品部なるものも、亦略々相似たものであつたらうと思はれる。今の市の肆に於ける絹肆、布肆、米肆、米鹽肆も營業者は一軒一人ではなく、必ず支那の「行」の如く、市籍に屬する數人同業の人々から組織されて居たらうから、それらの間に於ても、夙に同業の組合らしきものが組織されて居たであらう。只事は市人の商慣習に屬するが故に、官邊の制度記録に見る由もない。

壬生官務家古文書（國史大系には續左丞抄なる名に於てこれを收めて居る）には、永承三年八月七日の宣旨を載せて居るが、それは織部司からの申請に依つて、綾錦の私織を禁じたものであつた。即ち綾錦等の織物は、織部司に屬する織手が司の監督の下に司家に對する公役として、専ら製織するものである。然るに近年諸司、諸衛の雜色人、諸宮、諸臣の召使、出納等が、此織手でもないのに、恣に私機を構へて任意に製織し、只私利を圖るばかりで、公役に應じない、これが爲めに織手の司家に對する勤が闕怠を致すから、先年も此

事を具申して、檢非違使に命じて制止させられた事があつたが、爾來年を経て、此禁が復弛み、不正の行爲の甚だしくなつて來たから、宣旨を下して嚴重に取締らねと申立て、勅して檢非違使に命じて制止させられた。今此宣旨に依つて知らるゝ事は、織部司に屬する織手には、一定の人數があつて、其承認を経た機杼に依つて製織し、これを司家に納むる義務を負つたものであつて、それが所謂「司家之所役」であり、「司家之勤」であり、「公役」であり、又「公事」であつた。然るに諸司、諸衛、諸宮、諸臣の使用人が私機を設けて機杼を行ふことが、「只好私利、不叶公役」とあるからは、彼等は織部司に何等の義務を負はざる他の織手であつて、「然則司家之勤可致闕怠、偏無私機者、誰遁公事乎」といつて居るのは、正さに織部司に屬する織手の事を言つたものである。織部司の織手が何故に司家に對する製織の義務を怠り、又公事を怠ることになつたであらうか。柴學士は延喜式を引いて、織部司の常備になつて居る四十人の織手や綜作が、織部司に備はれて限定された給與を受けるよりも、任意に製織して、市の塵で賣つた方が、遙に儲かるから、他の諸司や、諸宮、諸臣の下人となつて、司家の監督から離れたが、司家としては、これに掣肘を加へる事が出来ぬから、只彼等の私機を禁じたものであつて、彼等もこれに降参すれば、司家の常備が出来て、司の目的を達せられると解されたが、大體延喜式の規定が、其制定以來百二十年餘も經過して居た永承頃迄、其儘行はれて居たものと解するは、變遷を無視したものである。假りに其儘行はれたとしても、織部司に屬する織手等が、本司の監督を離れて、他の諸司、諸宮、諸臣の下人となるを、市司の管下にある市人が諸司諸家の下人となつた場合と同様、取締れなかつたといふ理由が何所にあるであらう。又斯る不正の私機で織ら

れた不正品を、公然市の塵で販賣することが許されたものであらうか。それらは此解釋に取つては、不可解の難關であらねばならぬ。

柴學士は此宣言は織手、綜作の獨占を認められたものではなく、矧して保護したものではない、織手をして織部司の公用を安全に勤めさせ、又織手以外、下人の製織を禁ずるといふ事丈であるといはれて居るが、そこに賭易い矛盾がある。織部司の公用を、一定の同司所屬の織手の獨占として、一切の他の織手を排し、他の織手の機杼はこれを私機と稱して、檢非違使をしてこれを禁止させたのは、織部司の織手の獨占でなくて何んであらう。保護でなくて何んであらう。これをしも、すべての織手を壓へたのでないから、製織獨占といふ意味をなさぬといふ事が出来ようか。

柴學士は又前の此解釋を誤であるとして、諸司杯の下人を織部司所屬の織手以外のものだとすると、是等の下人が其織つたものを、織部司に納める爲めに、專屬の織手が閑になつて、其業務が阻害される結果、自然と勤仕の闕怠を生ずるから、私機を止めた事に考へられる、それだと、織手を保護する方にはなるが、織手の獨占といふ事には解し難いといつて居られるが、是等の私機を嚴重に差止められたいと願ひ出でた程の織部司が、眞逆彼等の不正の私機を織つたものを受附けたとは思ひも寄らぬ事ではないか。

柴學士は織部司は製織販賣を事務とする役所でないといはるゝが、如何にも其通りで、言ふ迄もなく獨占といふのは、司の事でなくて、司の所屬の織手の製織販賣の事である。私は諸司、諸衛、諸宮、諸臣の下人等は、織部司の織手が、織部司の監督から逃れる爲めになつたものとは思はない。若しさうであつたとすれ

ば、織部司としては重大な事であるから、彼市人が王臣家に仕へた事のやうに、明白に解狀に記載すべき筈であるのに、一言もそれに及ばないで、只織部司の織手の保護についてのみ斷つて居るのは、事實さうでなかつた事を立證すべきである。諸司等の下人等が、任意に製織して私利を貪るといふのは、販賣して利益を得る事であるが、永承の頃は、京都の東西市も、延喜式時代と違つて、盛衰があり、市以外に懸離れた方面に、商人の營業地、即ち町が出来たのであるから、彼等は織部司へ賣込むやうな事なかつたのは申す迄もなく、又市の塵へ持つて行つて賣らずとも、販賣方法は幾らもあつたらうと思はれる。而かも彼等は諸司、諸衛、諸宮、諸臣の下人であるが故に、織部司に對しては、何等の義務を負はないのである。織部司の公役に服して、一定の製織品を納め乍ら、其織物を販賣し、其収益を以て、限りある公役に充てたと思はるゝ織部司所屬の織手は、諸司等の下人に依つて、其特權を侵され、製品販賣上競争を生じたが、下人等は、公役に服せぬ丈に、價格も比較的安直であつたらうから、自然其得意先を奪はるゝ結果、収益が減少し、司家に對する公役をも怠るに至つた。これ當に彼等織手に取つての大打撃であつたばかりでなく、司家の打撃でもあつたから、私機さへ嚴禁する事が出来たならば、司家の織手も公事を怠ることが已むであらうと、さてこそ檢非違使に向つて、私機の取締を命ぜられんことを望んだものであらう。柴學士は織部司の織手以外のものとの競争を禁ずるとせば、少くとも京畿全般の私機を禁ぜねば、目的を達せないといつて居るゝが、宣言には禁止の地方を限定して居ないから、私機は發見さるゝ毎に制止されたであらう。而して此織手も織部司に屬して、獨占的事業に従事しつゝあつたから、其間自然同業組合の如きものが成立して居たのであつて、

或は織部司の解状は、彼等の申請に基いて提出されたものであるまいかとも思はるゝが、未だ其明文が見當らぬから、もとより明言は出来ない。

今諸司雜色人の實例を求むるならば、京都の西陣織物の織工がある。彼等はずとは織部司に屬して綾錦を織つてゐたものと思はれるが、いつしか大藏省の大舍人の織手師と呼ばれることとなり、大舍人座中と稱してゐた。これは大舍人としての公役に服してゐ乍ら、其背景で一座を組織して高機を構へ、綾織の特権を得てゐたもので、所謂諸司の雜色人である。天文中には、此座に屬するものが三十一人あつた。應仁文明の京都の戦亂で、彼等は其職業を失つて、當時我經濟の中心であり、又安全地帯となつてゐた和泉の堺に來り、海濱に居住して、生業を營んでゐた。堺は此亂中に、兵庫に代つて幕府の遣明船の發着の港となり、明との貿易が頗る殷賑であつた。明の工人もこゝに來て、明の機織の法を傳へたといはれる。彼等は必ずこれに依つて大に得るところがあつたに相違ない。亂平いだから、彼等は京都へ歸り、應仁文明の亂に、山名宗全を首領とする西軍の陣營であつた西陣の地白雲村に移つて生業を營んだが、其後天正十六年、豊臣秀吉が白雲村の井水の不良である爲め、これを西陣の新在家に移したといはれる。其前後から、我國では海外貿易が頗る活氣を呈し、印度、支那、葡萄牙、西班牙、和蘭諸國との貿易が盛んに行はれたから、西陣では、それらの諸國の精巧なる製織製絨法をも取入れて、益隆盛を來し、織工の家も、堀川以西、一條以北の邊の西陣に櫛比する事となり、西陣織物の名が海内に弘まるに至つたのである。

座はずとも市の塵の如く、或る特定の場所に設けらるゝを原則として居た。市の外に、商人の營業地域が出來た場合にも、或る一定の場所に限られ、各所に散在するものゝ如きは、一つの變則と看做された。そこに座がもとは一とかたまり一例へば塵の如き一から成つて居つて、離れ々々になるべきものでない事を暗示して居るやうに思はれる。併し後になると、もとよりある座の外に、新たな座が出來た。それが本座に對する新座である。新座の後に出來たものを前のそれに對して孫座ともいつた例もある。新座の發生は、(第一)本座の獨占して居る特權の分け前に預からうとするものが出來るからであり、(第二)座の本所といふべき諸司とか、諸家とか、社寺とかは、本座の外に、新座を許せば、それ丈自家の収入の増加を來すからであつたらう。併し本座に取つては、其利害が相反する爲めに喜ばれないで、寧ろ反對妨害の態度を取つたものも見える。而して此新座に屬するものゝ中には、後から參加したものの丈に、各所に散在して居たものもあるやうである。

今こゝに一例を擧げるならば、京都の祇園社の所屬に綿本座神人といふのと、綿新座神人といふのがあつたが、北朝の康永二年に、兩者の間に訴訟紛議を生じた。此顛末を書いた祇園執行日記に據ると、當時本座では本座が保延年中に始められたといひ、新座では新座が建仁年中に置かれたといつて居るが、正確な事はもとより判り兼ねる。併し本座神人は三條町、七條町、及び綿小路町に纏つて居たが、新座神人は各所に散在して居つたから、散在新座神人とも、散在商人ともいはれて居つた。何れも商人と書かれては居たが、康永二年七月日の感神院の解状には、本座神人に當るものを町人と書き、これに對して散在神人に當るものを散在商人と書いて、町人と商人と書き分けて居るのが、注意を惹く。(祇園執行日記も同様である)よく見る

と、本座の營業地域に限つて、町と書き、散在神人のそれは散在と書いて居る。それで町人に對して又里商人と書いて居るところのあるのが諒解される。即ち本座町人の營業地域は「町」であるから、此町以外の營業地域を町に對して「里」と呼んだものである。勿論これは町本位でいつたもので、里とはいひ條、矢張京の町であつた。而して新座は後から參加したものに、本座に比して、本所に對する負擔が重かつた場合もある。(大乘院寺社雜事記文明十年四月二日條に見える大乘院門跡の管轄した檜物座の本座と新座との如き)尤も本座の座衆に缺員のあつた場合は、新座から入つてこれに加へることも出来たが、其場合に納むべき任料錢即ち入座料は頗る高價であつた。

尤も座といはないで、座の實のあつたものもないではなかつた。京都の土倉の如き土倉一衆といつて、土倉組合を意味して居つた如きは其一例である。

柴學士は商業の座の成立原因は、專賣にあらざして、關稅免除の特典を享くる爲めであると解されて居る。これは當時の商業が、主として行商出稼人であつたとの見方からである。併し偏した見方と申すの外はない。當時の商業は決して行商ばかりではなかつた。都會にあつては、皇都の如き、東西市があり、それが衰へても、各所に商業地域が出来て、そこを營業地と定め、其他に散在することは、原則として許さない。それが地方に迄も及んで居る。例へば石清水八幡の神人たる商人にしても、境内其他一定の營業地域に限つて、他所散在のものを排斥し、又北野西京神人も、他方に至つて營業するを咎められて居るのがそれである。地方の市場は、多くは一定の市日に限つて開かれたけれども、其市場に於ては、出場の人員も定まり、彼等の間に座が成立して、市座といはれて居た。これは座の延長と看做すことが出来る。

時代が下れば下る程、商業に關する迫害が加はつて來たが、それと正比例に、座の必要を加へて來たから、座の結果はより鞏固となり、それと共に、座の外護を求めるところも亦喫緊事となつて來た。座の本所となるもの、範圍も益々廣く、皇室あり、神社あり、寺院あり、諸司あり、貴族あり、幕府あり、守護あり、商人は皇室の供御人となり、神社の神人となり、寺院の公人となる等、種々の名義の下に、多少の義務を負ひ乍ら、これが交換條件として、地方的に營業地域が限定され、それ〴〵其範圍内に專賣權を有して、座外のものゝ排斥し、甚だしきは道路をさへ獨占して、座外の通行者に向つて、其貨物を差押へたこともある。

戰國時代には、時代の背景に依つて、彼相續が一子相續となつた如く、座にも座長が出来(福井市橋宗賢氏藏天正元年九月二十日明智光秀瀧川一益連署書狀)惣領一人に相續せしむべく定めたものがある。(同前弘治三年十月二十一日朝倉義景一行判物)越前國福井の唐人之座、輕物座(輕物唐人座とも)は織物絹類の販賣を業とするものであつて、嘉吉元年六月十七日の偽造の繪旨を楯に、領主の特許を得て營業を續け、天正元年(八月二十五日)にも、信長は北庄三箇村輕物座を先規の如く承認し、同二年(正月)には、三箇座(前記三箇村であらう)其他一乘、三國、端郷に迄も特許地域を擴充し、諸役免除の特典を與へ乍ら、役錢として上品の絹一疋宛をこれに納めさせ、怠納者は座を召放つことゝした。又座外に行商は、役錢として十疋づゝを納めねばならなかつた。

(第二)商取引の機關の發達であつた。當時交通が頗る不便であつて、加ふるに通貨が銅貨の外、布とか、

米とか、何れも携帯に不便なものばかりであつたが、此不便を補ふ爲めに、鎌倉時代に於ても、替銭、替米即ち「かわし」と稱する爲替の方法が行はれ、爲替手形を割符さいふといひ、これを取扱ふ割符屋なるものを生じ、甲の地に於て、何程かの爲替を取り組めば、其手形を以て、乙の地の支拂人に示して受取ることが出来るやうに仕組まれて居た。割符屋は常に其手数料を請求せなかつたばかりでなく、寧ろ比較的高利の利子を拂つたものがある。これは他人に貸出して、より高い利益を収めんとしたからである。永仁の徳政には、普通の貸借と異なる點から、替銭に向つてはこれを適用せなかつたが、後利子を附したものはこれを認めぬことゝ定め、縦令契約には利子を附することゝなつて居るものでも、元金の辨償さへすれば、利子は支拂ふに及ばぬことゝなつた。

戰國時代に至つては、各國領主の割據と共に、各地に經濟の中心たる都會が出来、商人の往來が一層頻繁となつたが、それと反比例して交通の不便は益々加はり、軍事上の必要から、屢杜絶さるゝこともあつた。通貨は益種類が多くなつて、地方的に流通の範圍が異れば、又通貨其者の價值にも相違があり、其通用は煩瑣なる選擇を経なければならぬところから、爲替手形が、其不便や缺陷を補ふに一層役立つことゝなつた。只奈何せん、一般に是等の證券に必要な信用が欠缺して居た爲めに、危険が伴ふを免れなかつた。彼徳政の如きも、此時代には、爲替手形を普通の貸借と同一に看做して、一令の下に、其無効を宣するに至つたのである。併し必要は是等の不便を驅除して、流通高も意外に多かつたやうである。更に注意すべき現象としては、京都に於ける本山と地方の末寺との間に、恰も今日の銀行の本店、支店の如き關係を以て、爲替の振出受取の方法が行はれて居たものゝ見受けらるゝ一事である。寺院は昔から多くの財産を有して、これが貸附杯も行つて居る一種の融通機關であつたが、此時代に於ては、社會周圍の事情が、比較的信用の厚い機關として、一層其利用の機會を多からせたのである。

(第三) 地方の都市港灣の發達した事である。從來兎角中央集權に傾き勝であつたものが、中世に入つて、東國には政治の中心として鎌倉が繁華を呈し、源光行の海道記に、千萬宇の宅が軒を並べて大淀の渡に異ならぬとか、由比濱には數百艘の舟が碇泊して、大津の浦に似て居るとか書かれて居る。足利義滿が明や朝鮮と外交を開始してから、兵庫港は其貿易港としての機能を發揮したが、應仁、文明の内亂に依つて、西陣に屬した大内氏の占領に歸してからは、兵庫に代つて、和泉の堺が遣明船の埠頭となり、これと同時に、大内氏の勢力範圍なる瀬戸内海の航路を避けて、土佐沖から九州の南岸に出づるの航海が盛んに利用された。堺は南北朝時代に住吉社の領となつたが、神主津守氏は南朝に忠勤を抽んでたから、自然市民も吉野に内應し、南朝の四國、九州との聯絡を保つべき樞要の地位を占める事となつた。更に此頃から對外的の躍進が眼立つて來て、遂に歴史あり、天然にも恵まれて居たところの兵庫をも、凌駕するに至つたのである。戰國時代となつては、諸國の領主が其國策上、自給自足の經濟政策を取るに至つた結果、到る處に、地方的の政治、經濟の中心たる都市、港灣の勃興を來した事が、一層商業をして活氣を呈せしめて居る。

(第四) は國民の對外貿易熱の盛んになつた事である。將軍の遣明船は、表面、將軍の名に於て出だされて居たけれども、將軍には夫丈の資力がなかつたから、實は諸大名、神社、寺院中の資産に富んだものゝ合資

で出したものであつて、中には豪商も加つてゐた。文明六年の如きは、幕府は堺の商人湯川宣阿、小島三郎左衛門、和泉の小島林太郎左衛門尉に渡明を命じて居るが、同十五年には、堺の商人が一號船と三號船とを各四千貫文にて請負つて居る。豊臣時代から徳川時代の初期へかけて、大名、商人等が支那、南洋に渡航する特許状なる渡航印信即ち朱印状を受けて、貿易の爲めに、是等の地方に活躍したのは即ち其名残に外ならぬ。

(第五)は通商貿易に對する保護獎勵である。殊に戰國時代の如きは、諸國の領主の經濟政策より勢ひ部内の産業の發達を促進せしむるの急務を感じ、其城下町に於ては、商人の爲めに、必ず一定の營業地域を與へてこれを保護し、國外に船を出して、盛んに金儲けをするはよいが、必ず本國に歸住するやうにとの意味の條文が長曾我部元親百箇條に見えて居る。これぞ此時代の全領主の意志を代表したものといへるであらう。

秀吉の如きは、夙に商業の振興に着目した第一人者であつた。其大阪城の經營には京都堺等から經驗ある商人を移住させて居る。天正十九年(六月一日)彼れが長崎に與へた掟には、港に於て、喧嘩刃傷のあつた場合に、双方日本人ならば、當時の國法に従つて、理非を問はず喧嘩兩成敗に處するけれども、相手が南蠻船、唐船のものであるならば、外國人(異國の仁)の事であるから、特に理非を糺明して、十のもの五分五分ならば、日本人を罪科に處すべしといつて居る。これ外國人の爲めに、喧嘩兩成敗なる國法の除外例を設けんとしたものであつて、其精神は外國貿易の保護獎勵に出でたに外ならぬ。

此時代には同じく商業上の保護の精神から、座に對して憚らぬ威を抱くに至つた。信長の如きも、永祿十

一年に、領内の美濃國加納市場に向つて、座を否認する樂市樂座なるもの、實施を命じて居るが、其後、近江安土城の經營に當つても、其城下町なる安土山下町に與へた町制中、亦同様の條文を設けて居る。所謂樂市樂座とは、座の存立を許さず、營業稅、關稅等一切の租稅を免除して、自由市場となすをいふのである。

秀吉の如きも、天正十五年、博多津を再興するに當つて、これが町制を制定したが、そこには亦問屋諸座の存在を禁じ、各人自由に商業を營ませて、毫も獨占的商業を許さず、地子諸役即ち地代營業稅一切を免除し、港の内には、武士の家を所有するを許さず、押買狼藉を禁じ、賣買、貸借契約を破棄する徳政の發布があるも、此港には適用せない、放火犯人を出だすも、其一人を罰するに止めて、全港の住民に及ぼさぬといふが如き、法律の除外例を設けて、其繁榮を圖つた。戰國時代に於て、却て商業貿易の前古無比なる發展を來したのは、一見不自然なるに似て、其實、寔に當然の事といふべきである。

併し此時代の商業が、皆樂市樂座となつた譯では決してない。座は此時代の色彩を加味して、一層優勢となつたのであつて、時代の商業は、尙ほ原則としては座の存在を認めぬ譯に行かなかつたが、除外例として、此樂市樂座の新制が行はれたに過ぎない。而かもそれは大體に於て、新たに開かれた市場の如き、何等因襲に捉はれぬところによく行はれてゐた。天正四年、信長は、越前に於ける諸商業を樂座としたけれども、只輕物座、唐人座は、信長の先きに與へた朱印や勝家の一行の旨に任せて、商人衆中を進退せしめ、法用の儀は定の如くたるべしと令してゐる。これ此座が既に繪旨をも承けて居るといはれて、(縦ひ偽造にもせよ)多年の因襲が容易に改め難かつたからであらう。

第五章 中世の社會

鎌倉時代の社會の中心勢力となつて居た武士の大多數は、中産階級の人であつたばかりでなく、貧富の差も初は夫程甚だしくはなかつたものであるが、御家人多數の破産に依つて、御家人制度の崩壊を來たし、それに伴つて守護大名の擡頭となり、武士階級に於ける貧富の差が甚だしくなつたのみならず、一般社會に於ても亦さうであつた。當時陸には強盜、海には海賊が跋扈して交通を脅し、動もすれば無警察の狀に陥らせることがあるけれども、これを取締るは頗る困難の状態にあつた。主なる都市に於ては、市中の要所々々に木戸を設けて、夜に入ればこれを閉鎖し、人の通行を許さなかつた。又其周圍に堀を穿つて、他と遮斷したこと抔も、亦賊難に備へんが爲めに外ならぬ。地方の都市についていふならば、兵庫の如き、博多の如き、堺の如き、殆ど然うでないものはなかつた。而かも是等の盜賊は、窮民の中でも氣の利いた方であつて、然らざるものは、相率ゐて乞食となつた。當時國內沿道到る處に乞食の數が夥しい多數に上つて居た事は、色色のものに徴されるが、これを實見した外國人の筆に成つたものが、比較的正確であらう。應永二十七年に朝鮮から日本への回禮使として來朝した宋希環の往復の紀行老松堂日本行録を見ると、攝津の西宮を通る時の詩に「毎聽飢民乞食聲」といふ一句があつて、其註に「日本人多、又多飢人、又多殘疾、處々路邊僉坐、逢行人則乞錢」とある。人口過剰は此頃からして既に外人の眼に映じたと見える。飢人の多かつたのは、水旱等に依つて不作の年には直ぐに飢饉となつた當時に於て免れなかつたところであり、殘疾は癩病患者、

其他の不具者等であつたらうと思はれるが、是等の飢民や、不具者等が多く、到る處の路頭に坐つたまゝ、通行人に向つて、うるさく施與を求めたものらしい。寛正二年の飢饉の時の如きは、流行病さへ手傳つて、餓死するものが多く、京都の如きも、其死骸が市街に一杯であつたところを、大雨の爲めに賀茂河へおし流された。これを見た當時の人は、天が下土の爲めに、穢惡を洗つて呉れたのだと見て快哉を叫んだといふ。(大乘院寺社雜事記)斯様に窮民の多かつたにも拘らず、救濟事業はこれに伴はなかつた。越中の入願阿が假屋を作つて、多數の飢民を收容し、これに粟粥をすゝらせ、死んだものはこれを葬つてやつたが、僅々二箇月ばかりの間に、其數が八萬二千人に達したといはれる。以て其一斑を窺ふことが出来よう。

さり乍ら斯る間にあつて、一面從來社會的に恵まれなかつた凡下、殊に商人の中から、富豪が出来、其活躍に依つて、次第に實勢力を認めらるゝに至つたのであるが、他面には又、これも社會的に虐げられつゝあつた武士中の失業者たる浪人、凡下中の窮民共が、次第に社會的に目醒めて來て、そろゝ活動を開始し、足利幕府以來弛緩した階級制度を、事實上崩壊に瀕せしめた事は、最も注意すべき事であらう。

(第一) 彼等の社會運動とも看做すべきは、主として經濟上から來て居たのである。義教の將軍となつた正長元年には、飢饉の上に三日病と稱する流行病さへ流行つて、死者を多く出だしたが、近畿地方から始めて各地に窮民の暴動が起つて、彼等の債權者であつた酒屋、土倉、寺院等に襲撃を加へ、強制的に借書を取戻してこれを破棄し、抵當物を掠奪した。貸借契約の破棄は、鎌倉時代には徳政といつたから、これも徳政一揆といはれ、土民の一揆であるから、又土一揆ともいはれ、馬借がよく起したから、馬借一揆とも稱せられ

て居た。幕府も其要求に餘儀なくされて、不承々に徳政令を發布し、さなきだに彼等の氣勢を高めた。徳政一揆の目指した敵は、土倉、酒屋、寺院等の資産階級であつたが、其勢の激するところ、遂に一種の階級闘争の形を呈した。播磨の國に於ける土民一揆は、國中の武士を攻撃したが、彼等の窮極の目的は、侍をして國中にあらしむべからずといふにあつたといはれる。(薩戒記)これ多年虐げつゝあつた武士階級即ち特權階級に對する復讐と見るべきである。因襲に捉はれた貴族達の耳には、此報道は正に革命的の聲と響いたであらう。筆を抛つて「亂世之至也」との歎聲を洩らしたものの、あるのは、こと理りせめて憐れである。

義教の襲職の初に起つた徳政一揆は、土民運動に一時期を劃した。嘉吉元年に、義教が赤松滿祐に弑せられて、幼子義勝が將軍となつた時に、土民は將軍の代初に徳政を行ふが先例であるといつて、又も一揆を起した。而かも當時の社會に於ては、貴族も大名も自家の債務の免除を喜ばぬものはなかつたから、口には彼等の暴動を非難し乍らも、心密かにこれを歓迎しつゝあつたのである。嘉吉元年の京都の土一揆の如きは、其當面の被害者たるべき土倉一衆(組合の事)から管領細川持之に一千貫文を贈賄して、其鎮壓を申請したが、それには諸大名の間にも非難があつて、彼等は土民に對する暴壓の命に應じようとせなかつた上に、土民軍の勢が猖獗であつて、これを取押へ難い氣勢を示したから、管領は一千貫文を土倉に返却して鎮壓の手を弛め、土民の要求を容れて、彼等の債務に限つてこれを破棄すべき命令を出さうとした。然るに土民は、いつかな承知せず、債務の破棄は公家、武家にも均霑させられんことを要求して已まなかつたといふことが、建内記(九月十二日條)に見えてゐる。彼等は彼等自身の爲めよりも、寧ろ公家、武家の人々の窮乏に對す

る深き同情から徳政要求の運動を起したものであると言ひ張つた。これが爲めに、幕府當局との交渉が一時停頓を來したけれども、幕府は遂に土民の主張に屈從するの外なかつたのである。これ土民としては、甚だ出過ぎた口上ではあるが、それは彼等の運動が、其裏面に於て、是等の貴族社會、特權階級の支持のあつたことを恃みにして居たものと見るべきであらう。

(第二)爾來中央に、地方に、土民の一揆は屢起り、其兵力侮るべからざるに至つた。別して應仁、文明の内亂に、東西兩陣共、正規兵たる武士が、帷幄の内に隠れて、實戰には寧ろ多く此土民兵を使用した爲めに、一層其威力を發揮することが出來た。當時所謂足輕なるものがそれである。彼等は甲冑を着けて居たものは少く、多くは半裸體になつて身を軽くし、飛ぶが如くに疾走したものである。眞如堂縁起の描寫した應仁亂當時の足輕と覺しきものを見るに、武装したもので、腹巻がせいゝであつて、裸體に手拭やうの裂れを首に巻き、拔身で眞如堂の葎や柱を取り外し、陣營を作る材料として持出すところの場面がある。一條兼良の將軍義尙に贈つた意見書樵談治要には「足輕といふもの長く停止せらるべき事」との一條が立てられて居る事程、足輕は應仁亂の産物として識者の間に眉を擧めさせたものと見える。彼等の中には、武士の失業者たる浪人が交つて、其牛耳を取つて居たものもある。彼等の軍隊的訓練はこれに依つて學んだものであらう。彼等が武士に對抗して暴動を起したのも、もとより其邊の自信があつたからに相違ない。既に土民にして軍事行動を取り、往々武士をも壓倒するに至つたとするならば、そこに重大なる階級的破綻を招徠せざるを得ない。尋尊大僧正が其日記大乘院寺社雜事記文明二年八月五日條に「近日不見_レ土民侍之階級_レ時節也」と

痛歎して居るのが即ちそれであつて、武士的階級と士民階級との階級間の差別がならされ、延いては階級制度の崩壊を招徠するに至つたのは、當然の歸結でなければならぬ。

(第三) 勝誇つた士民は又政治運動をも起した。應仁、文明の内亂は約十年の後に、一旦終熄したけれども、畠山兩家の争は、猶ほ結んで解けなかつた。兩軍は山城に於て對峙し、寺社、本所領を押領して軍資に充て、要所々に關所を設けて、交通を遮斷した。爲めに地方民の被る迷惑は多大であつたが、山城一國の士民は國一揆を起し、十六歳から六十歳迄のものを召集して會議を催し、席上(一)自後兩畠山の軍隊を山城國中に入れてはならぬ。(二)寺社本所領を復舊すべし。(三)新關を撤廢すべしとの三事を議決して兩軍の同意を迫つたが、兩軍も初はこれに従ふことを躊躇したものゝ、遂にこれに屈服して、即時撤退を開始した。彼等は翌年更に宇治平等院に於て、會議を開催して國の定と稱する國中の法律を規定し、其代表者は總國月行事の名に於て、租税の負擔について布告して居る。而して兩軍撤退に關する彼等の運動の黒幕には、大和の越智家榮が居り、後日成功報酬について士民との間に、紛紜を生じたやうである。山城國守護の如きも、事實上、士民の左右するところであつたらしい。其他紀伊の如き、阿波の如き、大和の如き、加賀、越前の如き、一時は殆ど士民に依つて支配されて居たと謂つてもよいところもあつた。

(第四) 彼等は又宗教一揆を起して、領主の宗教の迫害に反抗した。一向一揆の如き、法華一揆の如きがそれである。加賀の本願寺の坊官の如きは、巧みに信仰の力を利用して、一步を進むものは極樂に行けるが、退くものは地獄に墮すと説いて、信仰に燃ゆる無智の士民を激勵した。一向宗の土一揆の爲めに、守護が殺

されて、一國の行政事務が本願寺の坊官に依つて主裁されたことが長く續いた。越前の如きも、亦一時これと同一の運命に陥つた事がある。これは元來宗教運動であるが、其結果は、政治運動化したものである。公卿の中に、「天下可爲一揆之世」と歎息したものゝあつたのは、(二水記) さまもあるべき事である。實際士民の一揆以外に、大名の一揆があり、近習の一揆があり、沙喝の一揆があり、長袖の間に堂上一揆があり、甚だしきに至つては、盲人一揆さへもあつて、それ〴〵に侮るべからざる威力を揮つて居るのであつた。

斯様に何事も多數の力に依つて直接行動に出るといふ事それ自身は、決して好ましい現象ではなかつたらうが、それは、下層社會の自覺に依つて基礎附けられたものであつて、そこに政治上、社會上、宗教上、あらゆる方面に侵すべからざる新潮流の横溢して來た事を示すものである。彼等士民の飛躍は、遂に彼等の中から一國一城の主を出だし、果ては豊太閤をさへ出だして其絶頂に達した。

下剋上といふ言葉は僭上を意味するものとして、階級的社會に屢用ゐらるゝ常套語であつて、彼建武元年の二條河原の落書の中にも、「下剋上スル成出者」の一句がある。日本の歴史は古いけれども、常に何年かの間に新陳代謝が行はれ、舊勢力が新勢力に代つて人心を一新する事に依つて、新生命を與へて居る。彼源平二氏迭立の思想の如きは、政治上に於ける其思想の一つの現れに過ぎぬ。若し然らずして、公家の如く、先例慣習にのみ拘泥して居つたならば、必ずや文明は停滞し退歩して、國は滅びたに相違なからう。山名宗全が一日或る大臣家に參つて、大臣と對談した時、大臣が先例を引き乍ら、何吳とえらさうにいはれたのを聞き咎め、君の仰せ一應は御尤乍ら、強ちに例を引かるゝはよくなからう、古來の例をいへば、自分等の如き

匹夫が君に對して斯様に同輩の話を交へる例があつたらうか、例といふは其時が例である、今後は例といふ字を時といふ文字にかへて御心得あるべしと、苦々しく言ひ放つたので、道の大員も閉口されたと塵塚物語に見えて居る。歴史を研究するものも亦宗全の説の如く、細心の注意を以て時代の流の機微を洞察し、一切の因襲傳統其他不純の分子を其腦裡から滅却し、刻々に推移する時代の正しき動きに當面して、適當の解釋をなさねばならぬ。

第六章 中世の宗教

平安朝には、天台、眞言、即ち顯密の二教が鎮護國家を標榜して、殆ど國教となつて居たが、永い間競争者の現れなかつた爲めに、宮廷佛教となつて貴族化し、形式化して仕舞ひ、僧侶もこれに馴れて、戒律を守るものが少く、一般人心を支配する力を失つたから、平安朝末期より、鎌倉時代中期にかけて、念佛宗、禪宗、日蓮宗等の新宗派が勃興して、此方面の缺陷を補ふ事となつたのは、教界の一大壯觀である。一心に彌陀に歸依して、専ら念佛を修するものは、極樂往生疑ひなしとの一念往生の信念は、既に平安朝末期から行はれてゐたが、鎌倉時代初期には、法然が選擇集を著し、門弟達が其宣傳に力めたから、貴賤僧俗老幼男女の間に偏く普及した。それには一面、源平時代の、やんごとなき皇族、及び貴族、武士の目まぐるしき榮枯盛衰が、時代人心を極度の不安に導いた事や、貧富の懸隔が甚だしく、貴族富豪の詩歌管絃に耽り、奢侈風流を極むる他方には、餓孚飢民の京洛の街頭に彷徨斃死するものがあつても捨てるものがなき此世乍らの

地獄の出現を見て、現世の果敢なさを觀じ、一圖に來世を欣求せしめた事も思ひ合せなければならぬ。念佛宗の所依は阿彌陀經四十九卷であるが、敢て其讀誦を強ふるでもなく、唯念佛を修すれば、堂塔を建て佛事を修するが如き功德を行ぜずとも、彌陀の來迎を得て、極樂に赴く事が出來ると説く。甚だしきは現世に於ては、十惡五逆を犯したものであつても、佛號を念ずる一事に依つて、來世では極樂に迎へらるべしといふ。これ程安價な贖罪法はあり得ない。其滔々として人心を風靡したのは寧ろ當然である。只法然の徒弟が、徒らに他宗を斥けて雜修餘行となし、出離の要にあらざると罵り、神詣をさへ雜行としてこれを排斥した事から、社會一部の反感を唆り、南都北嶺は佛法の怨敵として、朝廷に其處分を要請した爲めに、法然の徒安樂住蓮は、出家の身であり乍ら死刑に處せられ、法然も亦讃岐に流され、示寂後も其墓を發かるゝに至つた。而かも是等の迫害は却て徒弟の信心を固めて、念佛の隆興を助長し、促進するばかりであつた。

念佛宗に次いで、主として大に士流の間に行はれたものは、禪宗即ち當時の所謂達磨宗であつた。能忍、榮西に依つて提唱された禪宗も、亦其直指人心、見性成佛の直截簡素な宗義が、甚く人心を惹附けたと見え、京都に於ては、早くも山門衆徒の抗奏となり、朝廷にもこれを容れて停止の宣旨を下された。榮西は傳教大師が既に禪法を受けた事を説いて、「禪宗若非、傳教亦非、傳教若非、台教不立」と衆徒の祖意に暗さを笑つたけれども、其後の彼れは鎌倉に赴いて將軍母子の擁護を受け、建仁寺を京都に創立し、台密禪の三宗を置いて天台の別院、山門の末寺となし、其宗儀も亦強ちに唐様に拘泥せんとはせなかつた。これ其心機一轉、山門に對する反抗の見切をつけて妥協を圖つたものであらう。

法然も、榮西も、其一代は單なる祈禱僧に過ぎなかつたが、世を経るに従つて、其宗義が發揮され、殊に甚く鎌倉武士の信念に契合して、彼等の間に、信仰の地盤を開拓した。彼曠古の國難に處して驚かず、冷靜に善處する事の出來た時宗は、大覺禪師や佛光禪師の參禪に得るところが多かつたといはれる。榮西の弟子道元は、曹洞禪を地方に唱へて、中央の臨濟禪に對立するの素地を築いた。斯くて關東佛教であつた禪宗も、圓爾（聖一國師）の頃から、更に京都に迄も教線を擴張して、武家佛教から公家佛教へと進出した。日蓮は關東にあつて法華宗を高調して他宗を折伏し、元の來寇を機として、大に宣傳に力め、世間的に進出を圖つたが、淨土眞宗と同じく、鎌倉時代には未だ一宗として世に行はるゝには至らなかつた。

念佛といひ、禪といひ、何れも個人の修養を主とするものであるから、それが多少とも、時代人をして、個人主義的傾向を有たせる力ともなつた。武士の如きは、所領の所有を主張するに當つて、主命と雖も敢て絶對服従を守ると限らなかつた。否、庶民とても次期にかけて、徐々に目ざめ行く一路を辿りつゝあつた。南北朝時代から足利時代へかけては、禪宗も足利幕府の殊遇に馴れて、さながら天台眞言の舊宗派の如く、貴族的となり形式化して、僧侶も虚榮を逐ひ、名利に捉はるゝ事となつた事が、義堂周信の如き人格者に依つて嗟嘆されてゐる。其事自身、時代人に取つて行爲の規範たるべき力を失つた事を裏書してゐる。

殊に應仁、文明の戦亂前後に於ては、戦亂打續いて、生命財産の安全が極度に脅かされ、人はさながら噴火山上の舞踏を續くるの思があつた。是時に當つては、來世の救済を旨とする淨土佛教もさる事乍ら、それは尖鋭的な時代人心に取つて寧ろ微温的であつた。彼等の要求するところは、今一層活動的であり戰闘的であらなければならぬ。日蓮宗と一向宗とは、此點に於て目ざましき活躍を遂げたのである。彼等が他宗を折伏し、又他の壓迫に反撥して、布教の新天地を開拓した事が、下剋上の人心に投合して、最初庶民の間に教線を張りつゝあつた彼等も、次第に貴族階級に迄擴充されて行つた。

日蓮宗の日親は京都本法寺の開山であるが、彼れは到る處に法華經を談じ、諸宗を非難して宗論を事とし、人呼んで無双の惡比丘といつた。彼れは日蓮に倣つて立正治國論を著し、將軍義教を諫めたが、捕へられて獄に下され、慘酷なる拷問にも屈せなかつた。一旦赦された後、肥前に赴き、更に活躍を續けたから、寛正元年義政は小城々主千葉元胤に命じて京都に護送させなければ、數月を経るも上洛せなかつた。よく聞けば、上洛の途上、彼れを渴仰する信徒の爲めに路を遮られて進みかねたからであるといはれる。寛正の頃、日蓮宗の京都に於ける主なる寺院は三十五箇寺に達したが、融通念佛の道場と同じく、四條大宮等、市中の目貫な盛り場を占めてゐたのは、彼等商人の間に、布教の版圖が擴められつゝあつた事を示してゐる。それが次第に上流に歸依者を増して、攝家の隨一たる近衛家の房嗣の如きも、みづから法華宗に依つて葬儀を行ふべき旨を遺言するに至つたが、遠に先例のなき事として、折角の遺言も遂に其遺族親族に依つて無視された。一向宗に於ては、此時代に一代の傑僧蓮如を出して居る。彼れも宗祖親鸞の傳統を守つて、中納言廣橋兼卿の猶子となり、青蓮院尊應に入室して兼壽と號し、後奈良興福寺大乘院の經覺大僧正を師として法相宗を學んだ。彼れは通俗にして簡明なる文書傳道に依つて、盛んに佛恩報謝、信心決定を説き、情意兼臻つた。それが彼れのお文である。

山門は、此頃迄も教界の羅馬法王を以て任じ、日蓮宗に對して加へた壓迫が、遂に所謂天文五年の法難を生じ、京都の日蓮宗の全寺院を逐うて堺に避難させた。更に一向宗に對しては、蓮如の師匠であつた天台座主尊應や大乘院經覺の調停庇護も其效なく、大谷の本願寺は山門の派遣した近江の馬借に依つて焼かれ、蓮如は一旦大津の三井寺の南別所に遁れ、後北國に去つて、越前 加賀の堺なる吉崎に道場を開き、北國に地盤を据ゑた。そこでは高田派と本願寺派との争に、守護の勢力さへ加つて、猛烈なる宗教戦争が捲起された。蓮如は北國を去つて、山科に本願寺を創立し、こゝに華美やかな一大宗教王國を建設したが、其後、又焼かれて大阪の石山本願寺に移つた。其迫害の加はれば加はる程、熱烈な門徒の数は増すばかりである。斯くて俗界に於ける勢力は、領土こそ少なけれ、信仰的版圖の擴張に依つて、事實上多數の領民を有し、又物質的の富を積んだ點に於ては遙に守護大名を凌駕した。此宗教的大名としての本願寺は政治上、軍事上の誘惑を斥けかねて、證如の如き、顯如の如き、屢石山城に據つて兵を用ゐ、就中顯如は織田信長と戦つて、よく數年の包圍に堪へ、勅使を煩して漸く講和の求に應じ、開城するに至つた。此驚くべき強みは、彼等の法敵に對する燃ゆるが如き復讐に依つて力附けられたからである。

蓮如と略時を同じうして、神道界には、又一代の奇傑吉田兼俱を出した。是より先き、神佛混合の説は鎌倉時代に佛を本地とし神を垂跡とする事に完成したが、南北朝時代頃より、これと反對に、本地が神で垂跡が佛であるとする説が擡頭し出した。これ神道の自覺とも看做すべきものである。南朝の元勳北畠親房は一家の神道説を有し、神國觀を高調してゐたが、それは外宮の度會神主で熱心な宮方であつた家行に負ふところが多かつたらしい。兼俱は唯一神道を唱へて神儒佛の綜合を圖つた。彼れは吉田に齋場所を設けて、全國大小の神祇を祀り、神社の綜合統一を圖つたが、伊勢の神器がこゝに天降つたと奏聞して齋場所の大元宮に奉安することを許され、爾來吉田は吉田太神宮と呼ばれ、斯くと聞傳へて參拜するもの引きも切らなかつたといはれる。縦ひ其動機の不純で所説行事に幼稚矛盾の嫌を免れぬものがあつたとしても、佛教徒に依つて征服された神道を振興して、後の神佛分離の一段階とした功勞は、これを没却する事が出来ぬ。

此時代の末に、天主教の侵入があつた。日本に於ける其開山ともいふべき耶蘇會のバードレ、フランシスコ・ザエリオは、渡來の初、印度の僧侶と看做されてゐた。其後を承けてトルレス、ギレラ、フロイス等の諸バードレが、佛教徒の迫害にもめげずして、熱心に布教を續けた爲めに、不眞面目なる僧侶に嫌らぬ一部の國民は、喜んで其教を聽いた。信長が彼等に好意を寄せたのは、其本分を忘れて俗界に跋扈し、自家の事業の遂行を妨げる僧侶に對する憎惡の反動と見るのが至當である。秀吉の如きも、亦彼等の熱心に感じて、初めは其布教に便宜を與へ、自身も彼等が餘りに一夫一婦を嚴しく言はぬ事にすれば信徒となつても苦しいとの告白をしたと傳へられてゐる。然るに彼れは後に、諸大名の歸依した九州地方の教徒が、極端に固有の信仰たる神佛を排斥した事實を聞知し、且つ面のあたり宣教師に依つて長崎村の占領されてゐるのを見て、彼等が領土の野心を包藏するを看破し、一大斧鉞を下して、許商禁教の策を執つた。徳川幕府も、初の内は此方針を踏襲しつゝあつたけれども、其效なきを見て、寛永十三年に至つて、遂に鎖國政策に方向を轉換するに至つたのである。宗教家が宗教家として定められた範疇を脱した結果、淺間しき最後の運命に墮する事

は、古今東西の歴史の均しく立證するところである。(大正一五、七)

第二 鎌倉時代

緒言

私はこれから、鎌倉時代約百五十年間の歴史を、前期、中期、後期の三期に分けまして、時代の動きを高所から見た概括的の説明を致す積りであります。ついでには先づ治承四年に源頼朝が平氏に對して兵を擧げましてから着々成功致しまして、我歴史上に未だ嘗てなかつた武家の政府即ち幕府を創立したのでありますが、それは全體如何なる性質のものであつたかと申す事を、此時代以前にも溯つて稍詳しく述べまして、これから説き出す此時代の基礎的概念を與へる事に致しませう。

一體歴史といふものは丁度天氣豫報によく出て來る氣壓の變化の様なものであります。一方に高氣壓が出現しますと、其地點から周圍に風が吹き、又其高氣壓が移動を起さうと致しますと、低氣壓が追つ駈けて參るといふ風なことがいつも繰返されるのであります。それがさながら歴史が繰返すやうに思はれたり、又そこに一定の周期律があるかの如くに見えたりする譯でもあります。

上古より鎌倉へ

扱日本の上古時代には一般に人々が其家柄を尊重致しまして、社會上によい地位を得て居たものは、同時に政治上にもよい地位を得られ、それらの豪族閥族が各地に割據して、自然と封建を形ち作つて居りましたものが、中古の初に支那の儒教の王道主義に則り、又隋唐の法律制度を摸倣して種々の改革が行はれましたから、大體郡縣に改まりました。それが鎌倉時代になつて又封建の世になりましたのも、矢張歴史が繰返すといはるゝ一例として見る事が出来ませう。

昔も今も、又何處の國でも同じ事でありますが、國體や社會組織や國民感情の違つた外國の制度を徒らに模倣致しましても決して圓滑に實施されるものではありません。さうかといつて其内に水を混ぜた様に固有の習慣を加味致しますれば、折角の改革も其一角から崩れて來ることもなります。例へば中古の官制は支那に倣つて人才登用の途が設けられ、國司即ち地方長官の如きも、一定の任期を以て更迭することになつて居りましたが、其部下の郡司は上古の國造の家柄の人から採用することの出來る様になつて居た事杯がそれでありまして、其結果、自然浮草稼業の長官よりも、土着の名家たる郡司の方に地方人の人望が高く、長官もこれを憚る様になりましたから、長官や其子弟中には郡司と懇意にして、中には其子女と婚姻を結んだものもあり、官を罷めてから後も、其儘舊任地に留まり、郡司の支持を受けて幅を利かせるものも出て、參りました。これ杯も本を正せば改革の不徹底から起つた事でありませう。

中古の初、有名な大化の改革では、何んと申しても土地の國有と私民の解放とより大きいものはありません。彼上古の氏族制度に向つて致命傷を與へたのも、此二つのものであります。

それは是迄の如く閥族が一家で多くの土地を占有し、又少なからぬ私民を有つて勝手に使役して居つたの

は宜しくないから、土地は國有に移し、人民はそれ／＼戸籍に編入することに改められたのでありまして、其國有となつた土地はこれを國民の男女共年齢六歳に達したものに一定の高を以て支給され、是迄の貧富の懸隔の甚だしかつた弊を矯めようとされました、これを口分田と申します。既に原則として財産の私有を否認し、國有の方針を取つて居たのでありますから、一生の間所有を許された口分田はもとより、其他の土地と雖も、小數の除外例の外は私有を許しません。此新らしき制度は寔に高遠な理想から出で、は居ましたけれども、そこに缺陷がある。(第一)それでは人間の本能とも謂ふべき物慾を満足させる事が到底出来ませぬ。(第二)死亡、失踪、犯罪に依つて、國家の方へ奉還すべき機會もないではなかつたけれども、又新たに支給すべき人數も、それ以上に殖えて参りますから、それに應ずる丈の土地が足りなくなる。それを如何にして補つて行くかといふ事は、此制度の前に横つた一大難關でありました。結局荒蕪地の開墾に依つて、新らしい耕地を得るの外はないと認められました、政府は頻りに開墾を奨励し、一定の期限を設けて、特に其私有を許すことに致しました。併しそれでは、期限が近づくといふと、自然に開墾を放棄して再び本の荒蕪地になつて了ふ事が有勝でありましたから、遂に政府は心ならずも開墾者に完全なる所有を許すに至つたのであります。此墾田を始め、人民の私有に歸しました土地を、其他の國有地、即ち國司の管轄して居つた公領と申す土地と區別して莊園といつて居ります。莊園は國司の支配を受けない土地でありますから、さういふ土地が殖えて來ると、それ丈國家の収入が減少して参ります。故に歴代の政府は不徹底乍らも此莊園減少の方針を取る様になりまして、間歇的に何年以後の新たに出來た莊園は廢止するといふ法律を時々に出しました。

すると國司は政府の方針に忤をかけて嚴重に取締り出しましたから、地主の間に恐慌を來たしまして、彼等も自衛上あらゆる對抗手段を講じました。其中でも最も有效であつたのは、表面神社、寺院、皇族、貴族達に寄附の手續を取りまして其領地といふ事にして貰ひ、自身は土地の管理人になつて多少の年貢を納める代りに、子孫迄永く實際の所有を續ける事でありました。さういふ事から中央の貴族と地方の地主との間にはおのづから主従の關係が成立つて参りました。併し強硬な國司は尙ほ往々暴力を以て地主を壓迫することがあつたから、地主も決して油斷は出来ません、それに此頃は中央も地方も警察機關が不備でありまして、物取強盜が横行致し、殊に群盜と申しまして白晝群をなして押入るものも多かつたのであるから、地方の物持であつたところの地主の如きは豫め人馬を養つて萬一を警戒するの必要を痛切に感じました。鎌倉時代の繪巻物を見ますと、さうした田舎の豪族の門の上又は其横の方に丁度火の見櫓の様なものがつらつてありまして、そこには弓矢の武器や楯の如きものが立てかけられて居り、又厩には數頭の馬が繋がれて居るのを見懸けますが、これは、いざといへば應戰する用意であります。斯様な自警の設備がなくては到底枕を高くして寝ることが出来ぬといふのが、此頃の世相でありました。是等の地主が當時武勇の輩とか武者とかいはれたところの武士になつたのであります。彼等は武藏七黨杯の如く、民族的に、又地方的に集團をなして居りました。源氏や平氏を其首領と仰ぐ様になりましてからは、一層彼等の間の統制を保つて其威力を揮ふ事が出來ました。

一體源氏でも平氏でも先祖は皇族から出たものでありましたが、中央政府のよい地位といふ地位は皆藤

原氏が獨占して了つて、彼等を容れる餘地がありませんでしたから、彼等は國司や將軍になつて、地方へ赴任して居る中、出身が出身丈に、地方の地主から尊敬を受けまして、其間婚姻も行はれ、主従の關係も成立ち、戦場に臨んで艱苦を共にするにも至つたのであります。一方京都の貴族達は、地方の地主を物の判らぬ田舎者と初めから馬鹿にしてかゝり、東國の武士の如きは、東夷杯と蔑まれて居つたが、ここになると源氏平氏は彼等に對して諒解がよく、同情も厚かつたところから、彼等は自然冷淡な貴族達から、此源氏平氏の人々に鞍替をする事になりました。今度は其領地も表面是等の人々に寄附することが盛んになつて參りました。源氏平氏の方でも其勢力を扶殖するに都合がよかつたから、極力各自の部下の財産を保護致しまして、それが爲めに、源義家の如きは、弟の義綱とすら衝突しさうになつた事もあります。それ丈眞劍であつたことに依つても、彼等が充分に部下の心服を贏ち得た事が思ひ知られませう。

平清盛は保元平治の亂から去就を誤つて衰へて行つた源氏に代つて、獨り武士の棟梁となり、是迄自ら國の堅と稱して皇族の護衛に任じて居たものが、院政が起つて以來頻々として發生する政争の最後の勝利の鍵を握つたところから、次第に政治に目醒めて來る事となり、武家の身であり乍ら、皇室の外戚として太政大臣に迄昇りました。が何様成り上り者でありました爲めに、舊式な政治家、別して後白河法皇の左右の近臣から輕蔑されて迫害を受けた。彼れは自衛の手段としてこれに反抗し、遂に上皇をも幽閉し奉るに至つたが、此頃から次第に人望を失ひ、衰亡に瀕した時、頼朝が現れて、遂に同族の義仲や、弟義經をして平氏を討伐させ、次いで義仲や、義經をも仆して、こゝに空前な武家の政府即ち幕府を建設したのであります。

前期

扱頼朝は幕府の創立について、餘程平氏の失敗に鑑みた形跡があります。(第一)幕府を定めるのに、京都を避けて鎌倉を選んだのも其主なる一つである。東國は源氏の祖先以來深い縁故のある土地であつて、別して鎌倉は頼義以來の遺蹟でもあれば、父義朝の屋敷跡もあり、頼朝も最初は、それへ入らうと思つた程であります。が、何分にも規模が狭いので中止致しました。それ故頼朝は先づ源氏の祖神と崇めらるゝ八幡神を鶴岡に移して、これを祀り、それを中心として、主従間の精神的團結を鞏めました。(第二)幕府の組織は朝廷とは違つて、極めて簡単な三つの機關から成立つて居りました。政所、侍所、問註所がそれです。頼朝は自身が武門に生れて政治に馴れぬからと申しまして、逸早く京都より大江廣元、中原親能以下の拔群の才幹のある文官を招聘して、其顧問に備へ、武士の不得手な行政、司法、立法等の事務を委任し、又事毎に其有益な助言を聽きましたのは、やがて頼朝が大政治家たる素質を備へて居たことを示すものであつて、武家政府の建設は決して偶然でなかつたのであります。加之此三つの機關の如きも、京都の貴族の家政を取扱ふところの役所の仕組から取つたものであります。言はゞ公家の系統に屬するものでありますのは廣元等の立案に成つたからでもありません。形式上から申しましたならば、鎌倉幕府は其主裁者たる將軍家の事務所に過ぎないのであります。將軍の住宅も、政府も裁判所も、皆一つの構内にあつた位でありますから、嚴密には公私の別が判然と致しませぬ。(第三)頼朝は祖先の代から主従關係のある家來即ち所謂譜代恩顧の郎等ばかりでなく、苟くも心から服従を誓つた程の武士は、其前身が平氏其他頼朝に反抗した家人であつて

も、これを御家人と致しまして、勳功があれば、恩賞として領地を與へ、又守護地頭にも採用致しました。平氏の全盛時代には全國の地頭と申して土地を管理するものは大抵平氏の家來即ち家人であつたといはれて居りますが、頼朝の時には、それが又源氏の家人即ち所謂御家人になつたのであります。元來家人と申す侍は、武家ばかりでなく、神社にも寺にも、公家にもありました。が、それらは、もとより頼朝の支配を受けるものではありませぬ。又是等の神社や寺や皇族貴族達の莊園や、國司の管轄した公領も同様、幕府から干渉すべき筋合でなかつたのであります。それでは頼朝の威力も全國の一部分にしか行はれぬ事となりまして、頼朝に反抗するものが出ても、それらの土地に身を隠したならば、頼朝は手を下すことが出来なくなりました。それが文治元年に彼れに反いて行方を晦した義經、行家を捜して捕へる口實として、大江廣元の意見に任せ、全國の如何なる土地にも、悉く自身の直轄の武士たる御家人を守護地頭として配置した主なる動機をなすものであります。就中公領にも莊園にも一様に地頭を置いた事は武家の全國の土地管理であります。これでは如何に頼朝に反抗しようと思つても殆んど手も足も出せない。次に(第四)頼朝の時には勿論一時であつたやうでありますけれども、國司の部下や莊園の管理人をも其支配に移した事があります。これは後に元の來寇の場合にもあつた如く、平民といふ大敵の討伐に多くの軍隊を要したからであつて、原則としては、頼朝直轄の武士たる御家人のみを以て治安維持の任に當つて居り、御家人以外のものは、非御家人と稱して寧ろ排斥したのであります。御家人の兵役の主なるものは京都大番と稱する京都の警備でありまして、其他にも臨時に人夫を出したり、警備をしたり、納税をしたり、寄附をしたりするといふ種々の義務はあり

ました。(第五)扱御家人は必ず所領といふ土地若くは土地から上がる収益を所有するものでなければならなかつたのであります。御家人の兵役は今日の如く丁年に達したのから召集するのとは違つて、各自の所有する所領の高に割當てること、例へば二丁半について兵士一人といつたやうにしたもので、其他の義務皆同様であつたからであります。故に若し御家人にして其所領を失つたならば、御家人の資格は自然消滅するの外ありません。これ義務なくして權利を主張すべき謂れがないからであります。(第六)つきましては彼等は地主の事として、一定の收入しかなく、それさへ凶年に逢つては減少し勝ちでありましたから、頼朝は常に彼等に向つて、何より先づ儉約を奨励致しまして、餘した財産で、家來の兵士共を養ひ、武器を整へて一朝有事の日に備へさせました。それが爲めに身分不相應な美服を着けて出仕した御家人を見懸けると、彼れはいきなり其刀を取つて着物の袂を切つて了ひ乍ら、其不心得を諭した事もあります。而して御家人と其主人たる頼朝との間も、御家人と其家人との間も、皆此恩義、恩情で結ばれて居りました。彼等は名を惜み、恥を恐れて、假初にも卑怯の行を致さず、いざ鎌倉といふ日には、君の馬前で討死するを以て其理想と致して居りました。これが鎌倉武士の道とする所であつて、所謂武士道の極致であります。(第七)斯くして成立した武家の政府は公家の政府即ち朝廷と相對立致しまして、名分上は勿論朝廷の統治下にあつたもの、朝廷と幕府とが各其勢力圏内に於て政治を行ふことになつてゐましたから、兩者の交渉は頗る微妙の關係であつて、往々重大な結果を生み出す事にもなつて參りました。頼朝は朝廷が自身に反いた義經行家の要來に餘儀なくされて自身を朝敵扱ひになされ、討伐の命を下されたことを深く遺憾としまして、それに關係した公卿